

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	滞納整理一元化に伴う地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を取扱う部署の追加について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理）

（担当部課：総務部税務課
健康部医療保険年金課）

事業の概要

事業名	滞納整理一元化に伴い総務部に新たに設置する（仮称）滞納対策課での地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務の実施
担当課	税務課、医療保険年金課
目的	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料の収入率向上及び事務の効率化のため
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯
事業内容	1 概要 現在、税務課及び医療保険年金課では、各課が保有している滞納者情報を共有しておらず、区民等からの納付相談の際は、その都度、各課の窓口等で収入状況等の説明を求めている。また、各課で滞納者の財産調査や滞納処分を実施しており、重複する滞納者においては事務も重複している。 このような状況を踏まえ、区民サービスの向上及び滞納整理業務の効率化を図るため、滞納整理を一元的に担当する課「（仮称）滞納対策課」を総務部に新設し、地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を行う予定である。 この内容が、特定個人情報保護評価指針の別表に規定される重要な変更該当するため、「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」の特定個人情報保護評価の再実施することについて報告した（令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済み）。 その後、「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」の特定個人情報保護評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、各事務の特定個人情報保護評価書の基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。 （1）「地方税に関する事務 全項目評価書（素案）」に対するパブリック・コメントの実施結果 ア 実施期間 令和6年10月10日から令和6年11月8日まで イ 実施内容 税務課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料の閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和6年10月15日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。 ウ 意見提出者 2名 73件 ※パブリック・コメント実施結果（概要）については、資料43におけるコンビニ交付の参考43-1のとおり （2）「地方税に関する事務 全項目評価書（素案）」第三者点検実施結果 ア 実施期間 令和6年10月21日から令和6年11月11日まで

	イ 受託事業者 株式会社RSコネクト ウ 点検結果 評価書は、「個人情報保護委員会への提出及び公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。点検において、詳細箇所について修正すべき点の指摘があり、指摘事項を踏まえて評価書を修正した。 ※上記実施結果を踏まえた、特定個人情報保護評価書の変更点については、資料43におけるコンビニ交付の資料43-1及び資料43-2のとおり ※特定個人情報保護評価書の新旧対照表（素案からの変更内容）については、資料43におけるコンビニ交付の資料43-3のとおり (3)「国民健康保険に関する事務 全項目評価書（素案）」に対するパブリック・コメントの実施結果 ア 実施期間 令和6年10月10日から令和6年11月8日まで イ 実施内容 医療保険年金課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料の閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和6年10月15日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。 ウ 意見提出者 2名 73件 ※パブリック・コメント実施結果（概要）については、参考45-1のとおり (4)「国民健康保険に関する事務 全項目評価書（素案）」第三者点検の実施結果 ア 実施機関 令和6年9月20日から令和6年11月13日まで イ 受託事業者 株式会社RSコネクト ウ 点検結果 評価書は、「個人情報保護委員会への提出及び公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。点検において、詳細箇所について修正すべき点の指摘があり、指摘事項を踏まえて評価書を修正した。 ※上記実施結果を踏まえた、特定個人情報保護評価書の変更点については、資料45-1及び資料45-2のとおり ※特定個人情報保護評価書の新旧対照表（素案からの変更内容）については、資料45-3のとおり
--	---

件名 滞納整理一元化に伴う地方税に関する事務の取扱う部署の追加に係る特定個人情報保護評価の実施について（パブリック・コメント等の実施結果）

保有課（担当課）	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税 軽自動車税
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どこに記録されるのか）	1 個人の範囲 住民登録のある者、住民登録外登録者 2 記録項目 資料4 3－4のとおり。 3 記録するコンピュータ 税務システム（委託事業者が区の統合基盤上に構築したシステム、令和8年2月からはガバメントクラウド上に構築する標準準拠システム）
新規開発・追加・変更の理由	税・国民健康保険料の滞納整理を一元的に担当する課を新たに設置することで、滞納整理に係る相談窓口の一元化、重複対象者に対する事務の重複を解消すること等により、区民サービスの向上及び滞納整理業務の効率化を図る。
新規開発・追加・変更の内容	総務部に新たに設置する（仮称）滞納対策課においても、地方税に関する事務を行う。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	—
新規開発・追加・変更の時期	令和7年1月から 統合滞納管理システムの稼働開始 令和7年4月から 総務部に設置される（仮称）滞納対策課で地方税に関する事務を開始 ※特定個人情報保護評価（全項目評価）の今後のスケジュールは以下のとおり 令和6年12月28日 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表 ※税務課、区政情報課、特別出張所等での窓口での閲覧は令和7年1月6日からを予定

件名 滞納整理一元化に伴う国民健康保険に関する事務の取扱う部署の追加に係る特定個人情報保護評価の実施（パブリック・コメント等の実施結果）

保有課（担当課）	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険に関する事務（国民健康保険料等の滞納整理に係るものに限る）
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どここのコンピュータに記録されるのか）	1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員 2 記録項目 資料45-4のとおり。 3 記録するコンピュータ 国保標準システム 統合滞納管理システム（令和7年1月から新宿区統合基盤上に構築（令和8年2月からガバメントクラウド上に構築予定））
新規開発・追加・変更の理由	税・国民健康保険料の滞納整理を一元的に担当する課を新たに設置することで、滞納整理に係る相談窓口の一元化、重複対象者に対する事務の重複を解消すること等により、区民サービスの向上及び滞納整理業務の効率化を図る。
新規開発・追加・変更の内容	総務部に新たに設置する（仮称）滞納対策課においても、国民健康保険に関する事務を行う（国民健康保険料等の滞納整理に係るものに限る。）。)
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	—
新規開発・追加・変更の時期	令和7年1月から 統合滞納管理システムの稼働開始 令和7年4月から 総務部に設置される（仮称）滞納対策課で地方税に関する事務を開始 ※特定個人情報保護評価（全項目評価）の今後のスケジュールは以下のとおり 令和6年12月28日 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で結果公表 ※医療保険年金課、区政情報課、特別出張所等での窓口での令和7年1月6日からを予定

国民健康保険事務における特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) の概要

I 基本情報

国民健康保険に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

【今回の主な変更点】

- (1) 国民健康保険料の滞納整理を管理するシステムを追記 (P.3、8、14)
令和7年1月から稼働を予定している国民健康保険料の滞納整理を管理する統合滞納管理システムを追記。
- (2) 資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)の追記
(P.3、6、14、18)
マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日以降、被保険者証が廃止され、新たに資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)を交付することとなるため追記。
- (3) オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ上の被保険者異動情報の基本4情報照会の実施に伴う委託内容等の追記
(P.3、15、31、32、36)
オンライン資格確認の運用にあたり、医療保険者等向け中間サーバ等において、個人番号の紐づけの正確性を確認することを目的として、被保険者異動情報を使用して地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に照会等を行う仕組みを公益社団法人国民健康保険中央会が構築し、その業務を委託することから、その法令上の根拠、事務の内容について追記。
- (4) 情報提供ネットワークを利用した情報提供等に関する記載について法改正の内容を反映 (P.4、15)
情報提供等の根拠法令名等を法改正の内容に反映

II 特定個人情報ファイルの概要

以下4つのファイルについて、取扱い方法や、記録される項目等を記載している。

- (1) 国保賦課ファイル
保険料賦課に関する事務を行うためのファイル
- (2) 国保資格ファイル
資格の取得・喪失に関する事務を行うためのファイル
- (3) 国保給付ファイル
保険給付に関する事務を行うためのファイル
- (4) 国保収滞納ファイル
保険料の収納・滞納に関する事務を行うためのファイル

【今回の主な変更点】

- (1) 特定個人情報ファイルの使用主体に(仮称)滞納対策課を追記 (P.100)
令和7年4月から、総務部に新たに設置予定の(仮称)滞納対策課において国民健康保険料の滞納整理を行う予定であるため、特定個人情報ファイルの使用主体に「総務部(仮称)滞納対策課」を追記。
- (2) 納付案内センターの運営業務委託について追記 (P.105)
令和7年1月から、架電及びSMSを利用した納付案内や被保険者からの受電対応業務等を行う納付案内センターの運営業務を委託するため、その委託事項、委託先名を追記。

- (3) 委託先名の確認方法を修正 (P. 56、58、59、60、80、83、)
国保資格ファイル、国保給付ファイルにおける一部委託事項における委託先名の確認方法を「区Webサイトに公開」から「情報公開請求等にて公開」に修正。
- (4) 資格確認書、資格情報通知書 (資格情報のお知らせ) の追記
(P. 54、57、81)
「Ⅰ 基本情報」の(1)と同様
- (5) オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ上の被保険者異動情報の基本4情報照会の実施に伴う委託事項の追記 (P. 59)
「Ⅰ 基本情報」の(1)による委託事項を追記。
- (6) 情報提供ネットワークを利用した情報提供等に関する記載について法改正の内容を反映
(P. 38、40～50、54、61～74、77、84～97、100、
106～109、111～119)
情報提供等の根拠法令名等を法改正の内容に反映

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

Ⅱのファイルを取り扱う際に想定されるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための措置について記載している。

国民健康保険システムを使用する端末起動時の新たなセキュリティ対策であるICカードによる認証について追記 (P. 135)

Ⅳ その他のリスク対策

自己点検、監査、従業員に対する教育・啓発等について記載している。

Ⅴ 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載している。

Ⅵ 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続 (意見聴取の方法等) について記載している。

【今回の実施内容】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日及び実施期間
令和6年10月10日 (木) から11月8日 (金) までの30日間で実施
- (2) 意見の聴取結果
2名 (73件)
- (3) 第三者点検の実施日
令和6年9月30日 (月) から11月13日 (水) まで
- (4) 第三者点検の結果
文言や内容の整理

その他文言の調整

制度改正等に伴う文言の整理を行った。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

新宿区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年12月28日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行っている。 1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務 (1) 被保険者等から国保資格に関する異動届出等を受理 (2) 住民記録システムを使用し世帯・住所情報等を取得・確認 (3) 団体内統合宛名等システムを使用し他機関における資格情報を取得・確認 (4) 国民健康保険システムを使用し資格情報を入力・管理 2. 被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))等の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 (1) 被保険者等から各種証の交付(再交付)申請を受理 (2) 国民健康保険システムを使用し資格情報等を確認 (3) 団体内統合宛名等システムを使用し所得情報を取得・確認 (4) 国民健康保険システムを使用し各種証等の交付判定・作成(交付)・履歴管理 (5) 被保険者証・高齢受給者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の一斉更新 3. 療養給付、付加給付に関する事務 (1) 国保総合システムを使用し診療報酬明細(レセプト)情報を受理 (2) 国保総合システムを使用し診療報酬明細(レセプト)情報の内容を点検・審査 (3) 診療報酬等の支払 (4) 被保険者等から各種給付に関する申請を受理 (5) 国民健康保険システムを使用し資格情報等を確認 (6) 団体内統合宛名等システムを使用し他機関における給付情報を取得・確認 (7) 各種給付の支給決定及び被保険者等への通知・支給 (8) 国民健康保険システムを使用し給付情報を入力・管理 (9) 医療費通知・ジェネリック差額通知 4. 療養給付における一部減額・減免に関する事務 (1) 被保険者等から一部減額・減免の申請を受理 (2) 国民健康保険システムを使用し資格情報等を確認 (3) 一部減額・減免の決定及び被保険者等への通知 5. 滞納者に対する療養給付に関する事務 (1) 被保険者等から療養給付に関する申請を受理 (2) 国民健康保険システムを使用し資格情報等を確認 (3) 療養給付費の充当決定及び被保険者等への通知・支給 6. 保険料の賦課(計算)に関する事務 (1) 被保険者等から保険料の減額・減免に関する届出・申請を受理 (2) 国民健康保険システムを使用し資格情報等を取得・確認 (3) 国民健康保険システムを使用し保険料を賦課(計算)・管理 (4) 被保険者等へ納入通知書・納付書を送付 7. 保険料の徴収に関する事務 (1) 被保険者等が保険料を納付 (2) 国民健康保険システムを使用し収納情報を入力・管理 (3) 被保険者等へ納付証明書を交付、口座振替済通知を送付 (4) 国民健康保険システムを使用し滞納処分情報等を取得 (5) 被保険者等へ督促状・催告書を送付 (6) 被保険者等から徴収に関する届出・申請を受理 (7) 国民健康保険システムを使用し滞納処分等を判定・決定 (8) 被保険者等へ徴収に関する通知等を送付 ※ 国民健康保険システムは、保険料(税)賦課システム・資格管理システム・給付システム・保険料(税)収納システム及び統合滞納管理機能を有する滞納整理システム(以下「統合滞納管理システム」という。)から構成される。 ※ 特定個人情報等の流れについては、別添1を参照

また新宿区は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。

- ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。
- ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分を合算して国民健康保険料(年額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険料の軽減および減免を行う。
- 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。
- ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。
- ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。
- ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。
- ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。

番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令を基に新宿区は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。

＜オンライン資格確認等システムのための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認」という。)＞

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。
- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。

③対象人数

[10万人以上30万人未満]

＜選択肢＞

- 1) 1,000人未満
- 2) 1,000人以上1万人未満
- 3) 1万人以上10万人未満
- 4) 10万人以上30万人未満
- 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	保険料(税)賦課システム
②システムの機能	1. 照会 : 国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、固定資産税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。 2. 申請受付 : 減免申請などを受け付ける。※減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。 減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。 3. 賦課資料入力 : 所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。 4. 更正決議 : 月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応して、増額と減額を分けて決議する。 5. 税(料)額試算 : 架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。 6. 税(料)率試算 : 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。 また、国保中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。 7. 当初賦課処理計算 : 本算定の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。 8. 各種帳票の出力 : 賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。 9. 国・都道府県への報告資料の作成 : 国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。 10. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (資格管理システム、給付システム、保険料(税)収納システム、団体内統合宛名等システム)

システム2	
①システムの名称	資格管理システム
②システムの機能	1. 照会 ：世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証等の発行状況、他業務の情報を照会する。 2. 異動処理 ：加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証（令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の発行まで行う。 3. 証等発行管理 ：保険証（令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ））のほか、高齢受給者証（令和6年11月29日まで）、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証等の発行を行う。また、発行した証等の交付回収履歴を一元管理を行う。 4. 前期高齢者判定 ：随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。 5. 申請受付 ：限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者（旧国保被保険者）・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。 6. 滞納管理 ：特別療養費の支給の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。 7. 保険証（令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の一括更新 ：資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ）を自動で分類し出力する。 8. 各種一覧表の出力 ：年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。 9. 都道府県への報告資料の作成 ：事業月報、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。 10. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 保険証（税）賦課システム、給付システム、保険料（税）収納システム、団体 ） 内統合宛名等システム

システム3	
①システムの名称	給付システム
②システムの機能	1. レセプト管理 :レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。 2. 申請受付 :高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。 3. 照会 :高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。 4. 支払 :口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。 5. 過誤・求償 :過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。 6. 高額介護合算 :申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。 7. 国保連合会データの取り込み :国保連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。 8. 高額療養費の一括計算 :高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。 9. 各種帳票の発行 :医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。 10. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。 11. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 12. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (資格管理システム、保険証(税)賦課システム、保険料(税)収納システム)

システム4	
①システムの名称	保険料(税)収納システム
②システムの機能	1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。 2. 消込 :消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。 4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5. 督促状・催告書の発行 :督促状、納付書付き督促状、催告書および催告書兼領収書を発行する。 6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。 7. 年度末処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。 8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。 9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。 10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。 11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。 12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。 13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 15. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム 保険料(税)賦課システム、資格管理システム、給付システム、電話催告システム(令和6年12月まで)、団体内統合宛名等システム、統合滞納管理システム(令和7年1月から)

システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名等システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一して個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番する。各業務・システムの宛名番号と団体内統合宛名番号、基本情報、個人番号を関連付けて、格納・管理する。 2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバに通知して符号が取得できたか確認を行う。 3. 情報提供機能 :中間サーバへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換して中間サーバへ提供情報を通知する。 4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバへ照会情報を通知する。 5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号または基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。 6. 他業務システム連携機能 :他業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 各業務システム、中間サーバ ）
システム6	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を関連付けて、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能 :情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 :中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムおよび既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報（連携対象）の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成して管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 :中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インタフェースシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報（連携対象）の暗号化および復号や、電文への署名付与、電文および提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インタフェースシステム）から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 :バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(コミュニケーションサーバー)
②システムの機能	1. 機構への情報照会機能 全国サーバーに対して、住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索機能 端末において入力された4情報の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (住基GWサーバー)
システム8	
①システムの名称	電話催告システム(令和6年12月まで)
②システムの機能	1. データ連携機能 保険料(税)収納システムと賦課・収納・滞納処分・電話催告に関するデータについて日々連携する。 2. 電話催告業務管理機能 電話催告対象者の抽出・進捗状況を記録・管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (保険料(税)収納システム)

システム9							
①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム」(*)という。） * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。						
②システムの機能	- 診療報酬明細（レセプト）情報連携機能 医療機関より国保連合会へ提出のあった診療報酬明細（レセプト）情報を連携する。 - 診療報酬明細（レセプト）情報点検機能 区に設置された専用端末を使用して診療報酬明細（レセプト）情報を確認・点検、軽微な修正が可能なか、点検結果を国保連合会へ送信する。 - 統計資料等作成・出力機能 診療報酬明細（レセプト）情報より療養給付費に関する統計資料等を作成・出力する。 - 資格継続業務（詳細は別添1を参照） - 被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能（*）を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 - 被保険者情報の受信（国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル） 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 - 高額該当回数の引き継ぎ業務（詳細は別添1を参照） - 継続候補世帯の抽出（継続候補世帯リスト） 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 - 継続世帯の確定（継続世帯確定リスト） 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ（転出地市区町村高額該当情報データ）を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 - オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照） - 被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能（*）を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 - 医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 ※ ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能をいう。 ※ 当該システムは、国保連合会が管理・運用 ※ 国保連合会と専用端末とは、専用線により接続 ※ 国民健康保険システムとは、電子記録媒体を使用しデータ連携						
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☐ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> </table> ☒ その他（端末が区に設置され、これを使用する、医療保険者等向け中間サーバー等）	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム						
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム						
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム						

システム10	
①システムの名称	住民記録システム(「既存住民基本台帳システム」と同義)
②システムの機能	被保険者等の住民記録情報(個人番号・住所異動・世帯状況等)を検索・確認する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (団体内統合宛名等システム、住基GWサーバー、証明書自動交付システム)
システム11	
①システムの名称	税務情報トータルシステム(「税務システム」と同義)
②システムの機能	被保険者等の所得情報を検索・確認する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (団体内統合宛名等システム)

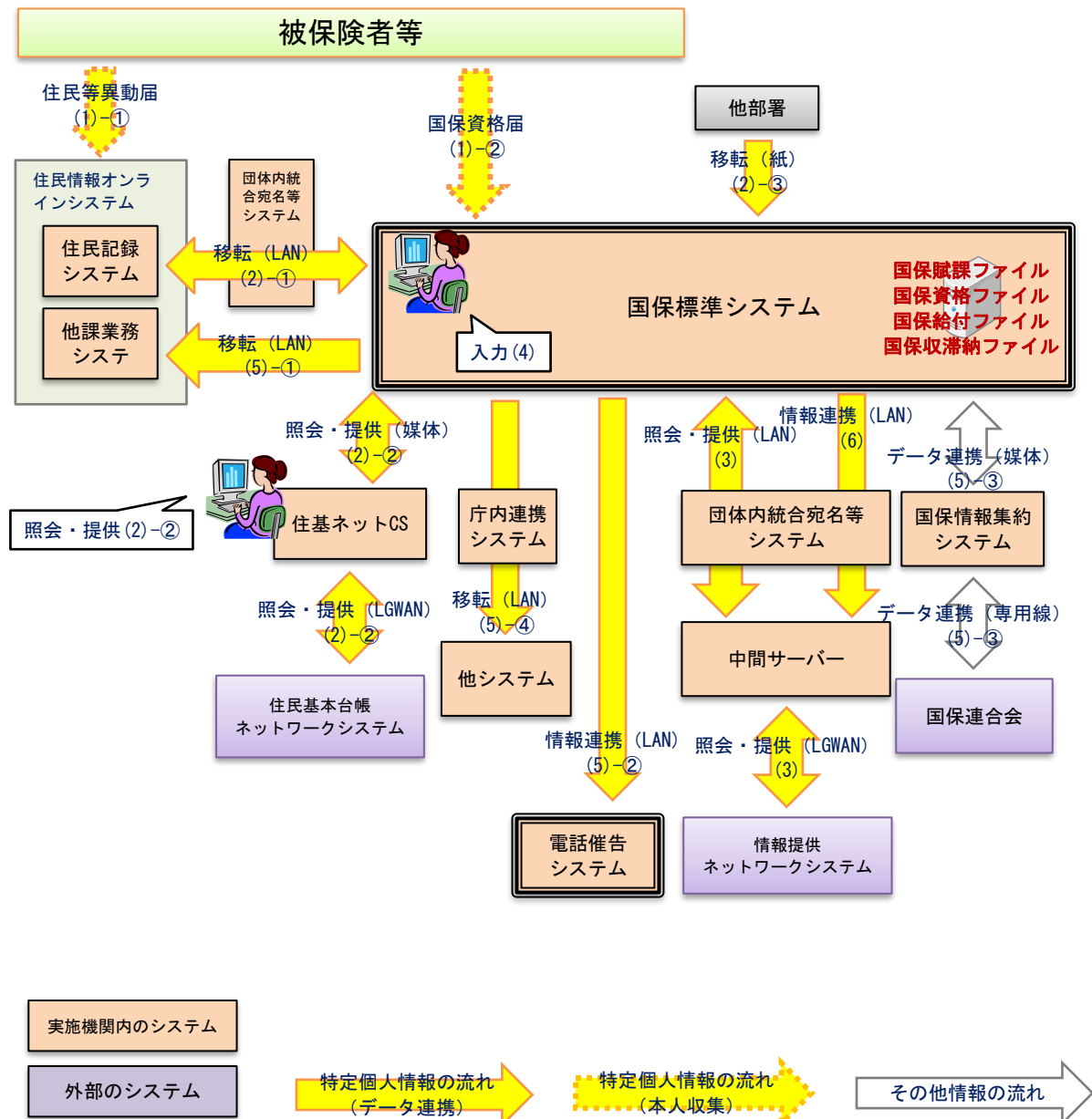
システム12	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー（自治体中間サーバー）」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報（氏名、生年月日、性別、住所）と個人番号の紐づけが正しいかどうかを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理（評価対象） ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する（※1）。 (ii) 被保険者の基本情報（氏名、生年月日、性別、住所）と個人番号の紐づけが正しいかどうかを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供（個人番号を用いないため評価対象外） ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i) 機関別符号取得（※2）（評価対象外） ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会 及び (iii) 情報提供（副本情報）（実施しないため評価対象外） ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー（自治体中間サーバー）」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv) 情報提供（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）（※2）（評価対象外） ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i) 個人番号取得 及び (ii) 基本4情報取得（実施しないため評価対象外） ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー（自治体中間サーバー）」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （次期国保総合システムおよび国保情報集約システム）

システム13	
①システムの名称	統合滞納管理システム(令和7年1月から)
②システムの機能	1. 保険料(税)収納システムとのデータ連携機能 ・業務システムと収納・滞納処分等に関するデータを連携する。 2. 国民健康保険料の滞納整理機能 ・滞納処分に関する情報を記録・管理する。 3. 帳票出力機能 ・納付書、催告書等 outputs する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (団体内統合宛名等システム、保険料(税)収納システム)
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	国民健康保険に関する事務の各種申請書において、個人番号が記載されるようになるため、個人番号を用いて被保険者等の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険に関する事務を適切・円滑に行う。 また、情報提供ネットワークを使用し国や他自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者等が申請時に提出している各種証明書等を省略することで行政手続きを簡略化し、被保険者等の利便性の向上を図る必要がある。 国民健康保険事務では被保険者等に対して以下の業務を実施する。関連する届出・申請書の記載や所得情報等の入手・提供において個人番号を使用することとなり、これらの業務を遂行するために必要な特定個人情報を収集・管理する必要がある。 (1)国保賦課ファイル ・保険料の算定・通知 (2)国保資格ファイル ・被保険者資格・属性管理 ・被保険者資格異動管理 ・被保険者証の発行(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)の発行) ・課税情報の把握 ・高齢者負担割合の判定、高齢受給者証の発行(令和6年11月29日まで) ・オンライン資格確認(※1) (3)国保給付ファイル ・レセプト情報の取り込み ・保険給付申請受付～支払 (4)国保収滞納ファイル ・保険料の徴収・督促・還付の管理および振替口座の管理 ・保険料の徴収、滞納整理 ※1 <オンライン資格確認> オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、以下の特定個人情報を保有する必要がある。
②実現が期待されるメリット	◆これまで窓口等で提出・提示が求められていた関係書類の省略が図られることで、国民健康保険の手続きにおける被保険者等の負担軽減及び利便性の向上が得られる。 ◆他機関への情報照会により、資格・所得・給付に関する情報が的確かつ効率的に把握することが可能となり、事務の効率化が図られ、より適正な国民健康保険制度の運営へとつながる。 <オンライン資格確認> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表の44の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) ・2,3,,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173 (第2条の表における情報照会の根拠) ・69,70,71 <オンライン資格確認> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部医療保険年金課
②所属長の役職名	医療保険年金課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務

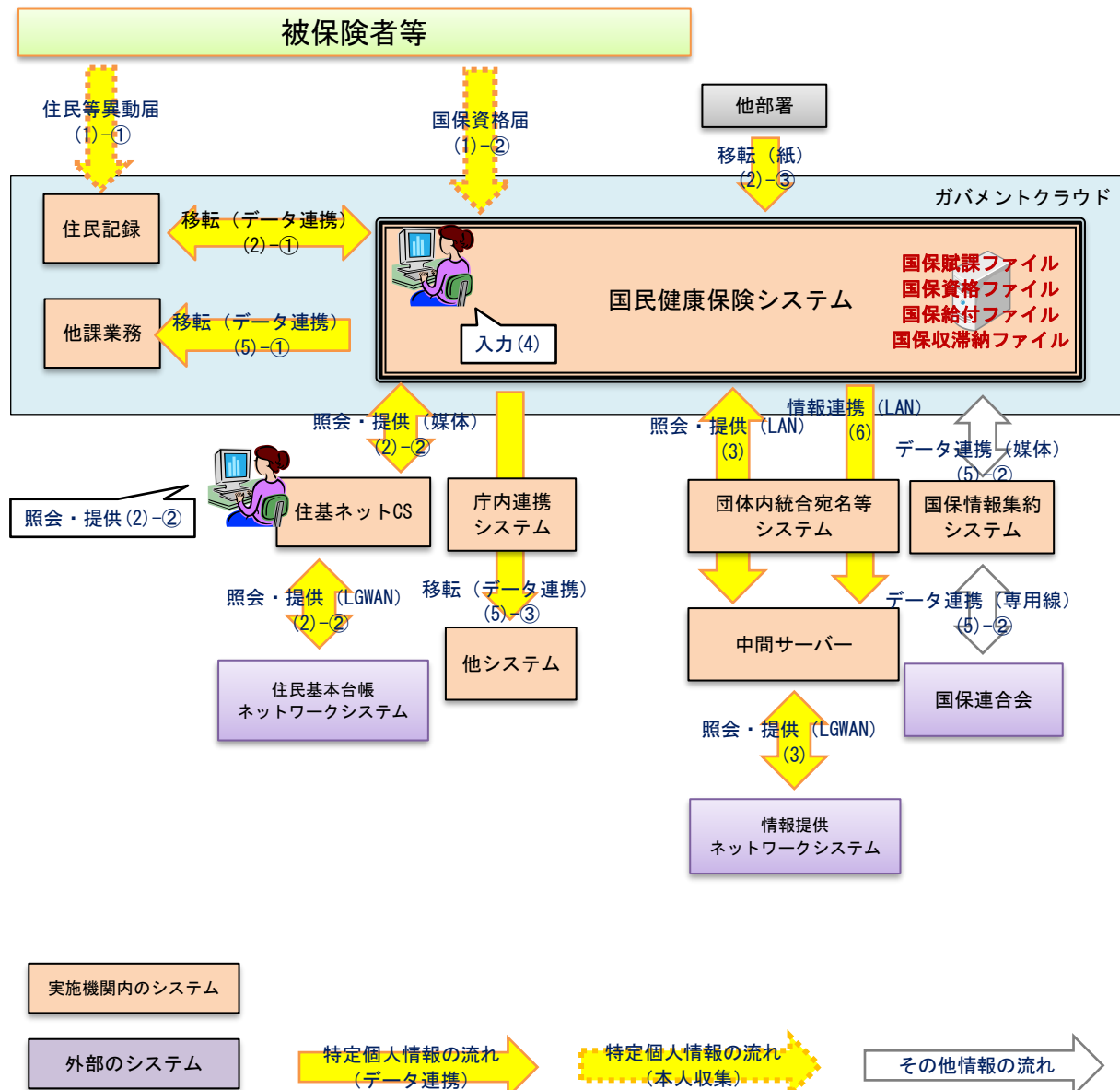


(備考)

- (1)-① 被保険者等から国保法第9条第14項に規定されている住民異動（転入・転出など）の届出を受ける。
※ 住民基本台帳法に基づく届出をすることで、資格異動の届出とみなされる。
- (1)-② 被保険者等から資格異動の届出を受ける。
- (2)-① 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得（移転）する。
- (2)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから前住所地等での世帯・住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-③ 他部署から介護・障害・生保情報の提供（移転）を受ける。
- (3) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での資格情報を取得する。
- (4) 取得した情報より、国保標準システムで職員が国保資格情報を入力する。
- (5)-① 住民情報オンラインシステム上の他課業務システムへ資格情報を提供（移転）する。
- (5)-② 国保標準システムから電話催告システムへ資格情報をデータ送信する。
- (5)-③ 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ資格情報をデータ送信する。
国保情報集約システムから還元される資格情報のデータを国保標準システムに取込む。
※ 国保標準システムと国保情報集約システムとのデータ連携は、電子記録媒体により行う。
- (5)-④ 庁内連携システムを経由し、他システムへ資格情報を提供（移転）する。
- (6) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ資格情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務（令和7年1月以降）

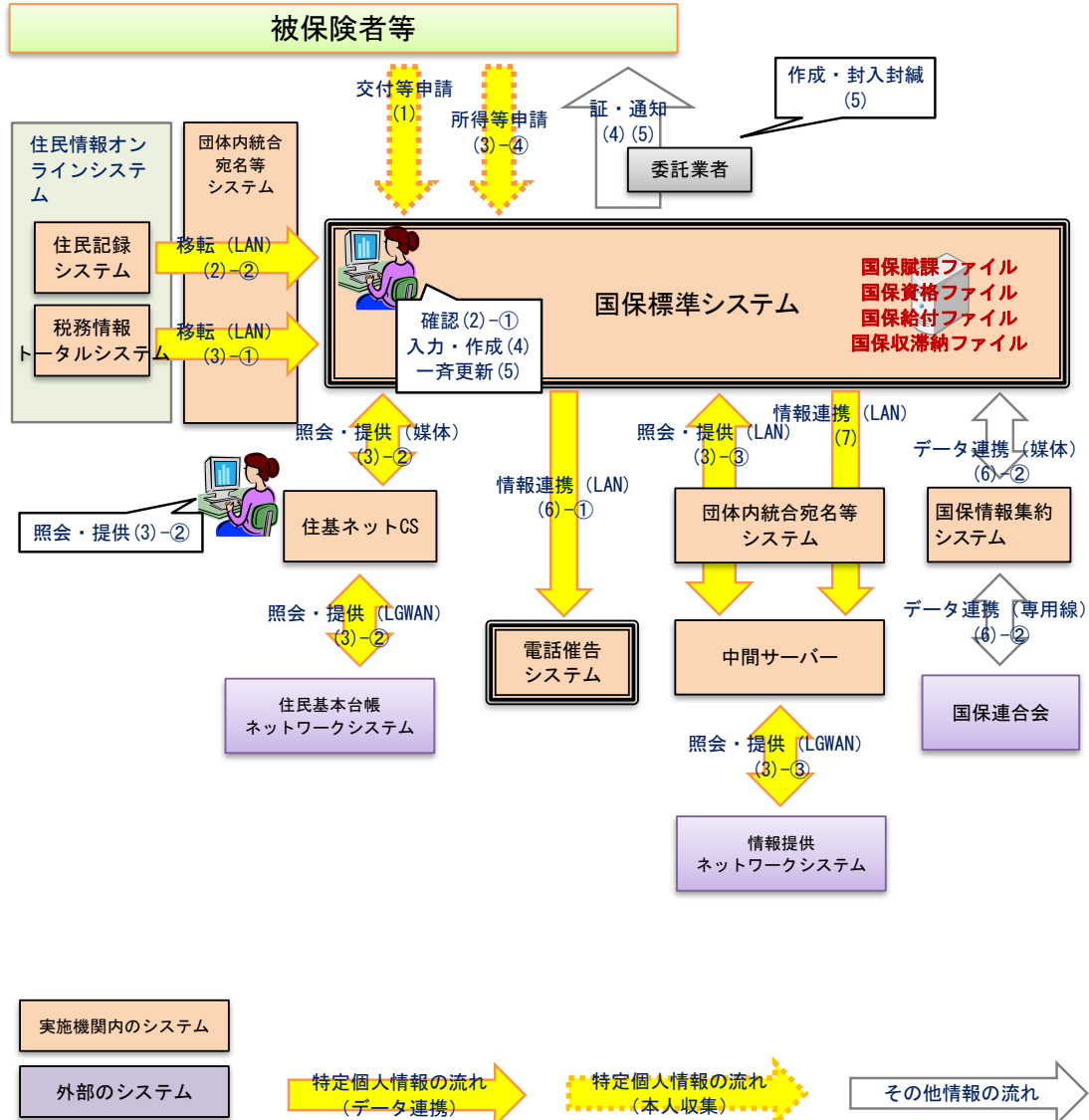


(備考)

- (1)-① 被保険者等から国保法第9条第14項に規定されている住民異動（転入・転出など）の届出を受ける。
※ 住民基本台帳法に基づく届出をすることで、資格異動の届出とみなされる。
- (1)-② 被保険者等から資格異動の届出を受ける。
- (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得（移転）する。
- (2)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから前住所地等での世帯・住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-③ 他部署から介護・障害・生保情報の提供（移転）を受ける。
- (3) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での資格情報を取得する。
- (4) 取得した情報より、国民健康保険システムで職員が国保資格情報を入力する。
- (5)-① 他課業務システムとデータ連携し、資格情報を提供（移転）する。
※ 各業務システムは、順次、標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して資格情報を提供（移転）する。
- (5)-② 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ資格情報をデータ送信する。
※ 国民健康保険システムと国保情報集約システムとのデータ連携は、電子記録媒体により行う。
- (5)-③ 庁内連携システムを経由し、他システムへ資格情報を提供（移転）する。
- (6) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ資格情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

2. 被保険者に対する被保険者証（令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ））等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務



(備考)

(1) 被保険者等から被保険者証（令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ））・給付関連証の交付（再交付）申請を受ける。

※ 国保資格取得・喪失に伴う交付申請については、資格異動の届出により申請があったものとみなす

(2)-① 国保標準システムにより、資格・収納情報を確認する。

(2)-② 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得（移転）し、確認する。

(3)-① 税務情報トータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）

(3)-② 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。

※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作

(3)-③ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。

(3)-④ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。

(4) 取得した情報を職員が国保標準システムに入力する。

各種証等の交付を判定し、職員が国保標準システムで証等を作成した後、被保険者等へ交付・通知する。

※ 原則として郵送による交付（本人確認がとれる場合に限り窓口交付も可）

(5) 次の証について、一斉更新を処理する。（令和7年度以降については、令和7年1月以降の（別添1）事務の内容を参照）

□ 被保険者証（隔年8月）

国保標準システムで交付データを作成し、委託業者が証を作成・送付

□ 短期証・資格証明書（毎年8月）、高齢受給者証（毎年7月）

国保標準システムで証を作成し、委託業者が封入封緘・送付

□ その他給付関連証（毎年7月）

国保標準システムで更新通知を作成し、送付

※ 証の作成・交付は、上記(1)～(4)と同じ

(6)-① 国保標準システムから電話催告システムへ被保険者証等情報をデータ送信する。

(6)-② 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ被保険者の資格等情報をデータ送信する。

国保情報集約システムから還元される資格等情報のデータを国保標準システムに取込む。

※ 国保標準システムと国保情報集約システムとのデータ連携は、電子記録媒体により行う。

(7) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ被保険者の資格等情報を登録する。

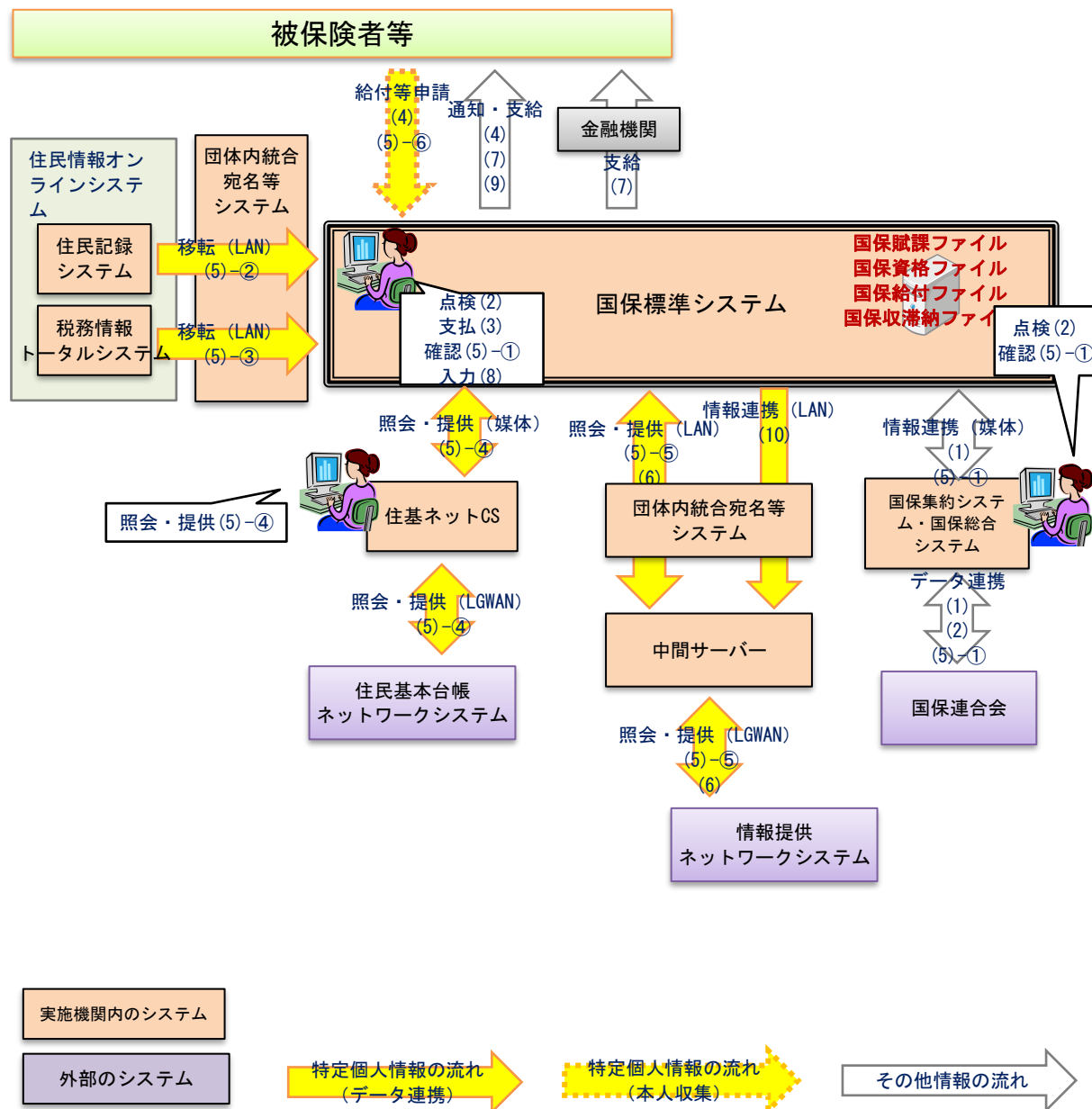
2. 被保険者に対する資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ）等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務（令和7年1月以降）



- 19 / 184

(別添1) 事務の内容

3. 療養給付、付加給付に関する事務

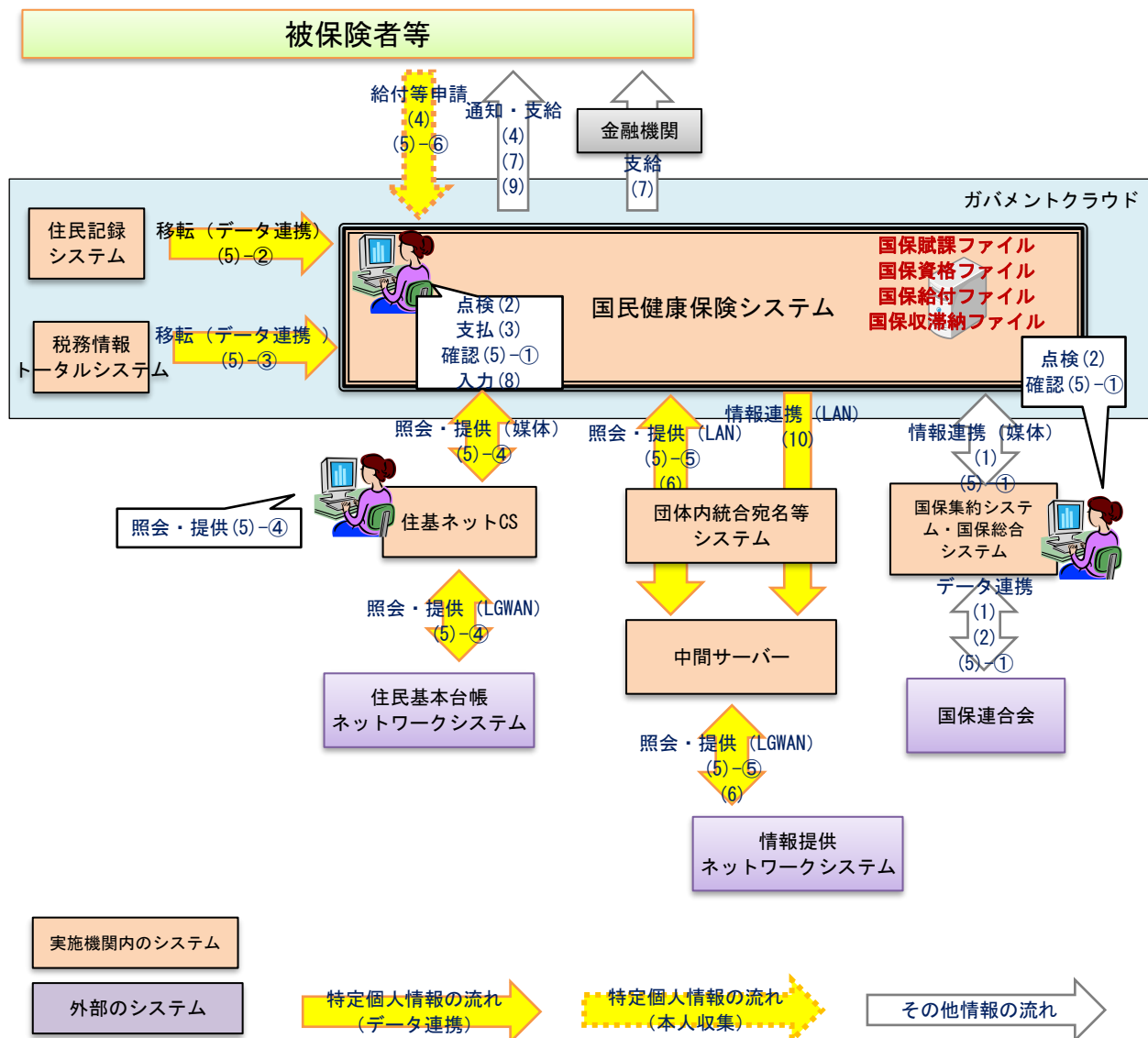


(備考)

- (1) 国保総合システムを経由し、国保連合から審査後の診療報酬明細（レセプト）データを受け取る。
※ 国保総合システムから国保標準システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す
- (2) 国保標準システム及び国保総合システムにより、診療報酬明細（レセプト）を点検・審査する。
- (3) 国保連合会に対し診療報酬等を支払う。
※ 医療機関へは、国保連合会から診療報酬等が支払われる
- (4) 被保険者等から療養給付・付加給付に関する申請を受ける。
※ 高額療養費・高額介護合算療養費については、事前に国保標準システムで作成した勧奨通知を送付
- (5)-① 国保標準システム、国保情報集約システム及び国保総合システムにより、資格・収納・給付・受診情報等を確認する。
- (5)-② 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得（移転）し、確認する。
- (5)-③ 税務情報トータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
- (5)-④ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (5)-⑤ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (5)-⑥ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
- (6) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での給付情報を取得する。
- (7) 取得した情報より支給・不支給を判定し、被保険者等に通知・支給する。
※ 原則として口座振替による支給
- (8) 国保標準システムで職員が給付情報を入力する。
- (9) 被保険者等に医療費通知・ジェネリック差額通知を送付する。
※ 医療費通知は、国保総合システムで作成
※ ジェネリック差額通知は、国保連合会で作成
- (10) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

3. 療養給付、付加給付に関する事務（令和7年1月以降）

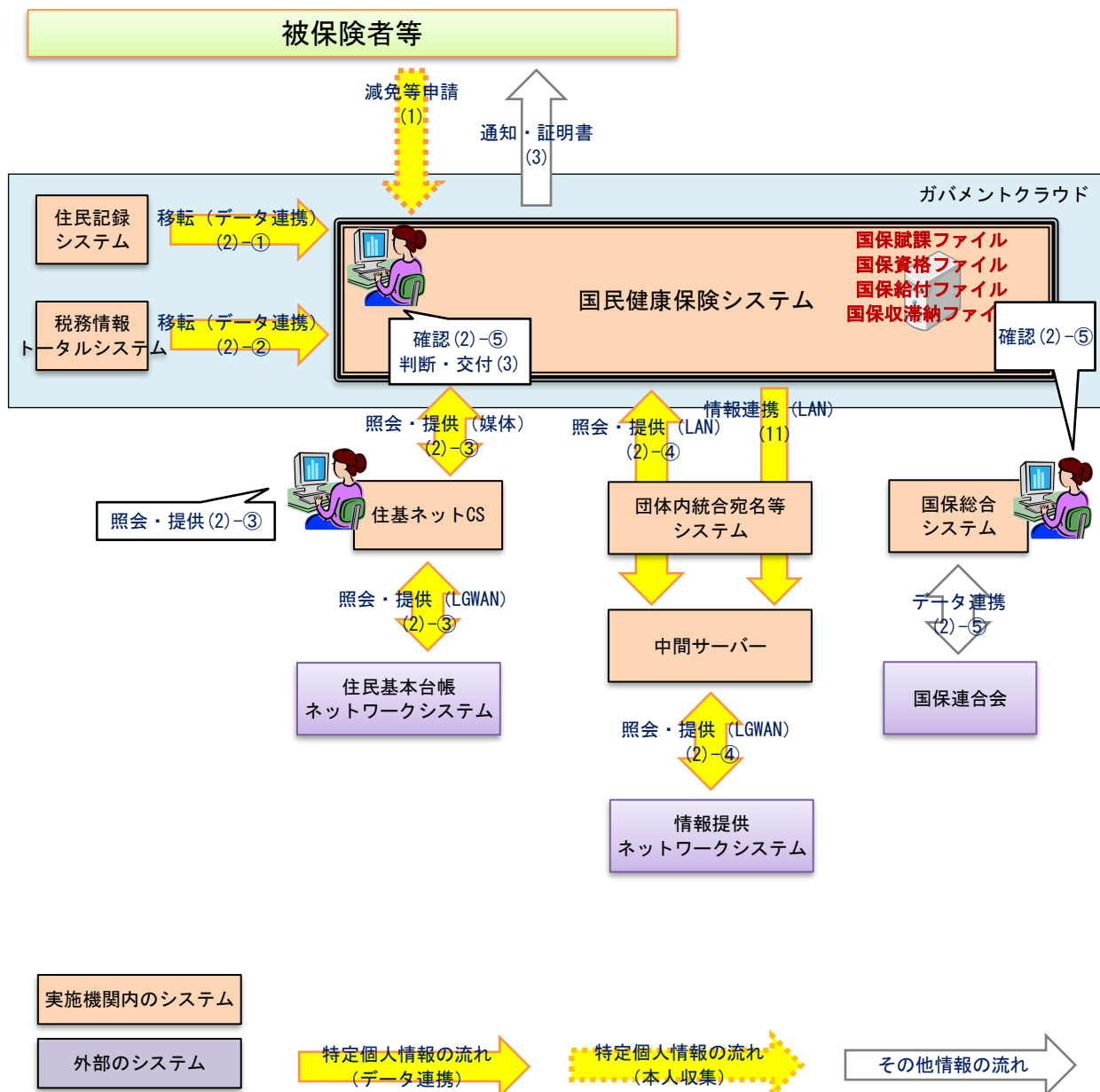


(備考)

- (1) 国保総合システムを経由し、国保連合から審査後の診療報酬明細（レセプト）データを受け取る。
※ 国保総合システムから国民健康保険システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す
- (2) 国民健康保険システム及び国保総合システムにより、診療報酬明細（レセプト）を点検・審査する。
- (3) 国保連合会に対し診療報酬等を支払う。
※ 医療機関へは、国保連合会から診療報酬等が支払われる
- (4) 被保険者等から療養給付・付加給付に関する申請を受ける。
※ 高額療養費・高額介護合算療養費については、事前に国民健康保険システムで作成した勧奨通知を送付
- (5)-① 国民健康保険システム、国保情報集約システム及び国保総合システムにより、資格・収納・給付・受診情報等を確認する。
- (5)-② 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得（移転）し、確認する。
- (5)-③ 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得（移転）する。
- (5)-④ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (5)-⑤ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (5)-⑥ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
- (6) 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関での給付情報を取得する。
- (7) 取得した情報より支給・不支給を判定し、被保険者等に通知・支給する。
※ 原則として口座振替による支給
- (8) 国民健康保険システムで職員が給付情報を入力する。
- (9) 被保険者等に医療費通知・ジェネリック差額通知を送付する。
※ 医療費通知は、国保総合システムで作成
※ ジェネリック差額通知は、国保連合会で作成
- (10) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

4. 療養給付における一部減額・減免に関する事務（令和7年1月以降）

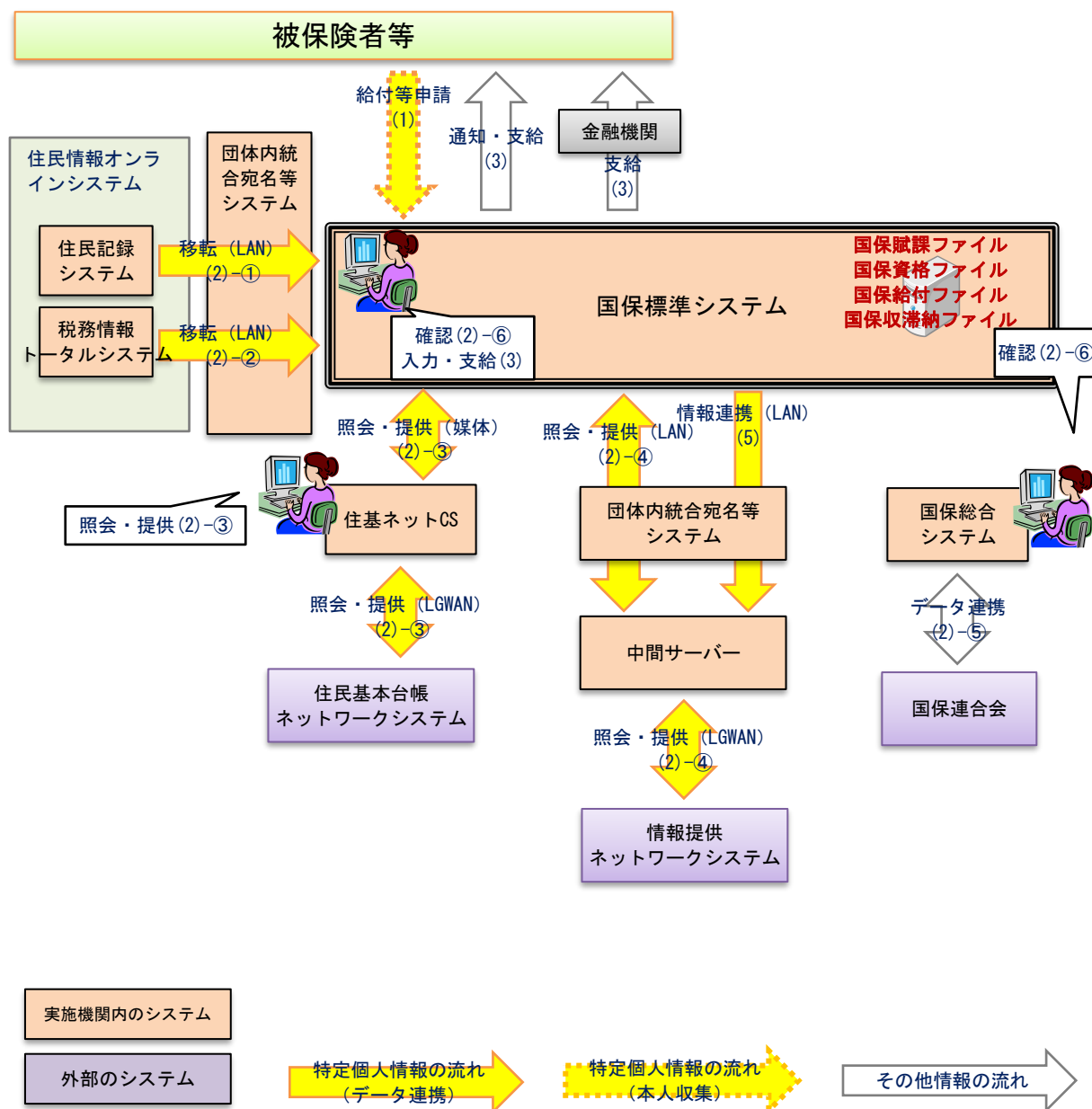


(備考)

- (1) 被保険者等から療養給付に関する一部減額・減免の申請を受ける。
- (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得（移転）する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得（移転）する。
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 国民健康保険システム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。
- (3) 取得した情報より承認・不承認を判断し、被保険者等に通知・証明書を交付する。

(別添1) 事務の内容

5. 滞納者に対する療養給付に関する事務

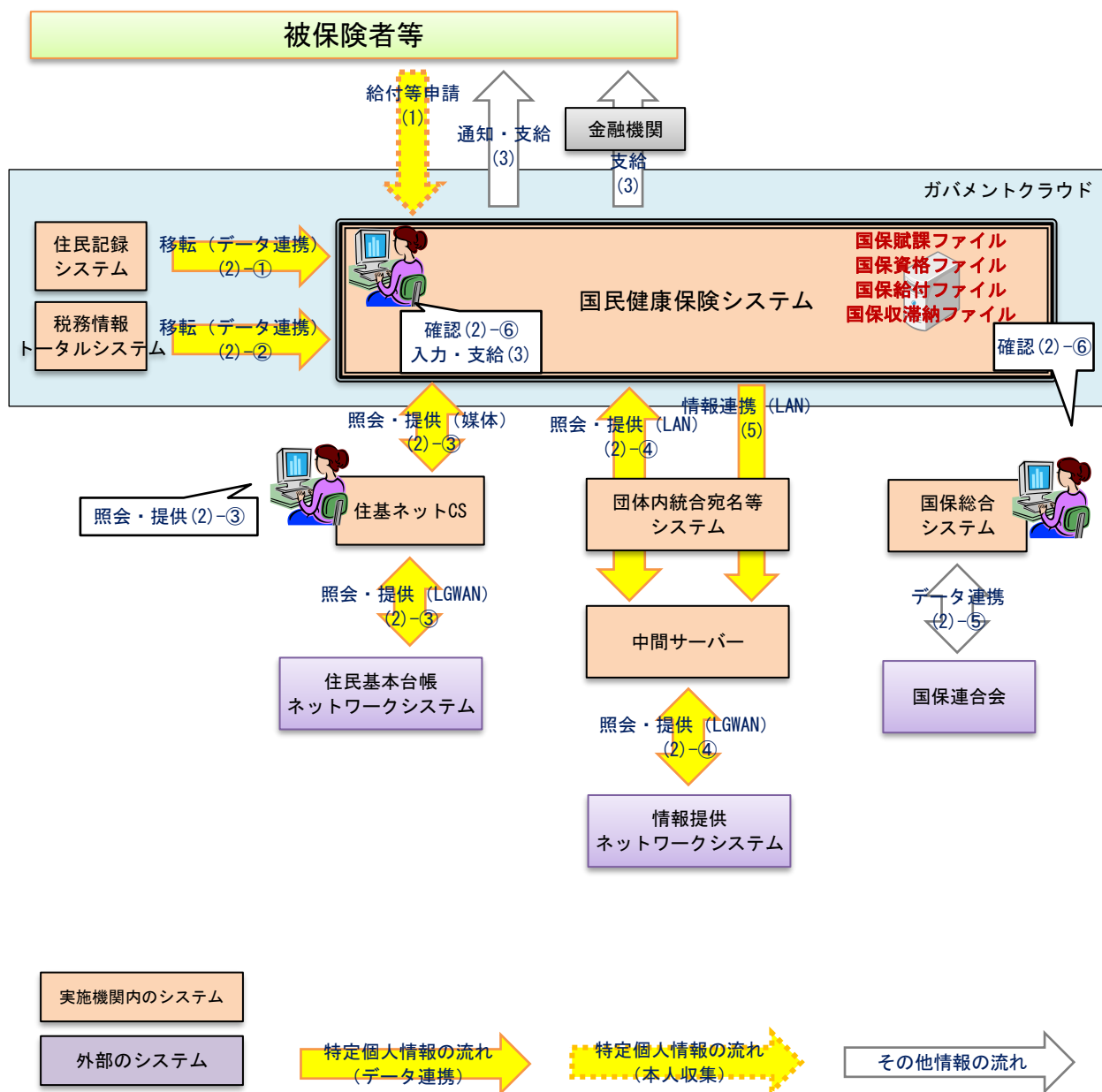


(備考)

- (1) 被保険者等から療養給付に関する申請を受ける。
- (2)-① 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得（移転）する。
- (2)-② 税務情報ータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 国保標準システム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。
- (3) 取得した情報より国民健康保険システムで職員が給付情報を入力する。
- (4) 取得した情報より療養給付の充当・支給を判断し、被保険者等に通知・支給する。
※ 支給となった場合、原則として口座振替による支給
- (5) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付・収納情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

5. 滞納者に対する療養給付に関する事務（令和7年1月以降）

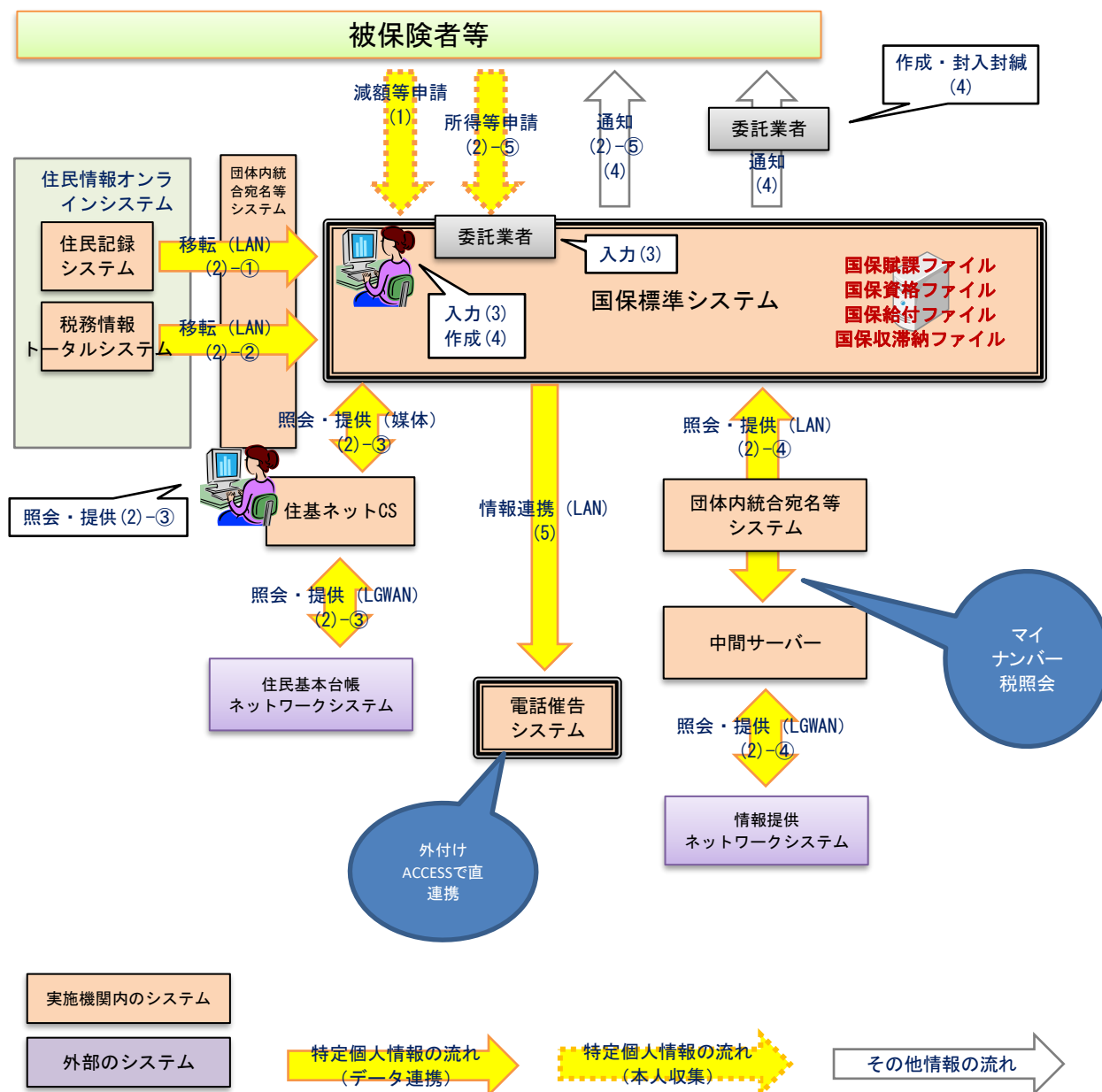


(備考)

- (1) 被保険者等から療養給付に関する申請を受ける。
- (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得（移転）する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
- ※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得（移転）する。
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 国民健康保険システム及び国保総合システムにより、給付・受診情報等を確認する。
- (3) 取得した情報より国民健康保険システムで職員が給付情報を入力する。
- (4) 取得した情報より療養給付の充当・支給を判断し、被保険者等に通知・支給する。
※ 支給となった場合、原則として口座振替による支給
- (5) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ給付・収納情報を登録する。

(別添1) 事務の内容

6. 保険料の賦課（計算）に関する事務

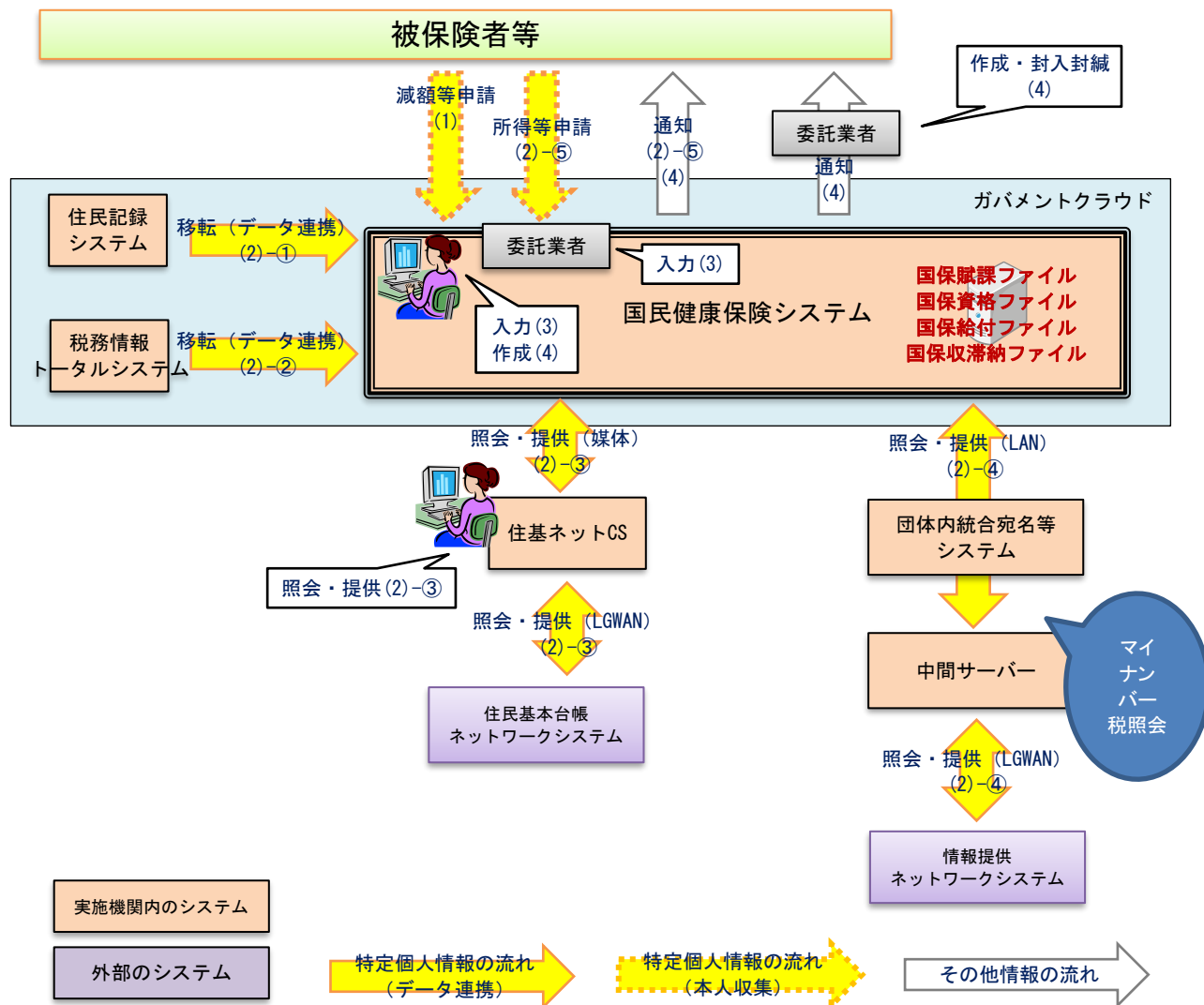


(備考)

- (1) 被保険者等から保険料減額・減免に関する届出・申請を受ける。
※ 国保資格取得・喪失に伴う賦課については、届出・申請を要しない
- (2)-① 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、世帯・住所情報等を取得（移転）し、確認する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムから団体内統合宛名等システムを経由し、所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の資格・所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
※ 所得情報不明者に対しては、国保標準システムで作成した勧奨通知を送付
- (3) 取得した情報を国保標準システムに入力し、保険料（減額・減免判定含む）を計算する。
※ 通常時は職員が入力し、当初算定（毎年6月）に関連する場合は委託先が入力
- (4) 被保険者等に納入通知書・納付書及び減免承認・不承認通知を送付する。
※ 国保標準システムで納入通知書・納付書データを作成し、委託業者が出力・封入封緘
※ 年金特別徴収者に対しては、仮徴収額のお知らせも年1回送付
- (5) 国保標準システムから電話催告システムへ賦課情報をデータ送信する。

(別添1) 事務の内容

6. 保険料の賦課（計算）に関する事務（令和7年1月以降）

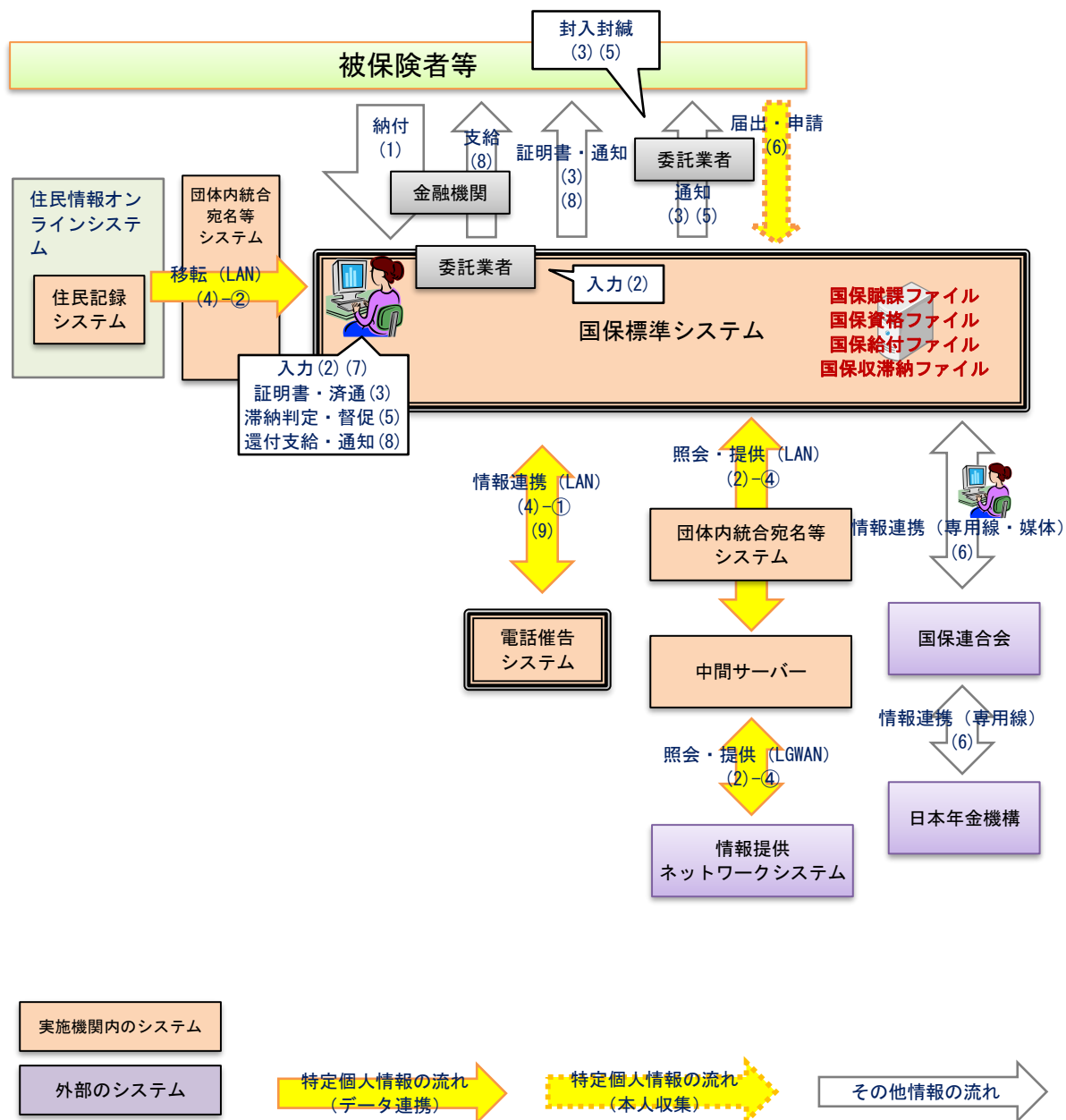


(備考)

- (1) 被保険者等から保険料減額・減免に関する届出・申請を受ける。
※ 国保資格取得・喪失に伴う賦課については、届出・申請を要しない
- (2)-① 住民記録システムとデータ連携し、世帯・住所情報等を取得（移転）し、確認する。
- (2)-② 税務情報トータルシステムとデータ連携し、所得情報を取得（移転）する。（新宿区に税務情報がある場合のみ）
※標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行が完了するまでは、従前のとおり団体内統合宛名等システムを経由して所得情報を取得（移転）する。
- (2)-③ 住基ネットCSを使用し、住民基本台帳ネットワークシステムから所得情報照会先の住所情報等を取得する。
※ 電子記録媒体を使用し住基ネットCSとデータ授受、又は直接端末操作
- (2)-④ 団体内統合宛名等システムを使用し、情報提供ネットワークシステムから他機関の資格・所得情報を取得する。
- (2)-⑤ 被保険者等から所得に関する申請を受ける。
※ 所得情報不明者に対しては、国民健康保険システムで作成した勧奨通知を送付
- (3) 取得した情報を国民健康保険システムに入力し、保険料（減額・減免判定含む）を計算する。
※ 通常時は職員が入力し、当初算定（毎年6月）に関連する場合は委託先が入力
- (4) 被保険者等に納入通知書・納付書及び減免承認・不承認通知を送付する。
※ 国民健康保険システムで納入通知書・納付書データを作成し、委託業者が出力・封入封緘
※ 年金特別徴収者に対しては、仮徴収額のお知らせも年1回送付

(別添1) 事務の内容

7. 保険料の徴収に関する事務

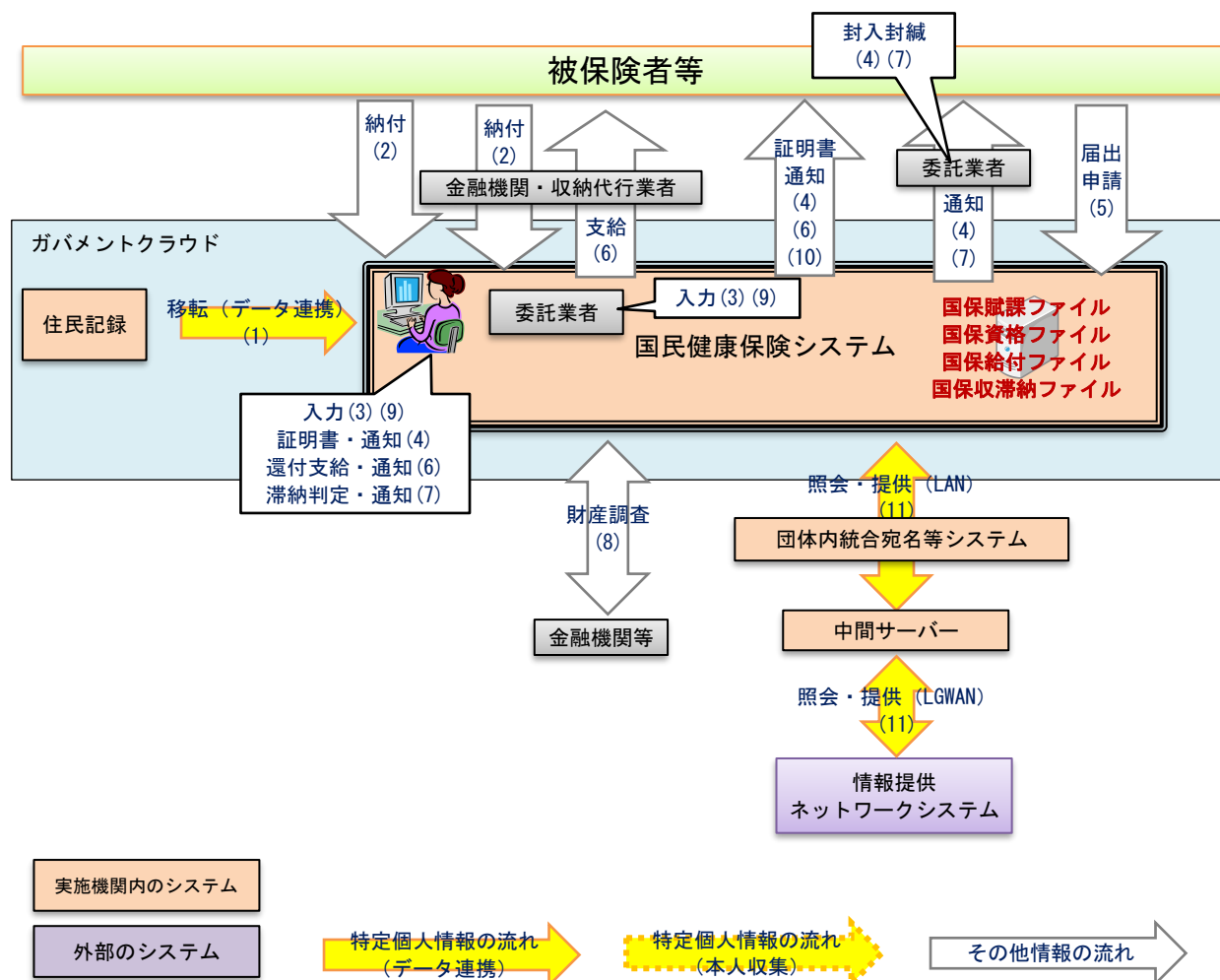


(備考)

- (1) 次の方法により、被保険者等が保険料を納付する。
 - ☐ 区役所（医療保険年金課・特別出張所）窓口での納付書納付
 - ☐ 金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ・モバイルクレジットでの納付書納付
 - ☐ Pay-easy納付
 - ☐ 口座振替納付
 - ☐ 年金特別徴収
- (2) 国保標準システムに職員又は委託業者が収納情報を登録（入力）・管理する。
 - ※ 過誤納金が発生した場合、被保険者等へ還付・充当通知を送付
- (3) 被保険者等に納付証明書を交付、口座振替済通知を送付する。
 - ※ 納付証明書は、被保険者等からの申し出により国保標準システムで作成
 - ※ 国保標準システムで口座振替済通知を作成し、委託業者が封入封緘
- (4)-① 国保標準システムにて、電話催告システムから催告情報を取得する。
- (4)-② 住民記録システムから団体内統合宛名等システムを経由し、住所情報等を取得（移転）する。
- (5) 取得した情報より滞納状況等を判定し、被保険者等に督促状・催告書を送付する。
 - ※ 国保標準システムで督促状・催告書を作成し、委託業者が封入封緘
- (6) 被保険者等から還付・徴収方法・徴収猶予等に関する申請を受ける。
 - ※ 年金特別徴収については、日本年金機構から対象者データを受け取る
 - ⇒ 国保連合会を経由し専用線で接続された専用端末で受け取る
 - ⇒ 専用端末と国保標準システム間には、電子記録媒体でデータ受渡し
- (7) 取得した情報を国保標準システムに職員が入力する。
 - 国保標準システムにより、還付・徴収方法・処分を判定・決定する。
- (8) 被保険者等に還付通知・処分通知等を送付する。
 - ※ 還付に関しては、原則として口座振替により支給
- (9) 国保標準システムから電話催告システムへ収納・滞納処分情報をデータ送信する。

(別添1) 事務の内容

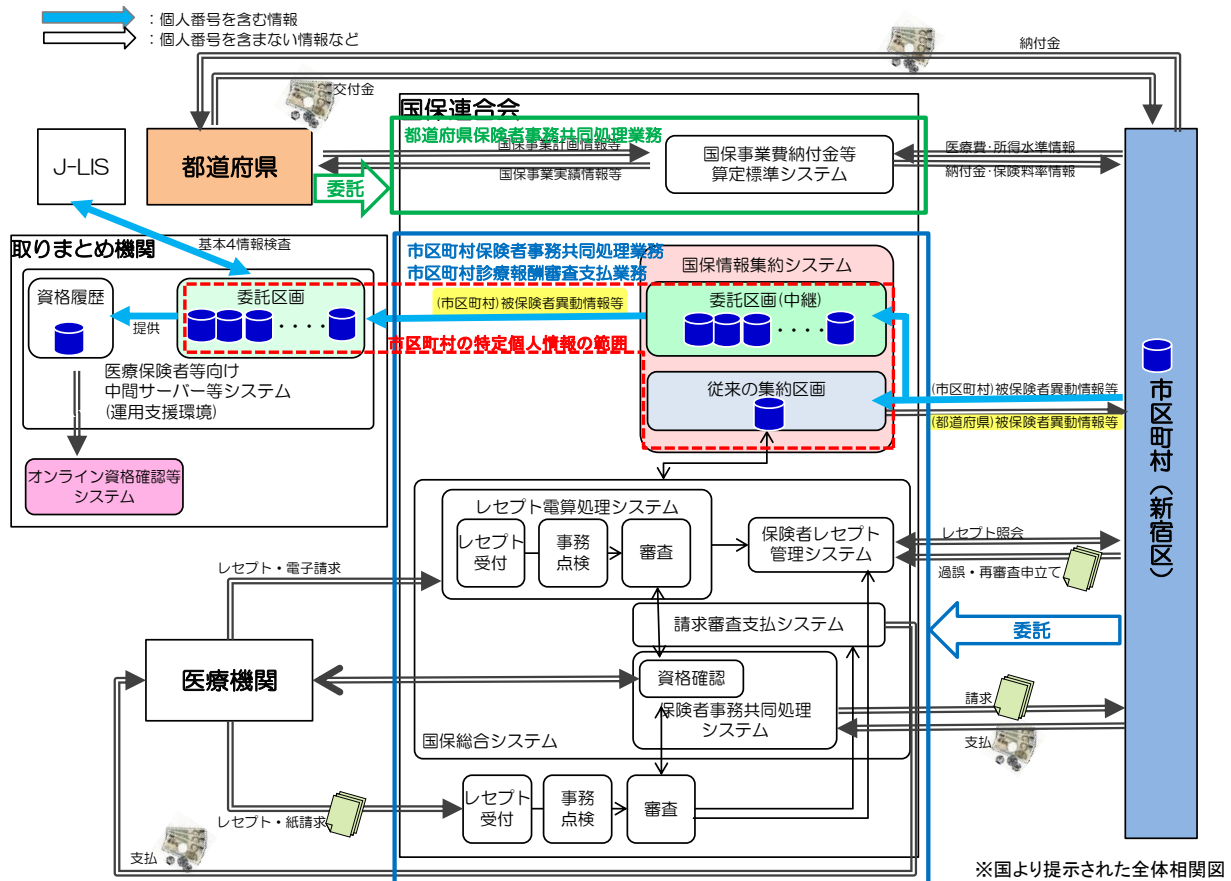
7. 保険料の徴収に関する事務（令和7年1月以降）



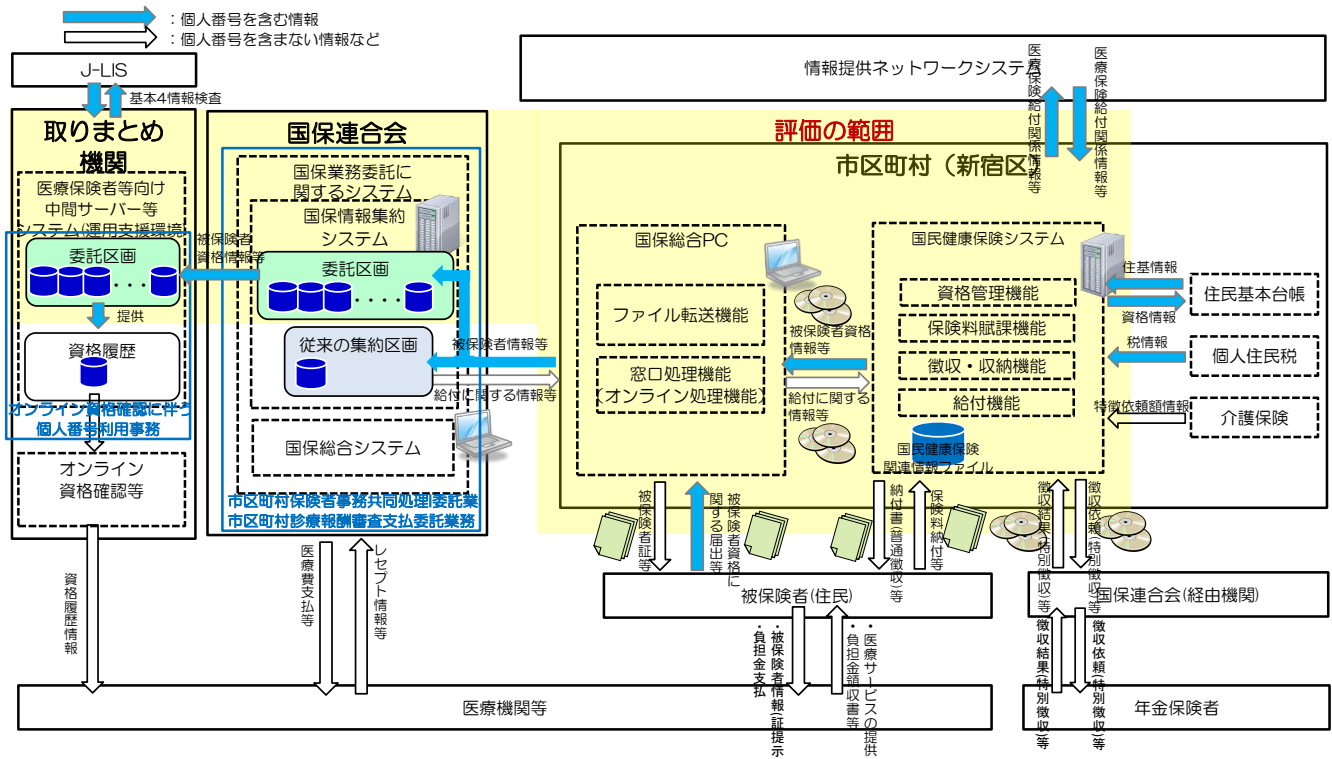
(備考)

- (1) 住民記録システムとデータ連携し、住所情報等を取得（移転）する。
- (2) 次の方法により、被保険者等が保険料を納付する。
 - ☐ 区役所（医療保険年金課・特別出張所）窓口での納付書納付
 - ☐ 金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ・モバイルクレジット・電子マネーでの納付書納付
 - ☐ Pay-easy納付
 - ☐ 口座振替納付
 - ☐ 年金特別徴収
- (3) 収納情報を国民健康保険システムに登録（入力）・管理する。
- (4) 被保険者等に納付証明書を交付、口座振替済通知又は還付・充当通知を送付する。
 - ※ 被保険者からの申し出により、納付証明書を国民健康保険システムで作成
 - ※ 口座振替済通知を国民健康保険システムで作成し、委託業者が封入封緘
 - ※ 過誤納金が発生した場合、還付・充当通知を国民健康保険システムで作成し、委託業者が封入封緘
- (5) 被保険者等から還付・徴収方法・徴収猶予等に関する申請を受ける。
- (6) 申請に基づき過誤納金を還付する。
 - ※ 還付に関しては、原則として口座振替により支給
- (7) 滞納状況等を判定し、被保険者等に督促状・催告書を送付する。
 - ※ 督促状・催告書を国民健康保険システムで作成し、委託業者が封入封緘
- (8) 納付意思がない被保険者に対して、財産調査を行う。
- (9) 滞納情報・財産調査結果を国民健康保険システムに入力し、滞納処分を行う。
- (10) 処分通知等を送付する。
- (11) 保険料徴収に関する事務に必要な情報を中間サーバーを介して情報照会する。
 - 国保関係情報を団体内統合宛名等システムを経由して中間サーバーへ提供する。

B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係



C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係



(備考)

1. 市区町村保険者事務共同処理業務

- 1-1. 国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要がある。これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
 - ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2. 上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
- 1-3. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、
 - ・国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

- ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

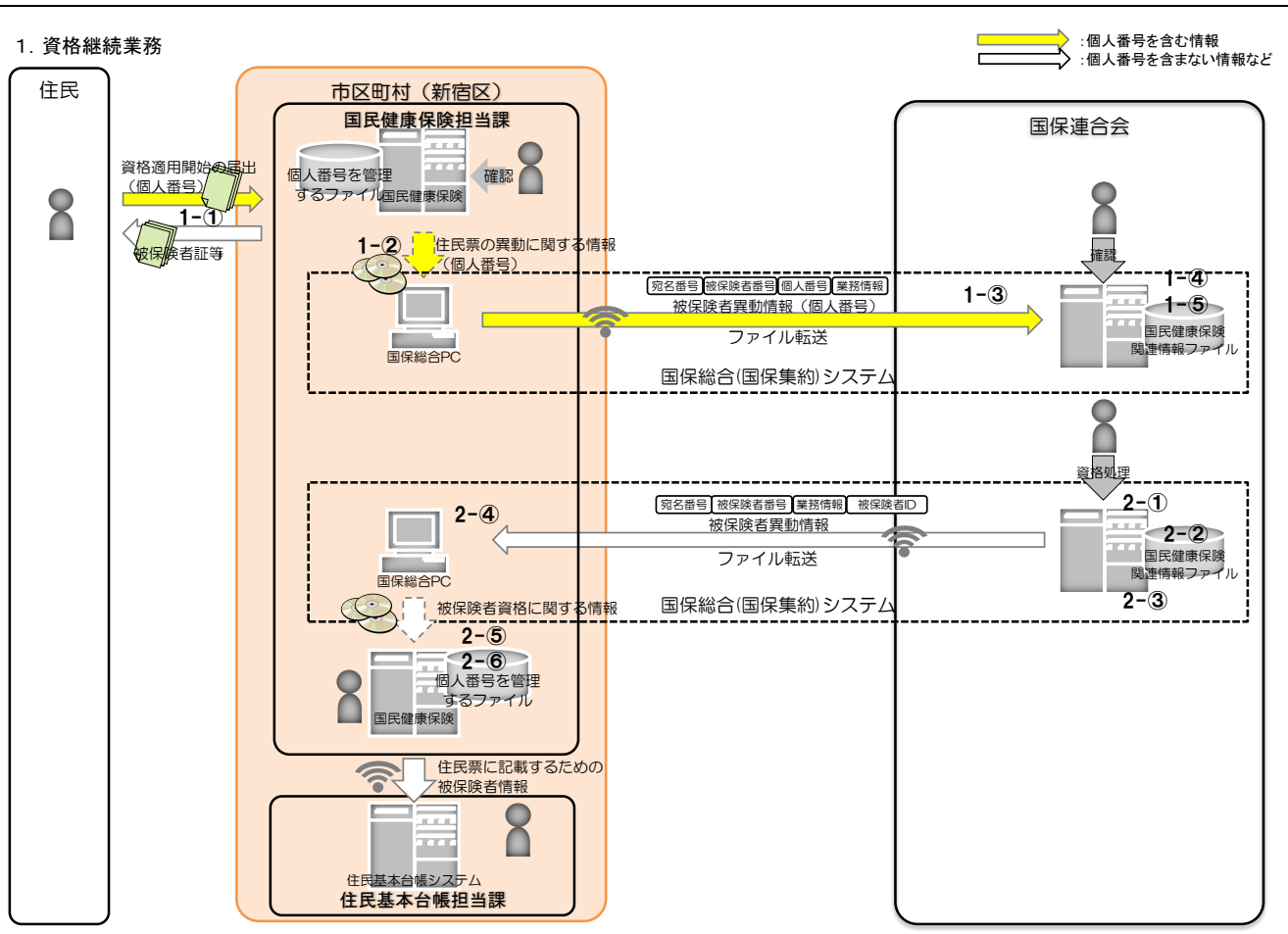
3. 市区町村診療報酬審査支払業務

- ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

4. オンライン資格確認

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
 - ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
 - ・オンライン資格確認のため、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

1. 資格継続業務



(備考)

1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村(新宿区)であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村(新宿区)で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村(新宿区)は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村(新宿区)が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村(新宿区)では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

- ①区民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- ②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村(新宿区)の国保総合PCに移入する。
自動連携用PCを設置・使用する場合、作成した被保険者異動情報を、市町村国保システムから当該PCに自動連携(又は電子媒体等により移入)する。
- ③市区町村(新宿区)の国保総合PC(又は自動連携用PC)から、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- ④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- ⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村(新宿区)から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

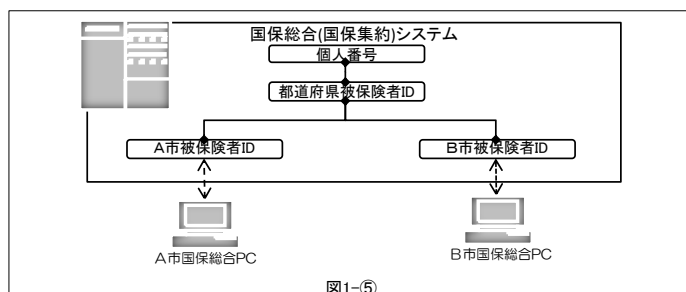


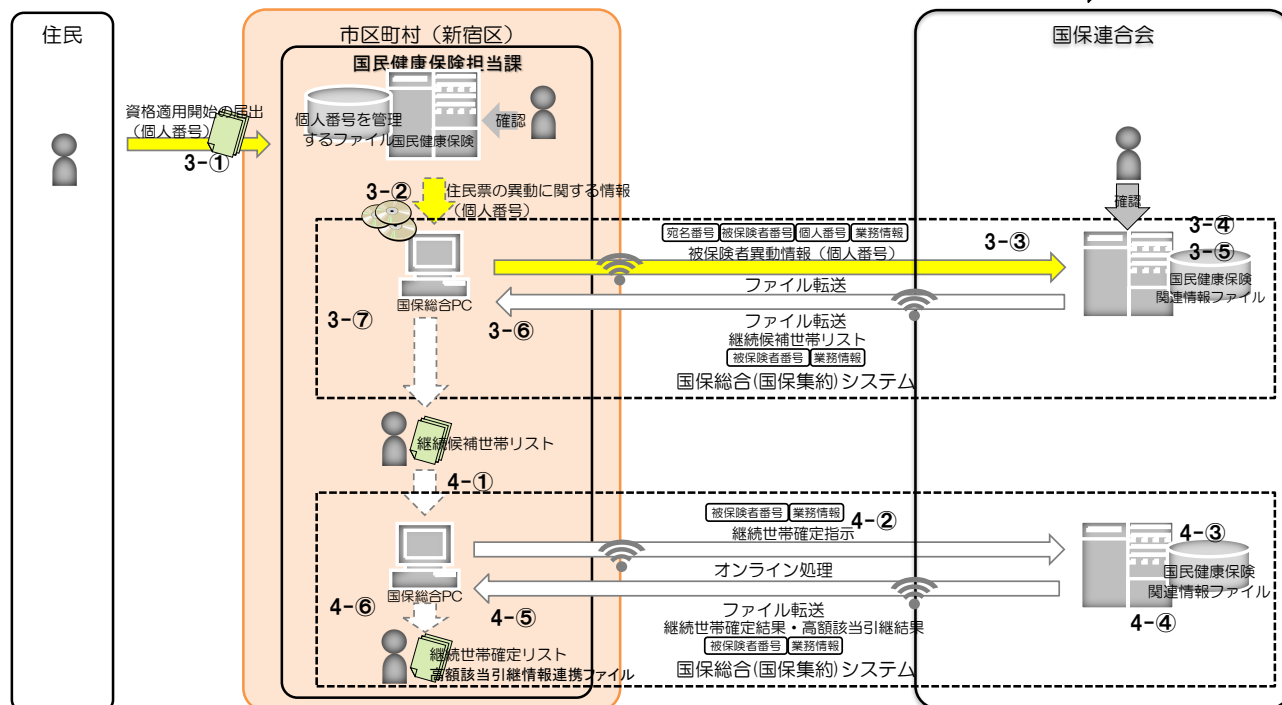
図1-5

(2)被保険者情報の受信

- ①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- ②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐づけされている。
- ③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- ④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PC(又は自動連携用PC)に、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- ⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。
自動連携用PCを設置・使用する場合、当該PCに配信された被保険者情報を、国民健康保険システムに自動連携(又は電子媒体等により移入)する。
- ⑥国民健康保険システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。
市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

2. 高額該当の引き継ぎ業務

→ : 個人番号を含む情報
→ : 個人番号を含まない情報など



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3)継続候補世帯の抽出

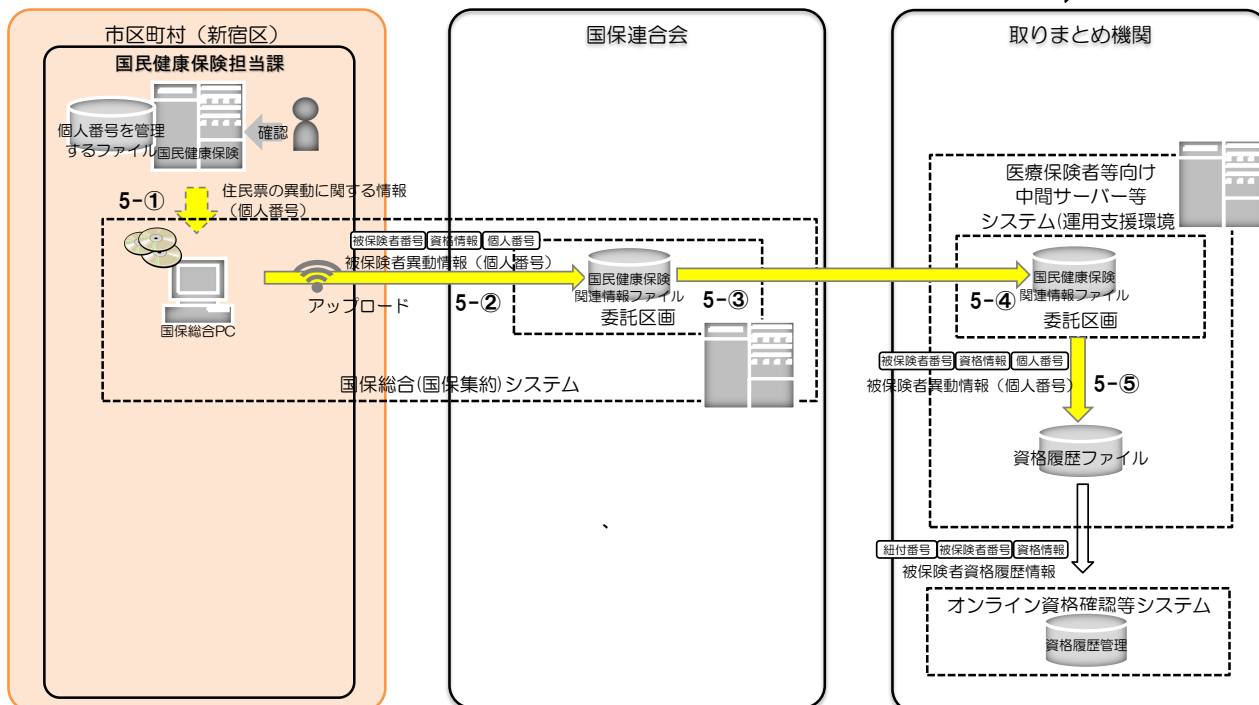
- 3-① 区民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
- 3-② 国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村(新宿区)の国保総合PCに移入する。
自動連携用PCを設置・使用する場合、作成した被保険者異動情報を、国民健康保険システムから当該PCに自動連携(又は電子媒体等により移入)する。
- 3-③ 市区町村(新宿区)の国保総合PC(又は自動連携用PC)から、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村(新宿区)の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦ 市区町村(新宿区)において、市区町村(新宿区)の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4)継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-① 継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村(新宿区)の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-② 市区町村(新宿区)の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村(新宿区)の国保総合PC(又は自動連携用PC)に、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥ 市区町村(新宿区)において、市区町村(新宿区)の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
また、市区町村(新宿区)において、市区町村(新宿区)の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

→ : 個人番号を含む情報
→ : 個人番号を含まない情報など



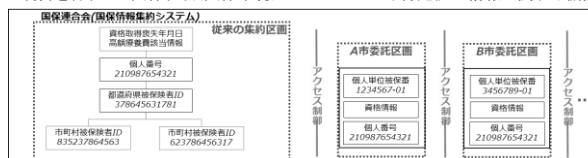
(備考)

3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村(新宿区)において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

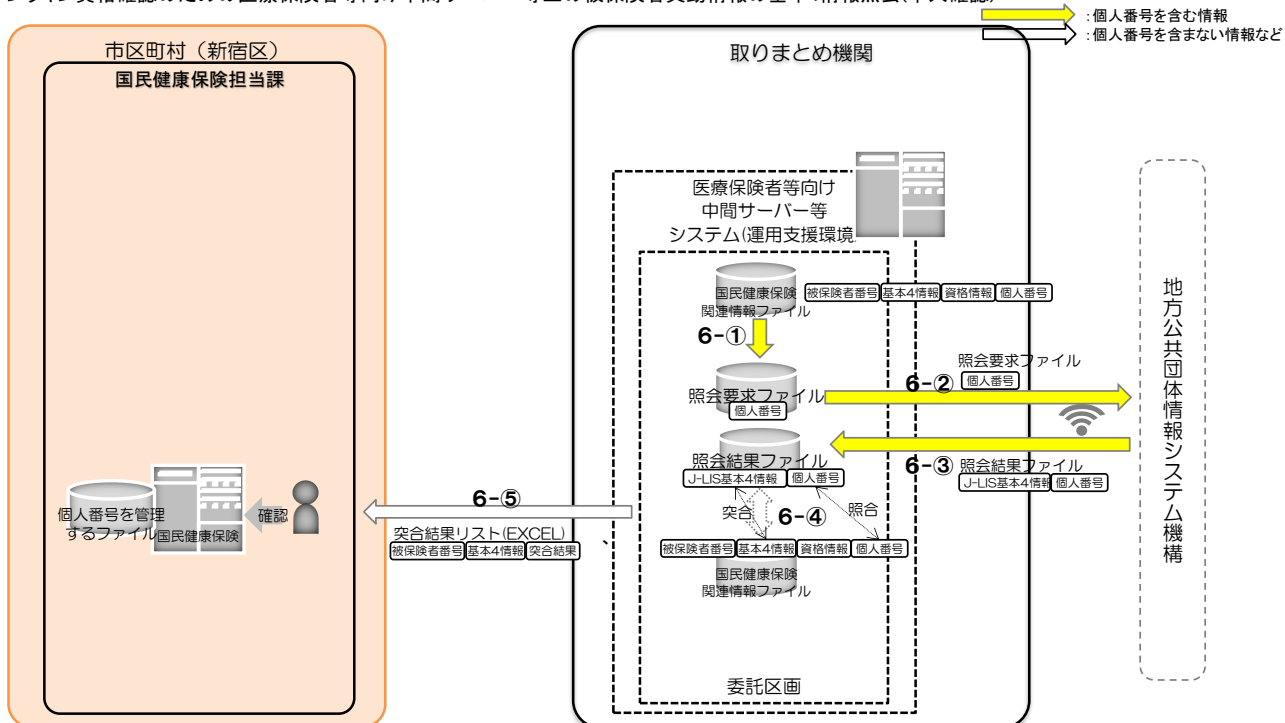
(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 5-②市区町村(新宿区)の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村(新宿区)から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村(新宿区)ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村(新宿区)ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村(新宿区)から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

4. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)



(備考)

4. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)

- ・取りまとめ機関は、医療保険者等向け中間サーバー等にて管理している加入者の資格履歴情報の本人確認情報についてJ-LIS照会を行う。
- ・取りまとめ機関は、上述のJ-LIS照会の結果を、市区町村へ通知する。

(6)被保険者異動情報等の送信

- 6-①市区町村から国民健康保険に関する「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」の再委託を受けたとりまとめ機関が、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画に登録されている被保険者資格情報の正確性を担保するために、同区画の同情報から「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を抽出する。
- 6-②取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムに「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を送信する。
- 6-③取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(照会対象者の基本4情報(本人確認情報)+個人番号)を取得(受信)する。
- 6-④取りまとめ機関は、照会結果ファイルと委託区画に登録されている被保険者資格情報の基本4情報が同じかどうかのチェックを個人番号で突合を行い、突合結果を市区町村へ通知するために突合結果リストデータ(EXCEL)を作成する。突合結果リストには個人番号は記録しない。
- 6-⑤取りまとめ機関は、上述「3-4」の突合結果リストデータ(EXCEL)を市区町村へ通知する。
(通知された突合結果をもとに、市区町村が自庁の住民基本台帳や住基ネット端末を用いて最新情報を調査し、必要に応じて特定個人情報の訂正を行い、既設ルートで被保険者情報の異動を行う)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1) 国保賦課ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
その必要性	国民健康保険料の賦課業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 : 税額を算出してこれを基に対象者に対し納入通知、各種証明書を発行するために保有 ・国庫補助等を算定するために保有 ・医療保険関係情報 : 国民健康保険料の保険料額を算出するために保有
	全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成31年2月	
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、税務課、介護保険課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 日本年金機構 ）	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム ）	
③入手の時期・頻度	・住民から入手する特定個人情報：随時 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・住民税情報：年度当初6月。以降、日次 ・名寄せ情報：日次 ・介護保険情報：介護資格情報は月次。賦課情報は2,4,6,7月。 ・他市区町村：随時 ・日本年金機構：随時	
④入手に係る妥当性	住民から直接入手する以外の個人情報は住民の2度手間とならぬよう、関係部署・機関から入手している。その頻度・時期については(正確性を期するため)提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにする必要があるため、関係先と協議して可能な範囲で迅速な入手に努めている。	
⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているので、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	
⑥使用目的 ※	・国民健康保険料の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため	
	変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課、地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・国民健康保険料額(基礎保険料額、後期高齢者支援金等保険料額、介護納付金課保険料額の合算)の計算、賦課に使用する ・納付書の作成に使用する	
	情報の突合 ※	・国民健康保険料の保険料を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する
	情報の統計分析 ※	・国民健康保険事業状況を把握して国民健康保険事業の健全な運営を図るための基礎資料とすることを目的とした統計分析を行う。ただし、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	国民健康保険料の決定 保険料額減免の承認 特別徴収・普通徴収の決定
⑨使用開始日	平成31年2月	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 委託する ☐ 委託しない	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ
	その妥当性	障害分析やシステム改修の際にデータを検証する必要がある。
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの参照)	
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。委託先は委託元の承諾に基づき再委託を実施している。
	⑨再委託事項	①システム用基盤の仮想環境、RDS環境の保守作業②システム用基盤の保守および監視作業③システムの宛名・連携、資格、賦課、給付、収滞納の保守作業④システムにおける共通部分の保守作業⑤その他システム保守全般

委託事項2		保険料の賦課(計算)に関する事務	
①委託内容		保険料の賦課(計算)に関する事務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (システムの参照)	
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名		株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている (21) 件 [☐] 移転を行っている (8) 件 [] 行っていない	
提供先1		都道府県知事	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の173の項	
②提供先における用途		「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務	
③提供する情報		医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法		[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	

提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先4	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の145の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先10	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	9
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の38の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	税務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表の24の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民税システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先2	高齢者医療担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の61の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (高齢者福祉システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	高齢者医療担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の100の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (介護保険システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	生活福祉課・保護担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の23の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (生活保護システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先8	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者（擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む）
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 （ [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		＜新宿区における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でLTOへ保管 ＜申請書等の紙媒体について＞ 事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームについて＞ 入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr></table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、2年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が2年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。 (所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する)												
③消去方法	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。													
7. 備考														

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 国保資格ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
その必要性	国民健康保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報 : 国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有	
全ての記録項目	別添2を参照	
⑤保有開始日	平成31年2月	
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、税務課、保護担当課 ） [☐] 行政機関・独立行政法人等 （ 医療保険者、厚生労働省 ） [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市区町村、後期高齢者医療広域連合 ） [☐] 民間事業者 （ ） [☐] その他 （ 日本年金機構、国保連合会 ）
②入手方法	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 （ 既存住民基本台帳システム、住民税システム ）
③入手の時期・頻度	<国保連合会からの入手時期・頻度> ・資格継続業務の被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等、国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報) ：平成30年4月1日以後に、日次の頻度 <その他の入手時期・頻度> ・住民から入手する特定個人情報：国保資格、送付先に関わる異動が生じる都度 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・後期高齢者医療情報：随時 ・生活保護情報：随時 ・日本年金機構：随時 ・他市区町村：随時(予定) ・他の医療保険者：随時(予定) ・厚労大臣(雇用保険情報)：随時(予定)
④入手に係る妥当性	<国保連合会からの入手に関する妥当性> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・被保険者情報に関する入手の時期・頻度の妥当性 国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があるため、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・被保険者情報に関する入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 <その他入手に関する妥当性> 住民から直接入手する以外の個人情報は住民の2度手間とならぬよう、関係部署・機関から入手している。その頻度・時期については(正確性を期するため)提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにする必要があるため、関係先と協議し、可能な範囲で迅速な入手に努めている。

⑤本人への明示		本人から直接入手する個人情報(申請書・届出書などの書面形式で入手している)ので、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。
⑥使用目的 ※		・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))のほか、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証等の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定を行うため ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))のほか、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証等の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定に使用する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する
情報の突合 ※		・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証(令和6年12月2日以降は資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得および住民税の課税状況を突合する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する
情報の統計分析 ※		・国民健康保険事業状況を把握して国民健康保険事業の健全な運営を図るための基礎資料とすることを目的とした統計分析を行う。ただし、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		国保資格の得喪 被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))、短期証(令和6年11月29日まで)、資格証(令和6年11月29日まで)、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)の交付
⑨使用開始日		平成31年2月

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (7) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ
	その妥当性	障害分析やシステム改修の際にデータを検証する必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの参照)
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開
⑥委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。委託先は委託元の承諾に基づき再委託を実施している。
	⑨再委託事項	①システム用基盤の仮想環境、RDS環境の保守作業②システム用基盤の保守および監視作業③システムの宛名・連携、資格、賦課、給付、収滞納の保守作業④システムにおける共通部分の保守作業⑤その他システム保守全般

委託事項6		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	市区町村(新宿区)とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。の)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (26) 件 [○] 移転を行っている (8) 件 [] 行っていない	
提供先1	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の161の項	
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の164の項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の165の項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先10	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先12	国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の166の項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の173の項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先20	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の27の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	税務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表の24の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者、被保険者であった者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内ネットワーク ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先2	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の61の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (高齢者福祉システム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	高齢者医療担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の100の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (介護保険システム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先4	生活福祉課・保護担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の23の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (生活保護システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	戸籍住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条10号の住民票の記載事項
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条10号に規定されている住民票の記載事項
③移転する情報	被保険者等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先6	高齢者医療担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先7	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※	<新宿区における措置> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でLTOへ保管 <申請書等の紙媒体について> 事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 <中間サーバー・プラットフォームについて> 入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。													
②保管期間	期間	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、2年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が2年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。(所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する)												
③消去方法	<国民健康保険システムにおける措置> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。													
7. 備考														
—														

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(3) 国保給付ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
	その必要性	国民健康保険の給付業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報 : 特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費・葬祭の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のために保有
	全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成31年2月	
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課、介護保険課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (医療保険者) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村、後期高齢者医療広域連合) [] 民間事業者 () [○] その他 (国保連合会)
②入手方法	[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (既存住民基本台帳システム、住民税システム、介護保険システム)
③入手の時期・頻度	<国保連合会からの入手時期・頻度> ・国保連合会からの高額該当の引き継ぎ業務(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報) ：平成30年4月1日以後に、月次の頻度 <その他の入手時期・頻度> ・住民から入手する特定個人情報：随時 ・住民記録情報：随時 ・住登外宛名情報：日次 ・住民税情報：年度当初6月。以降、変更分は日次 ・介護保険情報：給付実績情報は月次 ・障害者施設入所者情報：随時 ・後期高齢者医療広域連合：随時 ・他市区町村：随時(予定) ・他の医療保険者：随時(予定)
④入手に係る妥当性	<国保連合会からの入手に関する妥当性> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手の時期・頻度の妥当性 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ情報に関する入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 <その他入手に関する妥当性> 住民から直接入手する以外の個人情報は住民の2度手間とならぬよう、関係部署・機関から入手している。その頻度・時期については(正確性を期するため)提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにするため、関係先と協議し、可能な範囲で迅速な入手に努めている。
⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているので、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。

⑥使用目的 ※		・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費を支給するため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課	
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭の給付に使用する ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する	
情報の突合 ※		・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費・葬祭の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のため、被保険者情報と医療保険関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する。	
情報の統計分析 ※		・国民健康保険事業状況を把握して国民健康保険事業の健全な運営を図るための基礎資料とすることを目的とした統計分析を行う。ただし、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		給付支給/未支給決定 負担区分決定 負担区分の変更決定	
⑨使用開始日		平成31年2月	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ
	その妥当性	システム運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの参照)
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開
⑥委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。委託先は委託元の承諾に基づき再委託を実施している。
	⑨再委託事項	①システム用基盤の仮想環境、RDS環境の保守作業②システム用基盤の保守および監視作業③システムの宛名・連携、資格、賦課、給付、収滞納の保守作業④システムにおける共通部分の保守作業⑤その他システム保守全般

委託事項2		高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
その妥当性		・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年 間有効、「地方自治法第236条1項」によって不当利得の返還を受ける 権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約) システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開
⑥委託先名		国保連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

委託事項5		療養給付における一部減額・減免に関する事務	
①委託内容		療養給付における一部減額・減免に関する事務	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの参照)	
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名		株式会社日本ビジネスデータープロセッシングセンター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6		滞納者に対する療養給付に関する事務	
①委託内容		滞納者に対する療養給付に関する事務	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの参照)	
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名		株式会社日本ビジネスデータープロセッシングセンター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (30) 件 [☒] 移転を行っている (8) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の161の項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の164の項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の165の項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の27の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の38の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の166の項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	税務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内ネットワーク) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の61の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (高齢者福祉システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先3	高齢者医療担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の100の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (介護保険システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	生活福祉課・保護担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の23の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (生活保護システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先7	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<新宿区における措置> ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日々・月次・年次でLTOへ保管 <申請書等の紙媒体について> 事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 <中間サーバー・プラットフォームについて> 入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、2年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が2年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。(所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する)												
③消去方法		<国民健康保険システムにおける措置> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														
—														

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(4) 国保収滞納ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
	その必要性	賦課額情報に基づいた納付義務者に対する収納業務、納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報 :対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報 :対象者に対し納付書、納付証明書等を発行するために保有
	全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成31年2月	
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、税務課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 医療保険年金課 ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 保険料(税)賦課システム、統合滞納管理システム ）	
③入手の時期・頻度		【本人または本人の代理人】 収滞納事務のうえで納付義務者の特定個人情報が必要な都度入手する。 【評価実施機関内の他部署】 ・住民記録情報：日次、随時 ・住登外宛名情報：日次 ・地方税関係情報：随時 【他市区町村からの入手】 ・他市区町村から随時送付される実態調査書から入手する。	
④入手に係る妥当性		住民から直接入手する以外の個人情報は住民の2度手間とならぬよう、保険料(税)賦課システムとの連携等により入手している。その頻度・時期については(正確性を期するため)提供元の事務サイクルに合わせている。ただし、住民の利益に資するためには、国民健康保険事務において必要なタイミングに必要な情報が入手できるようにする必要があるため、関係先と協議して可能な範囲で迅速な入手に努めている。	
⑤本人への明示		本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているので、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	
⑥使用目的 ※		納付書、納付証明書の発行、過誤納金還付・充当の通知、督促状、催告書の発行、財産調査、滞納処分等の実施	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課 総務部(仮称)滞納対策課	
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方法 ※		1. 指定金融機関からの納付済み通知書情報の受付に関する事務 ・納付対象者の納付情報を把握する。 ・納付情報を基に還付・充当通知書を対象者へ通知する。 ・賦課額情報、納付情報を基に納付書の再発行を行い対象者へ通知する。 2. 督促・催告に関する事務 ・期限内に納付されない場合には、対象者へ督促状を通知する。 ・滞納者に対して、電話催告の実施、催告書を通知する。 3. 納付意思がある滞納者に関する事務 ・滞納者に誓約書を提出させたくて分割納付を行う。また、申請を基に徴収猶予処理を行う。 4. 納付意思がない滞納者に関する事務 ・財産調査を行い、財産がある場合には、差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通ずる。 ・公売の実施、配当・充当を行う。 ・財産がない場合は執行停止処理、税義務が消滅した場合は不納欠損処理を行う。 5. 納付義務の継承 ・納付義務承継通知書を通知する。
	情報の突合 ※	(1) 固定資産税賦課額情報、納付済通知書情報を突合して還付・充当通知書に係るデータを作成する。 (2) 固定資産税賦課額情報、納付済通知書情報を突合して督促状に係るデータを作成する。
	情報の統計分析 ※	・国民健康保険事業状況を把握して国民健康保険事業の健全な運営を図るための基礎資料とすることおよび保険料の滞納状況(滞納者数、滞納額等)に関する統計分析を行う。ただし、特定の個人を判別し得るような統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・督促処分、過誤納金充当処分の決定 ・滞納者の財産調査、滞納処分(財産差押等)、執行停止、延滞金免除等、滞納整理業務における決定
⑨使用開始日		平成31年2月

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (4) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ
	その妥当性	障害分析やシステム改修の際にデータを検証する必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの参照)
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開
⑥委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。委託先は委託元の承諾に基づき再委託を実施している。
	⑨再委託事項	①システム用基盤の仮想環境、RDS環境の保守作業②システム用基盤の保守および監視作業③システムの宛名・連携、資格、賦課、給付、収滞納の保守作業④システムにおける共通部分の保守作業⑤その他システム保守全般

委託事項2		滞納者に対する療養給付に関する事務	
①委託内容		滞納者に対する療養給付に関する事務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの参照)	
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名		株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項3		保険料の徴収に関する事務
①委託内容		保険料の徴収に関する事務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの参照)
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		納付案内センターの運営業務	
①委託内容		国民健康保険システムを利用した次の業務 ・架電及びSMSによる納付案内業務 ・被保険者からの受電業務 ・調査結果の入力、郵送物の開封等の内部事務業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険料に滞納がある納税義務者及び特別徴収義務者	
	その妥当性	正規職員を徴収(滞納整理)事務に専念させ、国民健康保険料の未納者に対する納付案内等の事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属要員が必要となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システム直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名		株式会社ボックスグループ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☒ 移転を行っている (8) 件 ☐ 行っていない
移転先1	生活福祉課・保護担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の23の項)
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (生活保護システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2	税務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	個人住民税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表の24の項)
③移転する情報	国民健康保険料の徴収・滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (保険料(税)収納システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先3	税務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	軽自動車税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表の24の項)
③移転する情報	国民健康保険料の徴収・滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (保険料(税)収納システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	税務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	固定資産税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表の24の項)
③移転する情報	国民健康保険料の徴収・滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (保険料(税)収納システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先5	戸籍住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条10号の住民票の記載事項
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条10号に規定されている住民票の記載事項
③移転する情報	被保険者等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6	高齢者医療担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先7	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者等の資格・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	＜新宿区における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でLTOへ保管 ＜申請書等の紙媒体について＞ 事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームについて＞ 入館及び入室が厳重に管理されたデータセンターに設置している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
②保管期間	その妥当性	・国民健康保険法第110条により、保険料を徴収する権利は、2年を経過した場合、時効によって消滅する。しかしながら時効の中断・停止により時効の完成が2年を経過することもあり得るため、不納欠損後に削除する。(保管期間を6年以上、10年未満とする) すでに納付済みの特定個人情報については、最終領収日後6年以上10年未満で削除する。(所得税の確定申告がさかのぼり5年までは可能なため、5年間以上は保持する。)											
③消去方法	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、国民健康保険システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムに格納する特定個人情報は各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハードウェア更改、LTO媒体の廃棄等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者または新宿区担当部署において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者において、保存された情報が読み書きできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考													
—													

添付資料(Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 提供先21以降)

提供先21	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

添付資料(Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 提供先21以降)

提供先21	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の38の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先22	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先23	保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先24	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先25	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先26	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の145の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

添付資料(Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 提供先21以降)

提供先21	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の173の項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先22	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先23	保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先24	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先25	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先26	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の145の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先27	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先28	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の16の項
②提供先における用途	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区国民健康保険の被保険者(擬制世帯主・特定同一世帯所属者・喪失者も含む)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先29	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の19の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国保賦課ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.国保有効フラグ、49.決裁状態、50.文字列型予備項目1、51.記載順位、52.続柄コード、53.資産割算定基礎額、54.住民税未申告該当コード、55.住民税非課税該当コード、56.稼得区分コード、57.所得把握区分コード、58.給与支払額、59.給与所得額、60.公的年金所得額、61.その他所得額、62.譲渡所得額、63.総所得金額、64.所得合計控除額、65.公的年金等所得控除額、66.公的年金等控除額、67.給与特別控除額、68.国保用所得割算定基礎額、69.国保用軽減判定用総所得金額、70.国保用基準総所得金額、71.ただし書き用給与支払額、72.ただし書き用給与所得額、73.ただし書き用総所得金額、74.減額判定用年金雑所得額、75.特別控除額、76.繰り越し損失額、77.記録項目名、78.営業所得額、79.農業所得額、80.その他事業所得額、81.不動産所得額、82.利子所得額、83.株式配当所得額、84.公募外貨配当所得額、85.公募他配当所得額、86.その他配当所得額、87.給与額、88.主たる給与支払額、89.従たる給与支払額、90.給与支払額内数専従者給与額、91.公的年金支払額、92.年金雑所得額、93.その他雑所得額、94.総合譲渡短期所得額、95.総合譲渡短期差引額、96.総合譲渡長期所得額、97.総合譲渡長期差引額、98.総合譲渡分特別控除額、99.一時所得額、100.一時差引額、101.総合一時所得額、102.短期一般所得額、103.短期一般差引額、104.短期一般特別控除額、105.短期軽減所得額、106.短期軽減差引額、107.短期軽減特別控除額、108.短期特別控除額、109.長期一般所得額、110.長期一般差引額、111.長期一般特別控除額、112.長期特定所得額、113.長期特定差引額、114.長期特定特別控除額、115.長期軽減所得額、116.長期軽減差引額、117.長期軽減特別控除額、118.長期特別所得額、119.長期特別差引額、120.長期特別特別控除額、121.長期特別控除額、122.土地等雑所得額、123.超短期所得額、124.株式譲渡所得額、125.株式譲渡上場所得額、126.商品先物取引所得額、127.山林所得額、128.総合退職所得額、129.変動所得額、130.臨時所得額、131.免税所得額、132.肉用牛売却価額、133.肉用牛免税対象所得額、134.肉用牛免税対象外所得額、135.雑損控除額、136.医療費控除額、137.社会保険料控除額、138.小規模共済控除額、139.生命保険料控除額、140.個人年金保険料支払額、141.損害保険料控除額、142.長期損害保険料支払額、143.寄附金控除額、144.合計控除額、145.控対配区分、146.配偶者区分、147.配偶者特別控除額、148.配特有無区分フラグ、149.扶養一般該当人数、150.扶養年少該当人数、151.扶養特定該当人数、152.扶養老人該当人数、153.扶養同居老人該当人数、154.扶養特障該当人数、155.扶養同居特障該当人数、156.扶養普障該当人数、157.未成年区分、158.老年者区分、159.寡婦区分、160.障害者区分、161.勤労学生区分、162.住民税申告区分、163.本専区分、164.配専区分、165.青色専従該当人数、166.白色専従該当人数、167.専従者控除額、168.繰越損失額、169.純損損失額、170.繰越繰越損失額、171.雑損損失額、172.特定株式損失額、173.先物取引損失額、174.居住用特定譲渡所得額、175.居住用特定損失額、176.繰越損失軽減純損損失額、177.繰越損失軽減譲渡損失額、178.市町村端数切捨所得割額、179.市町村均等割額、180.都道府県端数切捨所得割額、181.都道府県均等割額、182.資料区分、183.推定所得額、184.合計所得金額、185.固定税額、186.個人分税額、187.共有分税額、188.個人減免区分コード、189.老人70歳以上該当非該当フラグ、190.寝たきり65歳以上該当非該当フラグ、191.障害者手帳該当非該当フラグ、192.知的障害者該当該当非該当フラグ、193.譲渡所得条文ID、194.特徴該当非該当フラグ、195.国保資格区分、196.取得国保異動区分、197.取得事由国保異動事由、198.喪失国保異動区分、199.喪失事由国保異動事由、200.退職該当退職異動事由区分、201.退職非該当退職異動事由区分、202.取得異動年月日、203.取得届出年月日、204.喪失異動年月日、205.喪失届出年月日、206.退職該当異動年月日、207.退職該当届出年月日、208.退職非該当異動年月日、209.退職非該当届出年月日、210.分離配当所得額、211.株式配当損失額、212.失業給与所得額、213.失業総所得金額、214.失業所得割算定基礎額、215.失業軽減判定用総所得金額、216.失業基準総所得金額、217.失業ただし書き用給与所得額、218.失業ただし書き用総所得金額、219.失業者該当非該当フラグ、220.住民税未申告該当コード1、221.被扶養登録区分、222.旧個人番号、223.個人番号結合処理年月日、224.個人番号結合コンピュータ名、225.個人番号結合ユーザ名、226.旧保険証番号、227.保険証番号結合処理年月日、228.保険証番号結合コンピュータ名、229.保険証番号結合ユーザ名、230.退避算定基礎額、231.退避失業者算定基礎額、232.予備金額1、233.予備金額2、234.予備金額3、235.予備金額4、236.予備金額5、237.予備項目1、238.予備項目2、239.資格有無フラグ0、240.介護資格有無フラグ0、241.国保退職有無フラグ0、242.世帯区分0、243.取得異動年月日0、244.保険証番号内連番0、245.旧国保被保険者フラグ0、246.旧被扶養者フラグ0、247.失業者該当非該当フラグ0、248.有効フラグ0、249.資格有無フラグ1、250.介護資格有無フラグ1、251.国保退職有無フラグ1、252.世帯区分1、253.取得異動年月日1、254.保険証番号内連番1、255.旧国保被保険者フラグ1、256.旧被扶養者フラグ1、257.失業者該当非該当フラグ1、258.有効フラグ1、259.資格有無フラグ2、260.介護資格有無フラグ2、261.国保退職有無フラグ2、262.世帯区分2、263.取得異動年月日2、264.保険証番号内連番2、265.旧国保被保険者フラグ2、266.旧被扶養者フラグ2、267.失業者該当非該当フラグ2、268.有効フラグ2、269.資格有無フラグ3、270.介護資格有無フラグ3、271.国保退職有無フラグ3、272.世帯区分3、273.取得異動年月日3、274.保険証番号内連番3、275.旧国保被保険者フラグ3、276.旧被扶養者フラグ3、277.失業者該当非該当フラグ3、278.有効フラグ3、279.資格有無フラグ4、280.介護資格有無フラグ4、281.国保退職有無フラグ4、282.世帯区分4、283.取得異動年月日4、284.保険証番号内連番4、285.旧国保被保険者フラグ4、286.旧被扶養者フラグ4、287.失業者該当非該当フラグ4、288.有効フラグ4、289.資格有無フラグ5、290.介護資格有無フラグ5、291.国保退職有無フラグ5、292.世帯区分5、293.取得異動年月日5、294.保険証番号内連番5、295.旧国保被保険者フラグ5、296.旧被扶養者フラグ5、297.失業者該当非該当フラグ5、298.有効フラグ5、299.資格有無フラグ6、300.介護資格有無フラグ6、301.国保退職有無フラグ6、302.世帯区分6、303.取得異動年月日6、304.保険証番号内連番6、305.旧国保被保険者フラグ6、306.旧被扶養者フラグ6、307.失業者該当非該当フラグ6、308.有効フラグ6、309.資格有無フラグ7、310.介護資格有無フラグ7、311.国保退職有無フラグ7、312.世帯区分7、313.取得異動年月日7、314.保険証番号内連番7、315.旧国保被保険者フラグ7、316.旧被扶養者フラグ7、317.失業者該当非該当フラグ7、318.有効フラグ7、319.資格有無フラグ8、320.介護資格有無フラグ8、321.国保退職有無フラグ8、322.世帯区分8、323.取得異動年月日8、324.保険証番号内連番8、325.旧国保被保険者フラグ8、326.旧被扶養者フラグ8、327.失業者該当非該当フラグ8、328.有効フラグ8、329.資格有無フラグ9、330.介護資格有無フラグ9、331.国保退職有無フラグ9、332.世帯区分9、333.取得異動年月日9、334.保険証番号内連番9、335.旧国保被保険者フラグ9、336.旧被扶養者フラグ9、337.失業者該当非該当フラグ9、338.有効フラグ9、339.資格有無フラグ10、340.介護資格有無フラグ10、341.国保退職有無フラグ10、342.世帯区分10、343.取得異動年月日10、344.保険証番号内連番10、345.旧国保被保険者フラグ10、346.旧被扶養者フラグ10、347.失業者該当非該当フラグ10、348.有効フラグ10、349.資格有無フラグ11、350.介護資格有無フラグ11、351.国保退職有無フラグ11、352.世帯区分11、353.取得異動年月日11、354.保険証番号内連番11、355.旧国保被保険者フラグ11、356.旧被扶養者フラグ11、357.失業者該当非該当フラグ11、358.有効フラグ11、359.資格有無フラグ12、360.介護資格有無フラグ12、361.国保退職有無フラグ12、362.世帯区分12、363.取得異動年月日12、364.保険証番号内連番12、365.旧国保被保険者フラグ12、366.旧被扶養者フラグ12、367.失業者該当非該当フラグ12、368.有効フラグ12、369.世帯主個人番号、370.通知書番号、371.仮徴収通知書番号、372.本徴収通知書番号、373.所得割算定基礎額、374.所得割額、375.資産割額、376.均等割人数、377.均等割額、378.平等割額、379.単身平等割額、380.算出額、381.軽減均等割額、382.軽減平等割額、383.減免額、384.算定額、385.限度超過額、386.切り捨て端数額、387.年間保険税額、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

388.退職所得割算定基礎額、389.退職所得割額、390.退職資産割算定基礎額、391.退職資産割額、392.退職均等割人数、393.退職均等割額、394.退職平等割額、395.退職単身平等割額、396.退職算出額、397.退職軽減均等割額、398.退職軽減平等割額、399.退職減免額、400.退職算定額、401.退職限度超過額、402.退職切り捨て端数額、403.退職年間保険税額、404.一般所得割算定基礎額、405.一般所得割額、406.一般資産割算定基礎額、407.一般資産割額、408.一般均等割人数、409.一般均等割額、410.一般平等割額、411.一般単身平等割額、412.一般算出額、413.一般軽減均等割額、414.一般軽減平等割額、415.一般減免額、416.一般算定額、417.一般限度超過額、418.一般切り捨て端数額、419.一般年間保険税額、420.世帯増減減額月数、421.世帯増減月割減額、422.世帯増減一部増減額、423.合計分増減調整額、424.一般分増減調整額、425.退職者分増減調整額、426.世帯区分、427.国保退職区分コード、428.軽減区分、429.軽減判定合計所得額、430.賦課期日、431.賦課期日世帯主個人番号、432.賦課期日世帯区分、433.賦課期日該当人数、434.未申告該当非該当フラグ、435.基準総所得金額、436.一般基準総所得金額、437.退職基準総所得金額、438.対象月インデックス、439.合計決定保険税額、440.一般分決定保険税額、441.退職者分決定保険税額、442.普徴合計、443.普徴一般、444.普徴退職、445.特徴合計、446.特徴一般、447.特徴退職、448.期別調定額仮算定額、449.期別調定額差引額、450.退職期別調定額仮算定額、451.退職期別調定額差引額、452.一般期別調定額仮算定額、453.一般期別調定額差引額、454.特例区分コード、455.軽減申告区分、456.軽減申告入力年月日、457.軽減申告訂正年月日、458.減免区分、459.医療減免額、460.医療退職減免額、461.介護減免額、462.介護退職減免額、463.支援金減免額、464.支援金退職減免額、465.医療減免率、466.医療退職減免率、467.介護減免率、468.介護退職減免率、469.支援金減免率、470.支援金退職減免率、471.端数処理コード、472.減免額入力年月日、473.減免額訂正年月日、474.軽減2割有効区分、475.軽減2割申請年月日、476.軽減2割訂正年月日、477.徴収区分、478.激変軽減区分、479.激変軽減判定合計所得額、480.単身世帯軽減区分、481.条例減免額、482.条例減免額退職、483.条例減免額一般、484.納期限01、485.納期限02、486.納期限03、487.納期限04、488.納期限05、489.納期限06、490.納期限07、491.納期限08、492.納期限09、493.納期限10、494.納期限11、495.納期限12、496.納期限13、497.納期限14、498.納期限15、499.納期限16、500.納期限17、501.納期限18、502.納期限19、503.納期限20、504.仮算本算区分、505.更正期数、506.計算区分、507.負担調整額、508.退職分負担調整額、509.個人減免種別コード、510.個人減免均等割額、511.個人減免平等割額、512.個人減免退職均等割額、513.個人減免退職平等割額、514.個人減免前決定税額、515.個人減免前退職決定税額、516.個人減免額、517.個人退職減免額、518.個人減免判定用所得額、519.個人減免判定用資産額、520.失業者軽減区分、521.失業者所得割算定基礎額、522.失業者所得割額、523.失業者算出額、524.失業者算定額、525.失業者限度超過額、526.失業者切り捨て端数額、527.失業者年間保険税、528.失業者退職所得割算定基礎額、529.失業者退職所得割額、530.失業者退職算出額、531.失業者退職算定額、532.失業者退職限度超過額、533.失業者退職切り捨て端数額、534.失業者退職年間保険税、535.失業者一般所得割算定基礎額、536.失業者一般所得割額、537.失業者一般算出額、538.失業者一般算定額、539.失業者一般限度超過額、540.失業者一般切り捨て端数額、541.失業者一般年間保険税、542.失業者合計分増減調整額、543.失業者一般分増減調整額、544.失業者退職者分増減調整額、545.失業者合計決定保険税額、546.失業者一般分決定保険税額、547.支退職者分決定保険税額、548.退避退職算定基礎額、549.退避失業者退職算定基礎額、550.介護区分コード、551.介護退職区分コード、552.被保数0、553.国保退職区分コード0、554.退職被保数0、555.軽減区分0、556.単身世帯軽減区分0、557.軽減区分失業前0、558.未申告該当非該当フラグ0、559.旧国保被保数0、560.賦課期日0、561.賦課期日被保数0、562.賦課期日旧国保被保数0、563.賦課期日合計所得額0、564.賦課期日合計所得額激変0、565.賦課期日所得合計失業後0、566.賦課期日合計激変失業後0、567.賦課期日未申告該当非該当フラグ0、568.賦課期日世帯区分0、569.旧被扶養者数0、570.個人減免種別コード0、571.個人減免被保数0、572.個人減免退職被保数0、573.介護個人減免被保数0、574.介護個人減免退職被保数0、575.個人減免判定用所得額0、576.個人減免判定用資産額0、577.老人世帯該当非該当フラグ0、578.介護区分0、579.介護被保数0、580.介護退職区分0、581.介護退職被保数0、582.被保数1、583.国保退職区分コード1、584.退職被保数1、585.軽減区分1、586.単身世帯軽減区分1、587.軽減区分失業前1、588.未申告該当非該当フラグ1、589.旧国保被保数1、590.賦課期日1、591.賦課期日被保数1、592.賦課期日旧国保被保数1、593.賦課期日合計所得額1、594.賦課期日合計所得額激変1、595.賦課期日所得合計失業後1、596.賦課期日合計激変失業後1、597.賦課期日未申告該当非該当フラグ1、598.賦課期日世帯区分1、599.旧被扶養者数1、600.個人減免種別コード1、601.個人減免被保数1、602.個人減免退職被保数1、603.介護個人減免被保数1、604.介護個人減免退職被保数1、605.個人減免判定用所得額1、606.個人減免判定用資産額1、607.老人世帯該当非該当フラグ1、608.介護区分1、609.介護被保数1、610.介護退職区分1、611.介護退職被保数1、612.被保数2、613.国保退職区分コード2、614.退職被保数2、615.軽減区分2、616.単身世帯軽減区分2、617.軽減区分失業前2、618.未申告該当非該当フラグ2、619.旧国保被保数2、620.賦課期日2、621.賦課期日被保数2、622.賦課期日旧国保被保数2、623.賦課期日合計所得額2、624.賦課期日合計所得額激変2、625.賦課期日所得合計失業後2、626.賦課期日合計激変失業後2、627.賦課期日未申告該当非該当フラグ2、628.賦課期日世帯区分2、629.旧被扶養者数2、630.個人減免種別コード2、631.個人減免被保数2、632.個人減免退職被保数2、633.介護個人減免被保数2、634.介護個人減免退職被保数2、635.個人減免判定用所得額2、636.個人減免判定用資産額2、637.老人世帯該当非該当フラグ2、638.介護区分2、639.介護被保数2、640.介護退職区分2、641.介護退職被保数2、642.被保数3、643.国保退職区分コード3、644.退職被保数3、645.軽減区分3、646.単身世帯軽減区分3、647.軽減区分失業前3、648.未申告該当非該当フラグ3、649.旧国保被保数3、650.賦課期日3、651.賦課期日被保数3、652.賦課期日旧国保被保数3、653.賦課期日合計所得額3、654.賦課期日合計所得額激変3、655.賦課期日所得合計失業後3、656.賦課期日合計激変失業後3、657.賦課期日未申告該当非該当フラグ3、658.賦課期日世帯区分3、659.旧被扶養者数3、660.個人減免種別コード3、661.個人減免被保数3、662.個人減免退職被保数3、663.介護個人減免被保数3、664.介護個人減免退職被保数3、665.個人減免判定用所得額3、666.個人減免判定用資産額3、667.老人世帯該当非該当フラグ3、668.介護区分3、669.介護被保数3、670.介護退職区分3、671.介護退職被保数3、672.被保数4、673.国保退職区分コード4、674.退職被保数4、675.軽減区分4、676.単身世帯軽減区分4、677.軽減区分失業前4、678.未申告該当非該当フラグ4、679.旧国保被保数4、680.賦課期日4、681.賦課期日被保数4、682.賦課期日旧国保被保数4、683.賦課期日合計所得額4、684.賦課期日合計所得額激変4、685.賦課期日所得合計失業後4、686.賦課期日合計激変失業後4、687.賦課期日未申告該当非該当フラグ4、688.賦課期日世帯区分4、689.旧被扶養者数4、690.個人減免種別コード4、691.個人減免被保数4、692.個人減免退職被保数4、693.介護個人減免被保数4、694.介護個人減免退職被保数4、695.個人減免判定用所得額4、696.個人減免判定用資産額4、697.老人世帯該当非該当フラグ4、698.介護区分4、699.介護被保数4、700.介護退職区分4、701.介護退職被保数4、702.被保数5、703.国保退職区分コード5、704.退職被保数5、705.軽減区分5、706.単身世帯軽減区分5、707.軽減区分失業前5、708.未申告該当非該当フラグ5、709.旧国保被保数5、710.賦課期日5、711.賦課期日被保数5、712.賦課期日旧国保被保数5、713.賦課期日合計所得額5、714.賦課期日合計所得額激変5、715.賦課期日所得合計失業後5、716.賦課期日合計激変失業後5、717.賦課期日未申告該当非該当フラグ5、718.賦課期日世帯区分5、719.旧被扶養者数5、720.個人減免種別コード5、721.個人減免被保数5、722.個人減免退職被保数5、723.介護個人減免被保数5、724.介護個人減免退職被保数5、725.個人減免判定用所得額5、726.個人減免判定用資産額5、727.老人世帯該当非該当フラグ5、728.介護区分5、729.介護被保数5、730.介護退職区分5、731.介護退職被保数5、732.被保数6、733.国保退職区分コード6、734.退職被保数6、735.軽減区分6、736.単身世帯軽減区分6、737.軽減区分失業前6、738.未申告該当非該当フラグ6、739.旧国保被保数6、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

740.賦課期日6、741.賦課期日被保数6、742.賦課期日旧国保被保数6、743.賦課期日合計所得額6、744.賦課期日合計所得額激変6、745.賦課期日所得合計失業後6、746.賦課期日合計激変失業後6、747.賦課期日未申告該当非該当フラグ6、748.賦課期日世帯区分6、749.旧被扶養者数6、750.個人減免種別コード6、751.個人減免被保数6、752.個人減免退職被保数6、753.介護個人減免被保数6、754.介護個人減免退職被保数6、755.個人減免判定用所得額6、756.個人減免判定用資産額6、757.老人世帯該当非該当フラグ6、758.介護区分6、759.介護被保数6、760.介護退職区分6、761.介護退職被保数6、762.被保数7、763.国保退職区分コード7、764.退職被保数7、765.軽減区分7、766.単身世帯軽減区分7、767.軽減区分失業前7、768.未申告該当非該当フラグ7、769.旧国保被保数7、770.賦課期日7、771.賦課期日被保数7、772.賦課期日旧国保被保数7、773.賦課期日合計所得額7、774.賦課期日合計所得額激変7、775.賦課期日所得合計失業後7、776.賦課期日合計激変失業後7、777.賦課期日未申告該当非該当フラグ7、778.賦課期日世帯区分7、779.旧被扶養者数7、780.個人減免種別コード7、781.個人減免被保数7、782.個人減免退職被保数7、783.介護個人減免被保数7、784.介護個人減免退職被保数7、785.個人減免判定用所得額7、786.個人減免判定用資産額7、787.老人世帯該当非該当フラグ7、788.介護区分7、789.介護被保数7、790.介護退職区分7、791.介護退職被保数7、792.被保数8、793.国保退職区分コード8、794.退職被保数8、795.軽減区分8、796.単身世帯軽減区分8、797.軽減区分失業前8、798.未申告該当非該当フラグ8、799.旧国保被保数8、800.賦課期日8、801.賦課期日被保数8、802.賦課期日旧国保被保数8、803.賦課期日合計所得額8、804.賦課期日合計所得額激変8、805.賦課期日所得合計失業後8、806.賦課期日合計激変失業後8、807.賦課期日未申告該当非該当フラグ8、808.賦課期日世帯区分8、809.旧被扶養者数8、810.個人減免種別コード8、811.個人減免被保数8、812.個人減免退職被保数8、813.介護個人減免被保数8、814.介護個人減免退職被保数8、815.個人減免判定用所得額8、816.個人減免判定用資産額8、817.老人世帯該当非該当フラグ8、818.介護区分8、819.介護被保数8、820.介護退職区分8、821.介護退職被保数8、822.被保数9、823.国保退職区分コード9、824.退職被保数9、825.軽減区分9、826.単身世帯軽減区分9、827.軽減区分失業前9、828.未申告該当非該当フラグ9、829.旧国保被保数9、830.賦課期日9、831.賦課期日被保数9、832.賦課期日旧国保被保数9、833.賦課期日合計所得額9、834.賦課期日合計所得額激変9、835.賦課期日所得合計失業後9、836.賦課期日合計激変失業後9、837.賦課期日未申告該当非該当フラグ9、838.賦課期日世帯区分9、839.旧被扶養者数9、840.個人減免種別コード9、841.個人減免被保数9、842.個人減免退職被保数9、843.介護個人減免被保数9、844.介護個人減免退職被保数9、845.個人減免判定用所得額9、846.個人減免判定用資産額9、847.老人世帯該当非該当フラグ9、848.介護区分9、849.介護被保数9、850.介護退職区分9、851.介護退職被保数9、852.被保数10、853.国保退職区分コード10、854.退職被保数10、855.軽減区分10、856.単身世帯軽減区分10、857.軽減区分失業前10、858.未申告該当非該当フラグ10、859.旧国保被保数10、860.賦課期日10、861.賦課期日被保数10、862.賦課期日旧国保被保数10、863.賦課期日合計所得額10、864.賦課期日合計所得額激変10、865.賦課期日所得合計失業後10、866.賦課期日合計激変失業後10、867.賦課期日未申告該当非該当フラグ10、868.賦課期日世帯区分10、869.旧被扶養者数10、870.個人減免種別コード10、871.個人減免被保数10、872.個人減免退職被保数10、873.介護個人減免被保数10、874.介護個人減免退職被保数10、875.個人減免判定用所得額10、876.個人減免判定用資産額10、877.老人世帯該当非該当フラグ10、878.介護区分10、879.介護被保数10、880.介護退職区分10、881.介護退職被保数10、882.被保数11、883.国保退職区分コード11、884.退職被保数11、885.軽減区分11、886.単身世帯軽減区分11、887.軽減区分失業前11、888.未申告該当非該当フラグ11、889.旧国保被保数11、890.賦課期日11、891.賦課期日被保数11、892.賦課期日旧国保被保数11、893.賦課期日合計所得額11、894.賦課期日合計所得額激変11、895.賦課期日所得合計失業後11、896.賦課期日合計激変失業後11、897.賦課期日未申告該当非該当フラグ11、898.賦課期日世帯区分11、899.旧被扶養者数11、900.個人減免種別コード11、901.個人減免被保数11、902.個人減免退職被保数11、903.介護個人減免被保数11、904.介護個人減免退職被保数11、905.個人減免判定用所得額11、906.個人減免判定用資産額11、907.老人世帯該当非該当フラグ11、908.介護区分11、909.介護被保数11、910.介護退職区分11、911.介護退職被保数11、912.被保数12、913.国保退職区分コード12、914.退職被保数12、915.軽減区分12、916.単身世帯軽減区分12、917.軽減区分失業前12、918.未申告該当非該当フラグ12、919.旧国保被保数12、920.賦課期日12、921.賦課期日被保数12、922.賦課期日旧国保被保数12、923.賦課期日合計所得額12、924.賦課期日合計所得額激変12、925.賦課期日所得合計失業後12、926.賦課期日合計激変失業後12、927.賦課期日未申告該当非該当フラグ12、928.賦課期日世帯区分12、929.旧被扶養者数12、930.個人減免種別コード12、931.個人減免被保数12、932.個人減免退職被保数12、933.介護個人減免被保数12、934.介護個人減免退職被保数12、935.個人減免判定用所得額12、936.個人減免判定用資産額12、937.老人世帯該当非該当フラグ12、938.介護区分12、939.介護被保数12、940.介護退職区分12、941.介護退職被保数12、942.期別01期調定額、943.期別02期調定額、944.期別03期調定額、945.期別04期調定額、946.期別05期調定額、947.期別06期調定額、948.期別07期調定額、949.期別08期調定額、950.期別09期調定額、951.期別10期調定額、952.期別11期調定額、953.期別12期調定額、954.期別13期調定額、955.期別14期調定額、956.期別15期調定額、957.期別16期調定額、958.期別17期調定額、959.期別18期調定額、960.期別19期調定額、961.期別20期調定額、962.退職01期期別調定額、963.退職02期期別調定額、964.退職03期期別調定額、965.退職04期期別調定額、966.退職05期期別調定額、967.退職06期期別調定額、968.退職07期期別調定額、969.退職08期期別調定額、970.退職09期期別調定額、971.退職10期期別調定額、972.退職11期期別調定額、973.退職12期期別調定額、974.退職13期期別調定額、975.退職14期期別調定額、976.退職15期期別調定額、977.退職16期期別調定額、978.退職17期期別調定額、979.退職18期期別調定額、980.退職19期期別調定額、981.退職20期期別調定額、982.期別特01期調定額、983.期別特02期調定額、984.期別特03期調定額、985.期別特04期調定額、986.期別特05期調定額、987.期別特06期調定額、988.期別特07期調定額、989.期別特08期調定額、990.期別特09期調定額、991.退職特01期期別調定額、992.退職特02期期別調定額、993.退職特03期期別調定額、994.退職特04期期別調定額、995.退職特05期期別調定額、996.退職特06期期別調定額、997.退職特07期期別調定額、998.退職特08期期別調定額、999.退職特09期期別調定額、1000.徴収区分資格判定結果、1001.徴収区分2分の1判定結果、1002.徴収区分登録年月日、1003.徴収区分設定理由区分、1004.判定時更正履歴番号、1005.徴収区分備考、1006.特徴開始月、1007.特徴開始期、1008.年金支給額、1009.介護引落額、1010.国保引落額1、1011.国保引落額2、1012.国保引落端数額、1013.医療引落額1、1014.医療引落額2、1015.医療引落端数額、1016.介護引落額1、1017.介護引落額2、1018.介護引落端数額、1019.支援金引落額1、1020.支援金引落額2、1021.支援金引落端数額、1022.医療退職引落額1、1023.医療退職引落額2、1024.医療退職引落端数額、1025.介護退職引落額1、1026.介護退職引落額2、1027.介護退職引落端数額、1028.支援金退職引落額1、1029.支援金退職引落額2、1030.支援金退職引落端数額、1031.特徴依頼フラグ、1032.特徴依頼年月日、1033.特徴停止フラグ、1034.特徴停止年月日、1035.特徴依頼、1036.特徴依頼結果、1037.年金名称、1038.特別徴収義務者コード、1039.義務者名称、1040.年度切替コード、1041.氏名漢字、1042.氏名カナ、1043.年齢、1044.性別名称、1045.退職者フラグ、1046.準資格該当準資格区分、1047.住民区分、1048.存在フラグ、1049.世帯番号、1050.世帯主氏名漢字、1051.県市名漢字、1052.現住所所番書、1053.現住所郵便番号、1054.前住所コード、1055.前住所番書、1056.前住所郵便番号、1057.発行日、1058.発行フラグ、1059.連番、1060.役場郵便番号、1061.自治体住所、1062.自治体住所番、1063.郡名、1064.市町村名称、1065.当方郵便番号、1066.当方住所、1067.当方電話番号、1068.当方内線番号、1069.当方市町村名称、1070.当方課名、1071.備考_255、1072.被扶養者個人番号、1073.申請年月日、1074.訂正年月日、1075.国保被扶養区分、1076.扶養者個人番号、1077.国保被扶養者国保備考欄、1078.国保被扶養者登録区分、1079.起因区分、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1080.国保異動事由、1081.異動年月日、1082.異動連番、1083.退職者該当非該当フラグ、1084.更正連番、1085.決議連番、1086.国保異動事由コード名称、1087.届出年月日、1088.賦課更正処理年月日、1089.現年過年区分、1090.決議日、1091.特例開始事由区分、1092.特例開始年月日、1093.特例開始届出年月日、1094.特例終了事由区分、1095.特例終了年月日、1096.特例終了届出年月日、1097.介護2号適用除外国保備考欄、1098.特例施設区分、1099.最新フラグ、1100.賦課年度、1101.最終期数、1102.収納反映04月期数、1103.医療分合計04月期別税額、1104.医療分退職04月期別税額、1105.介護分合計04月期別税額、1106.介護分退職04月期別税額、1107.支援金分合計04月期別税額、1108.支援金分退職04月期別税額、1109.収納反映05月期数、1110.医療分合計05月期別税額、1111.医療分退職05月期別税額、1112.介護分合計05月期別税額、1113.介護分退職05月期別税額、1114.支援金分合計05月期別税額、1115.支援金分退職05月期別税額、1116.収納反映06月期数、1117.医療分合計06月期別税額、1118.医療分退職06月期別税額、1119.介護分合計06月期別税額、1120.介護分退職06月期別税額、1121.支援金分合計06月期別税額、1122.支援金分退職06月期別税額、1123.収納反映07月期数、1124.医療分合計07月期別税額、1125.医療分退職07月期別税額、1126.介護分合計07月期別税額、1127.介護分退職07月期別税額、1128.支援金分合計07月期別税額、1129.支援金分退職07月期別税額、1130.収納反映08月期数、1131.医療分合計08月期別税額、1132.医療分退職08月期別税額、1133.介護分合計08月期別税額、1134.介護分退職08月期別税額、1135.支援金分合計08月期別税額、1136.支援金分退職08月期別税額、1137.収納反映09月期数、1138.医療分合計09月期別税額、1139.医療分退職09月期別税額、1140.介護分合計09月期別税額、1141.介護分退職09月期別税額、1142.支援金分合計09月期別税額、1143.支援金分退職09月期別税額、1144.収納反映10月期数、1145.医療分合計10月期別税額、1146.医療分退職10月期別税額、1147.介護分合計10月期別税額、1148.介護分退職10月期別税額、1149.支援金分合計10月期別税額、1150.支援金分退職10月期別税額、1151.収納反映11月期数、1152.医療分合計11月期別税額、1153.医療分退職11月期別税額、1154.介護分合計11月期別税額、1155.介護分退職11月期別税額、1156.支援金分合計11月期別税額、1157.支援金分退職11月期別税額、1158.収納反映12月期数、1159.医療分合計12月期別税額、1160.医療分退職12月期別税額、1161.介護分合計12月期別税額、1162.介護分退職12月期別税額、1163.支援金分合計12月期別税額、1164.支援金分退職12月期別税額、1165.収納反映01月期数、1166.医療分合計01月期別税額、1167.医療分退職01月期別税額、1168.介護分合計01月期別税額、1169.介護分退職01月期別税額、1170.支援金分合計01月期別税額、1171.支援金分退職01月期別税額、1172.収納反映02月期数、1173.医療分合計02月期別税額、1174.医療分退職02月期別税額、1175.介護分合計02月期別税額、1176.介護分退職02月期別税額、1177.支援金分合計02月期別税額、1178.支援金分退職02月期別税額、1179.収納反映03月期数、1180.医療分合計03月期別税額、1181.医療分退職03月期別税額、1182.介護分合計03月期別税額、1183.介護分退職03月期別税額、1184.支援金分合計03月期別税額、1185.支援金分退職03月期別税額、1186.履歴番号、1187.有効フラグ、1188.登録年月日、1189.減免理由コード、1190.減免理由、1191.前回登録年月日、1192.前回申請年月日、1193.前回減免理由コード、1194.前回減免理由、1195.前回医療減免額、1196.前回医療退職減免額、1197.前回支援金減免額、1198.前回支援金退職減免額、1199.前回介護減免額、1200.前回介護退職減免額、1201.平等割減免率、1202.平等割減免該当フラグ01、1203.平等割減免該当フラグ02、1204.平等割減免該当フラグ03、1205.平等割減免該当フラグ04、1206.平等割減免該当フラグ05、1207.平等割減免該当フラグ06、1208.平等割減免該当フラグ07、1209.平等割減免該当フラグ08、1210.平等割減免該当フラグ09、1211.平等割減免該当フラグ10、1212.平等割減免該当フラグ11、1213.平等割減免該当フラグ12、1214.平等割減免額医療、1215.平等割減免額支援、1216.平等割減免額介護、1217.均等割減免率、1218.均等割減免該当フラグ01、1219.均等割減免該当フラグ02、1220.均等割減免該当フラグ03、1221.均等割減免該当フラグ04、1222.均等割減免該当フラグ05、1223.均等割減免該当フラグ06、1224.均等割減免該当フラグ07、1225.均等割減免該当フラグ08、1226.均等割減免該当フラグ09、1227.均等割減免該当フラグ10、1228.均等割減免該当フラグ11、1229.均等割減免該当フラグ12、1230.均等割減免額医療、1231.均等割減免額支援、1232.均等割減免額介護、1233.所得割減免率、1234.所得割減免該当フラグ01、1235.所得割減免該当フラグ02、1236.所得割減免該当フラグ03、1237.所得割減免該当フラグ04、1238.所得割減免該当フラグ05、1239.所得割減免該当フラグ06、1240.所得割減免該当フラグ07、1241.所得割減免該当フラグ08、1242.所得割減免該当フラグ09、1243.所得割減免該当フラグ10、1244.所得割減免該当フラグ11、1245.所得割減免該当フラグ12、1246.所得割減免額医療、1247.所得割減免額支援、1248.所得割減免額介護、1249.資産割減免率、1250.資産割減免該当フラグ01、1251.資産割減免該当フラグ02、1252.資産割減免該当フラグ03、1253.資産割減免該当フラグ04、1254.資産割減免該当フラグ05、1255.資産割減免該当フラグ06、1256.資産割減免該当フラグ07、1257.資産割減免該当フラグ08、1258.資産割減免該当フラグ09、1259.資産割減免該当フラグ10、1260.資産割減免該当フラグ11、1261.資産割減免該当フラグ12、1262.資産割減免額医療、1263.資産割減免額支援、1264.資産割減免額介護、1265.府県コード、1266.年金特徴市町村コード、1267.通知内容コード、1268.特別徴収制度コード、1269.作成西暦年、1270.作成月、1271.作成日年金特徴、1272.基礎年金番号、1273.年金特徴年金コード、1274.共済年金証書記号番号、1275.対象月、1276.コード区分、1277.年金特徴予備1、1278.年金特徴予備2、1279.生年月日西暦年、1280.生年月日年月年金特徴、1281.生年月日日年金特徴、1282.性別、1283.年金特徴氏名カナ、1284.氏名カナソフトコード、1285.年金特徴氏名漢字、1286.氏名漢字ソフトコード、1287.住所郵便番号、1288.年金特徴住所カナ、1289.住所カナソフトコード、1290.年金特徴住所漢字、1291.住所漢字ソフトコード、1292.年金特徴各種区分、1293.年金特徴処理結果、1294.後期移管コード、1295.各種西暦年、1296.各種月、1297.各種日、1298.年金特徴金額1、1299.年金特徴金額2、1300.年金特徴金額3、1301.年金特徴予備3、1302.年金特徴通知書番号、1303.介護被保険者番号、1304.個人コード区分、1305.個人コード個人番号、1306.介護住所地特例、1307.介護捕捉年月日、1308.介護待機フラグ、1309.年金特徴予備、1310.処理年月日、1311.特徴口座申請理由コード、1312.理由

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 国保資格ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU連番、40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ユーザID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.文字列型予備項目1、51.保険証番号内連番、52.取得事由国保異動事由、53.取得国保異動区分、54.取得異動年月日、55.取得届出年月日、56.取得時効年月日、57.喪失事由国保異動事由、58.喪失国保異動区分、59.喪失異動年月日、60.喪失届出年月日、61.喪失時効年月日、62.続柄コード、63.記載順位、64.次CPU連番、65.前CPU連番、66.国保世帯最新フラグ、67.国保個人最新フラグ、68.抹消フラグ、69.旧保険証番号、70.保険証番号結合処理年月日、71.保険証番号結合コンピュータ名、72.保険証番号結合ユーザ名、73.旧個人番号、74.個人番号結合処理年月日、75.個人番号結合コンピュータ名、76.個人番号結合ユーザ名、77.取得旧被扶養者区分、78.喪失旧被扶養者区分、79.給付開始年月日、80.国保異動事由、81.国保異動区分、82.世帯主開始年月日、83.世帯主開始届出年月日、84.世帯主終了年月日、85.世帯主終了届出年月日、86.世帯主世帯区分、87.世帯開始年月日、88.世帯終了年月日、89.証区分、90.最新フラグ、91.交付ユーザID、92.交付年月日、93.設定有効年月日、94.回収ユーザID、95.回収年月日、96.保険証最新フラグ、97.保険証形態区分、98.保険証種別区分、99.一般退職区分、100.学遠区分、101.発行年月日、102.交付氏名カナ、103.交付氏名漢字、104.保険証交付理由区分、105.保険証交付方法区分、106.保険証回収方法区分、107.高齢者証有無フラグ、108.高齢者最新フラグ、109.高齢者国保履歴番号、110.高齢者判定連番、111.高齢者負担区分、112.負担割合、113.高齢者発効期年月日、114.高齢者年齢到達年月日、115.減額認定申請最新フラグ、116.減額認定申請国保履歴番号、117.減額認定申請発効期日、118.減額認定申請適用区分コード、119.マル長該当年月日、120.マル長非該当年月日、121.特定疾病最新フラグ、122.特定疾病交付区分、123.特定疾病認定区分、124.特定疾病自己負担限度額、125.特定疾病発行期日、126.申請履歴番号、127.発行履歴国保、128.短期証種別区分、129.退職該当退職異動事由区分、130.退職該当異動年月日、131.退職該当届出年月日、132.退職該当時効年月日、133.退職非該当退職異動事由区分、134.退職非該当異動年月日、135.退職非該当届出年月日、136.退職非該当時効年月日、137.本扶区分、138.国保年金名称コード、139.国保年金種別コード、140.年金取得年月日、141.国保扶養事由区分、142.扶養開始年月日、143.本人の個人番号、144.本人との続柄コード、145.準資格該当準資格区分、146.準資格施設区分、147.準資格該当異動年月日、148.準資格該当届出年月日、149.準資格非該当準資格区分、150.準資格非該当異動年月日、151.準資格非該当届出年月日、152.準資格非該当予定年月日、153.施設名称漢字、154.対象年度、155.判定連番、156.判定負担区分、157.前回負担区分、158.途中変更負担区分、159.途中変更適用年月日、160.判定事由コード、161.判定事由該当年月日、162.適用年月日、163.国保再判定区分、164.一定以上所得区分コード、165.低所得区分コード、166.申請区分コード、167.申請年月日、168.住民税非課税該当コード、169.世帯非課税区分コード、170.低所得用合計所得額、171.世帯内最高所得額、172.高齢者老人該当人数、173.高齢者老人判定所得額、174.資料区分、175.市町村均等割額、176.端数切捨済市町村所得割額、177.課税所得金額、178.課税非課税区分コード、179.所得データ区分、180.所得データ取込年月日、181.所得取込み区分、182.入力年月日、183.世帯負担区分、184.前回世帯負担区分、185.世帯未申告区分、186.高齢者老人判定収入額、187.老人区分、188.高齢者到達予定フラグ、189.被保険者数16歳未満、190.被保険者数19歳未満、191.住民税課税所得金額、192.旧ただし書き所得不明フラグ、193.旧ただし書き所得、194.高齢者旧ただし書き所得合計、195.旧ただし書き所得判定適用フラグ、196.負担区分01、197.負担区分02、198.負担区分03、199.負担区分04、200.負担区分05、201.負担区分06、202.負担区分07、203.負担区分08、204.負担区分09、205.負担区分10、206.負担区分11、207.負担区分12、208.処理年月日、209.発効期年月日、210.非該当年月日、211.離職年月日、212.離職理由区分、213.備考、214.社保異動年月日、215.社保保険証交付年月日、216.保険者番号、217.保険者名称、218.住所、219.電話番号、220.郵便番号、221.事業所名、222.社保記号、223.社保番号、224.社保被保険者氏名漢字、225.国保異動年月日、226.国保届出年月日、227.国保保険者国保備考欄、228.処理フラグ、229.員番、230.特例開始事由区分、231.特例開始年月日、232.特例開始届出年月日、233.特例終了事由区分、234.特例終了年月日、235.特例終了届出年月日、236.介護2号適用除外国保備考欄、237.特例施設区分、238.課税区分01、239.課税区分02、240.課税区分03、241.課税区分04、242.課税区分05、243.課税区分06、244.課税区分07、245.課税区分08、246.課税区分09、247.課税区分10、248.課税区分11、249.課税区分12、250.該当終了年月日、251.長期入院該当年月日、252.高齢者該当非該当フラグ、253.国保認定申請国保備考欄、254.該当年月日、255.世帯主個人番号、256.入力区分、257.氏名漢字、258.氏名カナ、259.年齢、260.性別名称、261.退職者フラグ、262.住民区分、263.存在フラグ、264.世帯区分、265.世帯番号、266.世帯主氏名漢字、267.県市名漢字、268.現住所番方書、269.現住所郵便番号、270.前住所コード、271.前住所番方書、272.前住所郵便番号、273.発行日、274.発行フラグ、275.連番、276.役場郵便番号、277.自治体住所、278.自治体住所番、279.郡名、280.市町村名称、281.当方郵便番号、282.当方住所、283.当方電話番号、284.当方内線番号、285.当方市町村名称、286.当方課名、287.取込連番、288.初回取込連番、289.発行区分コード、290.給付差止コード、291.完納国保データフラグ、292.処分基準賦課年度、293.処分基準対象年度、294.処分基準国保期別、295.処分基準通知書番号、296.処分基準納期限、297.処分基準期別税額、298.処分基準期別収納額、299.予定有効年月日、300.発行済保険証種別区分、301.高校生以下人数、302.執行停止区分、303.国保申請対象区分コード、304.国保弁明書文章、305.受付ユーザID、306.承認種別、307.承認年月日、308.承認期間開始年月日、309.承認期間終了年月日、310.承認ユーザID、311.弁明書国保備考欄、312.相談年月日、313.相談者氏名漢字、314.相談者続柄コード、315.国保相談内容文章、316.国保連絡区分、317.相談ユーザID、318.国保納税相談文章、319.適用除外区分、320.医療受給開始年月日、321.医療受給終了年月日、322.国保適用除外文章、323.特事区分、324.申請内容文章、325.国保特別の事情文章、326.通知書種別区分、327.開始届出年月日、328.終了年月日、329.終了届出年月日、330.履歴番号、331.サマ履歴番号、332.有効フラグ、333.履歴判定、334.徴収区分、335.決議年月日、336.住民税異動区分コード、337.異動年月日、338.住民税整理番号、339.賦課資料区分コード、340.書式区分、341.無職無収入コード、342.均等割区分、343.均等割パターン番号、344.営業所得額、345.農業所得額、346.その他事業所得額、347.不動産所得額、348.利子所得額、349.配当所得フラグ、350.配当所得額、351.株式配当所得額、352.公募外貨配当所得額、353.公募他配当所得額、354.その他配当所得額、355.所得税配当所得額、356.所得税株式配当所得額、357.所得税公募外貨配当所得額、358.所得税公募他配当所得額、359.所得税その他配当所得額、360.給与所得額、361.主たる給与支払額、362.従たる給与支払額、363.給与支払額内数専従者給与額、364.特定支出控除額、365.雑所得額、366.公的年金支払額、367.年金雑所得額、368.その他雑所得額、369.総合譲渡短期所得額、370.総合譲渡短期差引額、371.総合譲渡長期所得額、372.総合譲渡長期差引額、373.総合譲渡分特別控除額、374.総合譲渡特別設定フラグ、375.総合譲渡逆算フラグ、376.一時所得額、377.一時差引額、378.総合一時所得額、379.短期一般所得額、380.短期一般差引額、381.短期一般特別控除額、382.短期軽減所得額、383.短期軽減差引額、384.短期軽減特別控除額、385.長期一般所得額、386.長期一般差引額、387.長期一般特別控除額、388.長期特定所得額、389.長期特定差引額、390.長期特定特別控除額、391.長期軽減所得額、392.長期軽減差引額、393.長期軽減特別控除額、394.長期特別所得額、395.長期特別差引額、396.長期特別特別控除額、397.土地等雑所得額、398.超短期所得額、399.株式譲渡所得額、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

400.株式譲渡一般分所得額、401.株式譲渡新規公開分所得額、402.株式譲渡特別控除額、403.商品先物取引所得額、404.山林所得額、405.山林特別控除額、406.退職所得額、407.退職所得控除額、408.退職支払額、409.市町村源泉退職所得割額、410.都道府県源泉退職所得割額、411.勤続年数、412.就職年月日、413.退職年月日、414.総合退職所得額、415.総合退職所得控除額、416.特例適用条文1、417.特例適用条文2、418.特例適用条文3、419.変動所得額、420.前年変動所得額、421.前々年変動所得額、422.臨時所得額、423.平均課税対象金額、424.免税所得額、425.肉用牛売却価格、426.肉用牛免税対象所得額、427.肉用牛免税対象外所得額、428.非課税所得額、429.申告0円所得区分01、430.申告0円所得区分02、431.申告0円所得区分03、432.申告0円所得区分04、433.申告0円所得区分05、434.申告0円所得区分06、435.申告0円所得区分07、436.申告0円所得区分08、437.申告0円所得区分09、438.申告0円所得区分10、439.最高所得区分、440.総所得金額、441.合計所得金額、442.総所得金額等、443.所得税総所得金額、444.所得税合計所得金額、445.所得税総所得金額等、446.総所得損通所得額、447.総合短期損通所得額、448.総合長期損通所得額、449.短期一般損通所得額、450.短期軽減損通所得額、451.長期一般損通所得額、452.長期特定損通所得額、453.長期軽減損通所得額、454.長期特別損通所得額、455.土地等雑損通所得額、456.超短期損通所得額、457.山林損通所得額、458.株式譲渡損通所得額、459.商品先物取引損通所得額、460.退職損通所得額、461.所得税総所得損通所得額、462.所得税総合短期損通所得額、463.所得税総合長期損通所得額、464.所得税短期一般損通所得額、465.所得税短期軽減損通所得額、466.所得税長期一般損通所得額、467.所得税長期特定損通所得額、468.所得税長期軽減損通所得額、469.所得税長期特別損通所得額、470.所得税土地等雑損通所得額、471.所得税超短期損通所得額、472.所得税株式譲渡損通所得額、473.所得税商品先物取引損通所得額、474.所得税山林損通所得額、475.所得税退職損通所得額、476.雑損控除額、477.医療費控除額、478.社会保険料控除額、479.小規模共済控除額、480.生命保険料控除額、481.所得税生命保険料控除額、482.生命保険料支払額、483.個人年金保険料支払額、484.損害保険料控除額、485.所得税損害保険料控除額、486.損害保険料支払額、487.長期損害保険料支払額、488.寄付控除額、489.寄付控除額、490.所得税寄付金控除額、491.合計控除額、492.所得税合計控除額、493.控除配該当コード、494.配偶者区分、495.配特有無区分、496.配偶者特別控除額、497.所得税配偶者特別控除額、498.配偶者合計所得金額、499.扶養一般該当人数、500.扶養年少該当人数、501.扶養特定該当人数、502.扶養老人該当人数、503.扶養同居老人該当人数、504.扶養特障該当人数、505.扶養同居特障該当人数、506.扶養普障該当人数、507.未成年該当コード、508.老年人該当コード、509.寡婦該当コード、510.障害者該当コード、511.勤労学生該当コード、512.住民税申告区分、513.本専区分、514.配専区分、515.青色専従該当人数、516.白色専従該当人数、517.専従者控除額、518.繰越損失額、519.純損失額、520.譲渡繰越損失額、521.雑損失額、522.特定株式損失額、523.当年純損失額、524.当年譲渡繰越損失額、525.当年雑損失額、526.当年特定株式損失額、527.前純損失額、528.前譲渡繰越損失額、529.前雑損失額、530.前特定株式損失額、531.前々純損失額、532.前々譲渡繰越損失額、533.前々雑損失額、534.前々特定株式損失額、535.所得税総所得課税額、536.所得税短期一般課税額、537.所得税短期軽減課税額、538.所得税長期一般課税額、539.所得税長期特定課税額、540.所得税長期軽減課税額、541.所得税長期特別課税額、542.所得税土地等雑課税額、543.所得税超短期課税額、544.所得税株式課税額、545.所得税商品先物取引課税額、546.所得税山林課税額、547.所得税退職課税額、548.総所得所得税額、549.短期一般所得税額、550.短期軽減所得税額、551.長期一般所得税額、552.長期特定所得税額、553.長期軽減所得税額、554.長期特別所得税額、555.土地等雑所得税額、556.超短期所得税額、557.株式所得税額、558.商品先物取引所得税額、559.山林所得税額、560.退職所得税額、561.所得税配当控除額、562.住宅借入金特別控除額、563.その他特別控除額、564.定率控除前所得税額、565.所得税災害減免額、566.所得税外国税額控除額、567.所得税特別減税額、568.所得税定率控除額、569.定率控除後所得税額、570.所得税額、571.所得税額チェックフラグ、572.総所得課税額、573.短期一般課税額、574.短期軽減課税額、575.長期一般課税額、576.長期特定課税額、577.長期軽減課税額、578.長期特別課税額、579.土地等雑課税額、580.超短期課税額、581.株式課税額、582.商品先物取引課税額、583.山林課税額、584.退職課税額、585.市町村総所得所得割額、586.市町村短期一般所得割額、587.市町村短期軽減所得割額、588.市町村長期一般所得割額、589.市町村長期特定所得割額、590.市町村長期軽減所得割額、591.市町村長期特別所得割額、592.市町村土地等雑所得割額、593.市町村超短期所得割額、594.市町村株式所得割額、595.市町村商品先物取引所得割額、596.市町村山林所得割額、597.市町村退職所得割額、598.市町村算出所得割額、599.市町村配当控除額、600.市町村外国税額控除額、601.市町村調整額、602.市町村特別減税額、603.市町村定率控除額、604.市町村免税額、605.市町村所得割額、606.市町村端数切捨所得割額、607.市町村特別減税前所得割額、608.市町村定率控除前所得割額、609.市町村民税額、610.都道府県総所得所得割額、611.都道府県短期一般所得割額、612.都道府県短期軽減所得割額、613.都道府県長期一般所得割額、614.都道府県長期特定所得割額、615.都道府県長期軽減所得割額、616.都道府県長期特別所得割額、617.都道府県土地等雑所得割額、618.都道府県超短期所得割額、619.都道府県株式所得割額、620.都道府県商品先物取引所得割額、621.都道府県山林所得割額、622.都道府県退職所得割額、623.都道府県算出所得割額、624.都道府県配当控除額、625.都道府県外国税額控除額、626.都道府県調整額、627.都道府県特別減税額、628.都道府県定率控除額、629.都道府県免税額、630.都道府県所得割額、631.都道府県端数切捨所得割額、632.都道府県特別減税前所得割額、633.都道府県定率控除前所得割額、634.都道府県均等割額、635.都道府県民税額、636.所得割非課税フラグ、637.均等割非課税フラグ、638.年税額、639.市町村所得割減免額、640.市町村均等割減免額、641.都道府県所得割減免額、642.都道府県均等割減免額、643.予備金額1、644.予備金額2、645.予備金額3、646.予備金額4、647.予備金額5、648.予備項目1、649.予備項目2、650.予備項目3、651.予備項目4、652.予備項目5、653.株式譲渡上場所得額、654.所得税株式譲渡上場所得額、655.所得税株式譲渡所得額、656.株式譲渡フラグ、657.株式譲渡上場損通所得額、658.所得税株式譲渡上場損通所得額、659.株式上場課税額、660.所得税株式上場課税額、661.肉牛軽減課税額、662.市町村株式上場所得割額、663.都道府県株式上場所得割額、664.市町村肉牛軽減所得割額、665.都道府県肉牛軽減所得割額、666.株式上場所得税額、667.肉牛軽減所得税額、668.株式含む合計所得金額、669.先物取引損失額、670.当年先物取引損失額、671.前々先物取引損失額、672.前々先物取引損失額、673.配当割控除額、674.株式譲渡割控除額、675.市町村定率控除後所得割額、676.都道府県定率控除後所得割額、677.控除超過額、678.居住用特定譲渡所得額、679.居住用特定損失額、680.市町村株式譲渡配当割控除額、681.都道府県株式譲渡配当割控除額、682.市町村65歳以上の特例控除額、683.都道府県65歳以上の特例控除額、684.市町村調整控除額、685.都道府県調整控除額、686.市町村控除不足額、687.都道府県控除不足額、688.市町村内充当額、689.都道府県内充当額、690.市町村外充当額、691.都道府県外充当額、692.標準税率市町村総所得、693.標準税率市町村山林、694.標準税率市町村退職、695.標準税率市町村算出所得割、696.標準税率市町村調整額、697.標準税率定率控除前市町村所得割、698.標準税率定率控除後市町村所得割額、699.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、700.標準税率市町村所得割、701.標準税率市町村所得割端数切捨、702.標準税率市町村均等割、703.標準税率都道府県総所得、704.標準税率都道府県山林、705.標準税率都道府県退職、706.標準税率都道府県算出所得割、707.標準税率都道府県調整額、708.標準税率定率控除前都道府県所得割、709.標準税率定率控除後都道府県所得割額、710.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、711.標準税率都道府県所得割、712.標準税率都道府県所得割端数切捨、713.標準税率都道府県均等割、714.政党等寄付金特別控除額、715.耐震改修特別控除額、716.住宅借入金特別控除可能額、717.市町村住宅借入金特別控除可能額、718.都道府県住宅借入金特別控除可能額、719.市町村税源移譲減額、720.都道府県税源移譲減額、721.標準税率市町村税源移譲減額、722.標準税率都道府県税源移譲減額、723.国税更正日、724.入力部署名、725.優先区分、726.繰越損失軽減純損失額、727.繰越損失軽減譲渡損失額、728.推定所得額、729.控除配扶養合計人数、730.老配老人扶養合計人数、731.所得合計額、732.分離配当所得額、733.株式配当損失額、734.分離配当課税額、735.山林純損失額、736.適用開始年月日、737.適用開始届出年月日、738.適用開始事由国保異動事由、739.適用終了年月日、740.適用終了届出年月日、741.適用終了事由国保異動事由

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○「オンライン資格確認による医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 国保給付ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.レプト管理番号、39.履歴番号、40.初期登録業務日時、41.更新業務日時、42.更新システム日時、43.更新コンピュータ名、44.更新ユーザID、45.有効フラグ、46.決裁状態、47.旧自治体コード、48.文字列型予備項目1、49.文字列型予備項目2、50.文字列型予備項目3、51.文字列型予備項目4、52.文字列型予備項目5、53.文字列型予備項目6、54.文字列型予備項目7、55.文字列型予備項目8、56.文字列型予備項目9、57.文字列型予備項目10、58.請求年月、59.レプト取込連番、60.電算管理番号、61.電算管理番号枝番、62.調剤レプト管理番号、63.レプトデータ区分、64.事業区分、65.処理区分、66.データ区分コード、67.返戻区分、68.保険制度区分、69.保険種別区分、70.点数表コード、71.療養費種別、72.保険証番号、73.診療年月、74.医療機関県コード、75.医療機関点数区分、76.医療機関番号、77.診療科目、78.入外区分、79.本扶区分、80.本人家族区分、81.性別、82.診療開始年月日、83.入院年月日、84.給付割合、85.特記事項コード1、86.特記事項コード2、87.特記事項コード3、88.特記事項コード4、89.特記事項コード5、90.マル公区分、91.マル長区分、92.長処フラグ、93.マル交区分、94.原爆区分、95.継続療養費区分、96.限度額適用区分、97.法制区分、98.福祉区分、99.負担区分、100.減額割合、101.減免区分、102.減額、103.国保実日数、104.国保請求総医療費、105.国保決定総医療費、106.国保限度額、107.国保一部負担額、108.国保薬剤一部負担額、109.公費1公費負担者番号、110.公費1受給者番号、111.公費1実日数、112.公費1請求総医療費、113.公費1決定総医療費、114.公費1限度額、115.公費1一部負担額、116.公費1薬剤一部負担額、117.公費2公費負担者番号、118.公費2受給者番号、119.公費2実日数、120.公費2請求総医療費、121.公費2決定総医療費、122.公費2限度額、123.公費2一部負担額、124.公費2薬剤一部負担額、125.公費3公費負担者番号、126.公費3受給者番号、127.公費3診療実日数、128.公費3請求総医療費、129.公費3決定総医療費、130.公費3限度額、131.公費3一部負担額、132.公費3薬剤一部負担額、133.国保食事実日数、134.国保食事基準額、135.国保食事標準負担額、136.公費1食事実日数、137.公費1食事基準額、138.公費1食事標準負担額、139.公費2食事実日数、140.公費2食事基準額、141.公費2食事標準負担額、142.公費3食事実日数、143.公費3食事基準額、144.公費3食事標準負担額、145.算定区分1、146.算定区分2、147.算定区分3、148.初診料の算定有無フラグ、149.乳幼児加算区分、150.入院計画加算フラグ、151.調剤技術フラグ、152.入院基本料初期加算、153.補綴時診断フラグ、154.特定疾患療養フラグ、155.老人慢性フラグ、156.歯周疾患継続フラグ、157.特定薬剤治療フラグ、158.悪性腫瘍治療フラグ、159.小児治療フラグ、160.てんかん指導フラグ、161.難病外来指導フラグ、162.皮膚科特定疾患フラグ、163.在宅指導フラグ、164.歯科補綴ChBフラグ、165.歯科補綴GoAフラグ、166.歯科補綴PTGフラグ、167.寝たきり老人訪問フラグ、168.退院時指導フラグ、169.薬剤管理指導フラグ、170.特定疾患査定フラグ、171.老人慢性査定フラグ、172.訪問リハ医科フラグ、173.訪問薬剤医科フラグ、174.訪問栄養医科フラグ、175.老人訪問口腔フラグ、176.訪問歯科衛生フラグ、177.訪問薬剤歯科フラグ、178.訪問薬剤調剤フラグ、179.基本療養費訪問フラグ、180.管理療養費訪問フラグ、181.寝たきり老人在総診フラグ、182.疾病コード1、183.疾病コード2、184.転記有無フラグ、185.算定国保保険者負担額、186.算定国保患者負担額、187.算定国保高額償還額、188.算定国保高額現物給付額、189.算定公費1保険者負担額、190.算定公費1公費負担額、191.算定公費1患者負担額、192.算定公費1高額現物給付額、193.算定公費1指定公費負担額、194.算定公費2保険者負担額、195.算定公費2公費負担額、196.算定公費2患者負担額、197.算定公費2高額現物給付額、198.算定公費2指定公費負担額、199.算定公費3保険者負担額、200.算定公費3公費負担額、201.算定公費3患者負担額、202.算定公費3高額現物給付額、203.算定公費3指定公費負担額、204.算定国保食事保険者負担額、205.算定国保食事患者負担額、206.算定国保指定公費負担額、207.算定公費1食事保険者負担額、208.算定公費1食事公費負担額、209.算定公費1食事患者負担額、210.算定公費2食事保険者負担額、211.算定公費2食事公費負担額、212.算定公費2食事患者負担額、213.算定公費3食事保険者負担額、214.算定公費3食事公費負担額、215.算定公費3食事患者負担額、216.総医療費、217.保険者負担額、218.患者負担相当額、219.公費負担額、220.公費患者負担額、221.実患者負担額、222.高額現物給付額、223.指定公費負担額、224.高額計算対象フラグ、225.過誤調整フラグ、226.プライ表示、227.過誤保留フラグ、228.資格エラーフラグ、229.旧保険証番号、230.旧個人番号、231.再審査年月日、232.再審査理由コード、233.再審査フラグ、234.再審査回答日、235.再審査結果区分、236.再審査減点数、237.月中特例該当コード、238.明細書件数、239.高額明細件数、240.課税区分、241.世帯負担区分、242.年間該当回数、243.多数該当フラグ、244.薬剤一部負担額、245.合計一部負担額、246.高齢外来限度額、247.高齢外来高額、248.高齢外来賃付額、249.高齢外来償還額、250.高齢世帯合算対象額、251.高齢世帯限度額、252.高齢世帯高額、253.高齢世帯賃付額、254.高齢世帯償還額、255.世帯合算対象額、256.世帯限度額、257.世帯高額、258.世帯賃付額、259.世帯償還額、260.個人合算対象額、261.個人合算限度額、262.個人合算高額、263.個人合算賃付額、264.個人合算償還額、265.限度額、266.高額療養費、267.賃付額、268.支払確定額、269.事前受付管理番号、270.事前受付明細番号、271.賃付管理番号、272.賃付明細番号、273.支払管理番号、274.支払明細番号、275.高齢者負担区分、276.診療実日数、277.取込データ区分、278.訂正有無フラグ、279.最新フラグ、280.支払賃付区分、281.仮受フラグ、282.承認番号、283.受付年月日、284.レプト取込対象フラグ、285.レプト取込済フラグ、286.医療機関区分、287.傷病コード、288.発病負傷年月日、289.療養期間開始年月日、290.療養期間終了年月日、291.負担割合、292.高額現物、293.公費負担者番号、294.受給者番号、295.公費点数、296.公費総医療費、297.公費限度額、298.公費指定公費負担額、299.公費薬剤一部負担金、300.支払済額、301.負担金額、302.受付管理番号、303.個人窓口支払管理番号、304.個人人口座支払管理番号、305.受領委任支払管理番号、306.出生児個人番号、307.出生児氏名、308.出生年月日、309.妊娠週数、310.双子区分、311.死産区分、312.受領委任フラグ、313.委任医療機関県コード、314.委任医療機関点数区分、315.委任医療機関番号、316.直接支払区分、317.請求書管理番号、318.出産数、319.産科医療補償制度対象分娩区分、320.エラーコード、321.エラー有無区分、322.取込年月、323.請求区分、324.保険者番号、325.分娩区分、326.分娩機関管理番号、327.加入制度区分、328.妊婦氏名、329.在胎週数、330.出産年月日、331.入院日数、332.入院料、333.室料差額、334.分娩介助料、335.分娩料、336.新生児管理保育料、337.検査薬剤料、338.処置手当料、339.産科医療補償制度額、340.その他額、341.一部負担金、342.妊婦合計負担額、343.代理受取額、344.備考、345.取込分娩区分、346.取込退職区分、347.取込回数区分、348.決定年月日、349.死亡者個人番号、350.死亡者氏名漢字、351.死亡年月日、352.葬祭年月日、353.支払科目区分、354.支払方法区分、355.振込先区分、356.支払承認区分、357.支払有無フラグ、358.支払額、359.充当額、360.増減調整額、361.申請年月日、362.承認年月日、363.支払年月日、364.申請者個人番号、365.申請者氏名、366.申請者郵便番号、367.申請者住所、368.申請者地番、369.申請者方書、370.振込先個人番号、371.口座履歴番号、372.振込先医療機関県コード、373.振込先医療機関点数区分、374.振込先医療機関番号、375.税目コード、376.口座登録区分、377.掲載希望区分、378.口座優先区分、379.備考、380.丫ト順、381.取込区分、382.点検年月、383.連合会独自区分、384.申請区分、385.過誤種類、386.訂正保険証番号、387.訂正個人番号、388.訂正氏名漢字、389.訂正生年月日、390.訂正性別、391.訂正本扶区分、392.訂正診療科目、393.訂正本人家族区分、394.訂正入外区分、395.訂正月中特例該当コード、396.訂正総医療費、397.訂正国保一部負担額、398.訂正診療年月、399.過誤修正区分、400.過誤事由コード、401.レプト反映フラグ、402.備考1、403.備考2、404.摘要1、405.摘要2、406.過誤再審査区分、407.過誤再審査コード、408.過誤再審査事由、409.喪失異動年月日、410.喪失届出年月日、411.提出保険者番号、412.支給申請書整理番号、413.支給申請区分、414.申請対象年度、415.被保険者証番号、416.被保険者氏名カナ、417.支給申請形態区分、418.申請者電話番号、419.取下年月日、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

420.自己負担額交付申請有無フラグ、421.被保険者証記号、422.被保険者氏名、423.性別コード、424.世帯所得区分、425.世帯所得区分2、426.被保険者資格喪失年月日、427.被保険者資格喪失事由、428.計算開始年月日、429.計算終了年月日、430.国保被保険者番号給付用、431.国保被保険者証記号、432.国保被保険者証番号、433.国保世帯番号、434.国保資格区分、435.国保被保険者氏名、436.国保被保険者開始年月日、437.国保被保険者終了年月日、438.後期被保険者番号、439.後期被保険者番号、440.後期広域連合名称漢字、441.後期被保険者開始年月日、442.後期被保険者終了年月日、443.介護証記載被保険者番号、444.介護被保険者番号、445.介護被保険者氏名、446.介護被保険者開始年月日、447.介護被保険者終了年月日、448.口座管理番号、449.本店名漢字、450.支店名漢字、451.口座名義人姓、452.振込先口座管理番号、453.加入歴01被保険者名、454.加入歴01加入開始年月日、455.加入歴01加入終了年月日、456.自己負担額証明書整理番号01、457.加入歴02被保険者名、458.加入歴02加入開始年月日、459.加入歴02加入終了年月日、460.自己負担額証明書整理番号02、461.加入歴03被保険者名、462.加入歴03加入開始年月日、463.加入歴03加入終了年月日、464.自己負担額証明書整理番号03、465.加入歴04被保険者名、466.加入歴04加入開始年月日、467.加入歴04加入終了年月日、468.自己負担額証明書整理番号04、469.加入歴05被保険者名、470.加入歴05加入開始年月日、471.加入歴05加入終了年月日、472.自己負担額証明書整理番号05、473.加入歴06被保険者名、474.加入歴06加入開始年月日、475.加入歴06加入終了年月日、476.自己負担額証明書整理番号06、477.加入歴07被保険者名、478.加入歴07加入開始年月日、479.加入歴07加入終了年月日、480.自己負担額証明書整理番号07、481.加入歴08被保険者名、482.加入歴08加入開始年月日、483.加入歴08加入終了年月日、484.自己負担額証明書整理番号08、485.加入歴09被保険者名、486.加入歴09加入開始年月日、487.加入歴09加入終了年月日、488.自己負担額証明書整理番号09、489.加入歴10被保険者名、490.加入歴10加入開始年月日、491.加入歴10加入終了年月日、492.自己負担額証明書整理番号10、493.被保険者加入歴情報備考、494.送信日時、495.送信可能フラグ、496.保険制度コード、497.状態区分、498.自己負担額証明書整理番号、499.被保険者名称、500.被保険者氏名漢字、501.突合用後期被保険者番号、502.突合用後期被保険者番号、503.突合用国保被保険者番号、504.突合用国保被保険者証番号、505.国保被保険者個人番号、506.異動区分、507.補正済自己負担額送付区分、508.証明対象年度、509.被保険者開始年月日、510.被保険者終了年月日、511.対象年度04月自己負担額1、512.対象年度04月自己負担額2、513.対象年度04月高額支給額1、514.対象年度04月高額支給額2、515.対象年度04月摘要、516.対象年度05月自己負担額1、517.対象年度05月自己負担額2、518.対象年度05月高額支給額1、519.対象年度05月高額支給額2、520.対象年度05月摘要、521.対象年度06月自己負担額1、522.対象年度06月自己負担額2、523.対象年度06月高額支給額1、524.対象年度06月高額支給額2、525.対象年度06月摘要、526.対象年度07月自己負担額1、527.対象年度07月自己負担額2、528.対象年度07月高額支給額1、529.対象年度07月高額支給額2、530.対象年度07月摘要、531.対象年度08月自己負担額1、532.対象年度08月自己負担額2、533.対象年度08月高額支給額1、534.対象年度08月高額支給額2、535.対象年度08月摘要、536.対象年度09月自己負担額1、537.対象年度09月自己負担額2、538.対象年度09月高額支給額1、539.対象年度09月高額支給額2、540.対象年度09月摘要、541.対象年度10月自己負担額1、542.対象年度10月自己負担額2、543.対象年度10月高額支給額1、544.対象年度10月高額支給額2、545.対象年度10月摘要、546.対象年度11月自己負担額1、547.対象年度11月自己負担額2、548.対象年度11月高額支給額1、549.対象年度11月高額支給額2、550.対象年度11月摘要、551.対象年度12月自己負担額1、552.対象年度12月自己負担額2、553.対象年度12月高額支給額1、554.対象年度12月高額支給額2、555.対象年度12月摘要、556.翌年01月自己負担額1、557.翌年01月自己負担額2、558.翌年01月高額支給額1、559.翌年01月高額支給額2、560.翌年01月摘要、561.翌年02月自己負担額1、562.翌年02月自己負担額2、563.翌年02月高額支給額1、564.翌年02月高額支給額2、565.翌年02月摘要、566.翌年03月自己負担額1、567.翌年03月自己負担額2、568.翌年03月高額支給額1、569.翌年03月高額支給額2、570.翌年03月摘要、571.翌年04月自己負担額1、572.翌年04月自己負担額2、573.翌年04月高額支給額1、574.翌年04月高額支給額2、575.翌年04月摘要、576.翌年05月自己負担額1、577.翌年05月自己負担額2、578.翌年05月高額支給額1、579.翌年05月高額支給額2、580.翌年05月摘要、581.翌年06月自己負担額1、582.翌年06月自己負担額2、583.翌年06月高額支給額1、584.翌年06月高額支給額2、585.翌年06月摘要、586.翌年07月自己負担額1、587.翌年07月自己負担額2、588.翌年07月高額支給額1、589.翌年07月高額支給額2、590.翌年07月摘要、591.宛先氏名漢字、592.宛先郵便番号、593.宛先住所、594.証明書発行年月日、595.証明書発行者名、596.証明書発行者郵便番号、597.証明書発行者漢字住所、598.問合せ先郵便番号、599.問合せ先住所、600.問合せ先名称1、601.問合せ先名称2、602.問合せ先電話番号、603.計算結果送付先郵便番号、604.計算結果送付先漢字住所、605.計算結果送付先名称1、606.計算結果送付先名称2、607.計算結果送付先電話番号、608.窓口払対象者判定コード、609.支払場所名漢字、610.支払開始年月日、611.支払終了年月日、612.支払開始曜日、613.支払終了曜日、614.支払開始時間、615.支払終了時間、616.備考欄、617.受信年月日、618.送信年月日、619.処理年月、620.被害者個人番号、621.処理状況コード、622.委託区分、623.仮受付年月日、624.委託年月日、625.除外年月日、626.完了年月日、627.事故発生日時、628.事故発生場所、629.事故原因、630.診療期間開始年月日、631.診療期間終了年月日、632.症状固定日、633.加害者個人番号、634.加害者氏名姓、635.加害者氏名漢字、636.加害者郵便番号、637.加害者住所、638.加害者生年月日、639.加害者電話番号、640.加害者職業、641.保有者個人番号、642.保有者氏名漢字、643.保有者郵便番号、644.保有者住所、645.保有者生年月日、646.保有者電話番号、647.加害者との関係、648.転医先医療機関県コード、649.転医先医療機関点数区分、650.転医先医療機関番号、651.自賠責保険有無フラグ、652.自賠責保険会社名、653.自賠責保険会社支店名、654.自賠責保険会社課名、655.自賠責保険会社担当者名、656.自賠責保険会社電話番号、657.自賠責保険証明書番号、658.任意保険有無フラグ、659.任意保険会社名、660.任意保険会社支店名、661.任意保険会社課名、662.任意保険会社担当者名、663.任意保険会社電話番号、664.任意保険証明書番号、665.連合会整理番号、666.連合会担当者名、667.求償率、668.療養分損害賠償額、669.食事分損害賠償額、670.高額分損害賠償額、671.福祉分損害賠償額、672.療養分請求額、673.食事分請求額、674.高額分請求額、675.福祉分請求額、676.請求先区分、677.義務者氏名漢字、678.義務者郵便番号、679.義務者結合住所、680.義務者電話番号、681.明細番号、682.給付種別コード、683.レセプト全国共通キー、684.事故外金額、685.事故金額、686.保険給付額、687.食事療養費、688.送付年月日、689.管理番号、690.年度、691.通知書番号、692.不当科目コード、693.若人前期区分、694.費用額、695.食事基準額、696.食事被保険者負担額、697.食事患者負担額、698.公費食事患者負担額、699.公費食事負担額、700.公費食事被保険者負担額、701.請求額、702.納付済額、703.不当理由コード、704.国保異動事由、705.国保異動年月日、706.国保届出年月日、707.戻入区分、708.納期限、709.領収日、710.収納日、711.納付書発行日、712.通知書発行年月日、713.督促発行年月日、714.催告発行日、715.CPU連番、716.国保履歴番号、717.国保有効フラグ、718.保険証番号内連番、719.取得事由国保異動事由、720.取得国保異動区分、721.取得異動年月日、722.取得届出年月日、723.取得時効年月日、724.喪失事由国保異動事由、725.喪失国保異動区分、726.喪失時効年月日、727.続柄コード、728.記載順位、729.次CPU連番、730.前CPU連番、731.国保世帯最新フラグ、732.国保個人最新フラグ、733.抹消フラグ、734.保険証番号結合処理年月日、735.保険証番号結合コンピュータ名、736.保険証番号結合ユーザ名、737.個人番号結合処理年月日、738.個人番号結合コンピュータ名、739.個人番号結合ユーザ名、740.取得旧被扶養者区分、741.喪失旧被扶養者区分、742.給付開始年月日、743.退職該当退職異動事由区分、744.退職該当異動年月日、745.退職該当届出年月日、746.退職該当時効年月日、747.退職非該当退職異動事由区分、748.退職非該当異動年月日、749.退職非該当届出年月日、750.退職非該当時効年月日、751.国保年金名称コード、752.国保年金種別コード、753.年金取得年月日、754.国保扶養事由区分、755.扶養開始年月日、756.本人の個人番号、757.本人との続柄コード、758.対象年度、759.課税区分01、760.課税区分02、761.課税区分03、762.課税区分04、763.課税区分05、764.課税区分06、765.課税区分07、766.課税区分08、767.課税区分09、768.課税区分10、769.課税区分11、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

770.課税区分12、771.負担区分01、772.負担区分02、773.負担区分03、774.負担区分04、775.負担区分05、776.負担区分06、777.負担区分07、778.負担区分08、779.負担区分09、780.負担区分10、781.負担区分11、782.負担区分12、783.処理年月日、784.判定連番、785.判定負担区分、786.前回負担区分、787.途中変更負担区分、788.途中変更適用年月日、789.判定事由コード、790.判定事由該当年月日、791.適用年月日、792.国保再判定区分、793.一定以上所得区分コード、794.低所得区分コード、795.申請区分コード、796.住民税非課税該当コード、797.世帯非課税区分コード、798.低所得用合計所得額、799.世帯内最高所得額、800.高齢者老人該当人数、801.高齢者老人判定所得額、802.資料区分、803.市町村均等割額、804.端数切捨済市町村所得割額、805.課税所得金額、806.課税非課税区分コード、807.所得データ区分、808.所得データ取込年月日、809.所得取込み区分、810.入力年月日、811.前回世帯負担区分、812.世帯未申告区分、813.高齢者老人判定収入額、814.老人区分、815.高齢者到達予定フラグ、816.被保険者数16歳未満、817.被保険者数19歳未満、818.住民税課税所得金額、819.旧ただし書き所得不明フラグ、820.旧ただし書き所得、821.高齢者旧ただし書き所得合計、822.旧ただし書き所得判定適用フラグ、823.発効期年月日、824.該当終了年月日、825.長期入院該当年月日、826.高齢者該当非該当フラグ、827.国保認定申請国保備考欄、828.特定疾病認定区分、829.福祉公費負担額、830.なお残る負担額、831.なお残る負担額被保険者分、832.なお残る負担額福祉公費分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 国保収滞納ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

- (1) 国保賦課ファイル
- (2) 国保資格ファイル
- (3) 国保給付ファイル
- (4) 国保収納ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口における資格・賦課情報の入手においては、個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書(官公庁発行のものに限る)の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・上記以外の入手(代理人や郵送による届出など)においては、氏名・生年月日・住所及び記号番号により対象者であることを確認している。なお、代理人の本人確認については、身分証明書(官公庁発行のものに限る)の提示により行っている。 ・届出書等の内容を国民健康保険システムへ入力後、届出書等と入力内容との照合を複数人で行っている。 ・庁内連携による住民情報・税務情報の入手については、各システム間で使用している共通KEY(住民番号)により対象者以外の情報が入手できない仕組みとなっている。 ＜国保連合会からの入手＞ ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *:ここでいう関連性・妥当性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・必要な情報のみ記載する届出書等の様式を新宿区国民健康保険条例施行規則で定め、被保険者等が不必要な情報を記載しないよう記載見本を作成し注意喚起している。 ・必要な書類以外は添付・複写しないようにしている。 ・国民健康保険システムの入力画面においては、国民健康保険事務と関連しない項目を登録することができない仕組みとなっている。 ＜国保連合会からの入手＞ ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 *:ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・各種届出書等に題名を明記するほか、被保険者等に対し口頭又は案内文により利用目的・利用方法を十分に説明している。 ・代理人による資格・賦課情報の入手においては、被保険者等からの委任状を提出してもらい本人同意を確認し、代理人本人から身分証明書(官公庁発行のものに限る)を提示してもらい本人確認を行っている。 ・国民健康保険システムにおいて、国民健康保険事務に関連しない項目は入手できない仕組み及び不適切な操作ができない仕組みとなっている。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、不適切な方法による入手を防止している。(アクセス権限の無い者が、申請書や照会書を打ち出し、住民から特定個人情報等を詐取する事を防止している) ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途等が明確になる形で入手している。 ・住民が当区の別部署に提供した情報(住所変更や課税情報)を国保窓口にて再提出する必要がないよう、可能な範囲で庁内連携により入手可能な仕組みを構築する。 ・庁内連携の場合、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式なので、予め決められた情報以外のデータを入手することはない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により、不適切な方法による入手を防止している。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 <国保連合会からの入手における措置> ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口における資格・賦課情報の入手においては、個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書(官公庁発行のものに限る)の提示により本人確認を行っている。 ・上記以外の入手(代理人や郵送による届出など)においては、国民健康保険システムにより氏名・生年月日・住所及び記号番号を参照し、本人確認を行っている。なお、代理人の本人確認については、身分証明書(官公庁発行のものに限る)の提示により行っている。 ・庁内連携により入手する住民情報・税務情報については、入手元の各業務において本人確認を行っている。 個人番号カードの提示または通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を行う。 <国保連合会からの入手> ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当区において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当区において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても当区の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国民健康保険システムにおける措置(例) ・入手した特定個人情報は、当区の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、又は通知カードと身分証明書(官公庁発行のものに限る)との照合により、真正性を確認している。 ・上記の方法による確認ができない場合は、住民記録システム・住基ネットCS又は団体内統合宛名等システムでの照合により、真正性を確認している。 ・個人番号カードの提示または通知カードと他の証明書類の提示を求め、照合する。左記による確認がとれない場合は保険証番号など個人を一意に特定できる番号から個人番号を検索して照合を行う。 ・提出された書類に記載された個人番号と、システムで保有している情報に相違がある場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号の真正性の確認を行う。 ＜国保連合会からの入手における措置＞ ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報の入力・削除及び訂正を行う際に、複数人による確認を行うことで正確性を確保している。 ・国民健康保険システムにおいて、原則月1回は各情報間の整合性をチェックし、誤りがあれば職権により適宜修正することで正確性を確保している。 ・窓口において被保険者証等の交付や納付書を発行する場合は、その場で被保険者等に記載内容を確認してもらうことで正確性を確保している。 ・資格・賦課情報については、当該情報に変更が生じた際には速やかに届出するよう口頭又は案内文により被保険者等に説明している。 システム入力に際して、区分・コード選択による入力を用いたり、グラフィカルな画面を用いた入力を可能とすることで誤入力の発生を抑える仕様にしている。また、各業務において、入力者とは別担当者によるチェック(原本との照合など)を行うなどして、正確性を確保している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能により、情報の移転元業務システムと団体内統合宛名システムおよび移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、情報の順序性・正当性・正確性等を担保している。 ＜国保連合会からの入手における措置＞ ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当区および他市区町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当区および他市区町村の双方に配信され、当区および他区の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当区の職員が確認している。 ・国民健康保険システムにおける措置(例) ・入手した特定個人情報は、当区の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		・窓口においては、近隣の第三者へ漏えいしないよう仕切りパネルを設置している。 ・届出書等は、入力及び照合した後にキャビネット又は倉庫に施錠保管している。 ・郵送による届出を勧奨する場合には、医療保険年金課の住所宛先が記載された返信用封筒を使用するよう案内することで誤配送の防止に努めている。 ・庁内連携による住民情報・税務情報の入手については、各システム間のみでの通信に限定するための対策を施している。 ・特定の職員のみが国保業務に携わっており、システム操作も認証を受けた者が認証を受けた機能しか使用できないようにしている。 ・個人番号が記載された申請書などは様式ごとに定められた場所にて施錠保管する。廃棄時も裁断・溶解等を行うことで、漏えい・紛失を防止する。保管場所の鍵は権限を持った者（係長級以上の職員）が管理を行う。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を定期的実施して保有個人情報情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な操作による情報漏えいを防止している。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ＜国保連合会からの入手＞ ・国保総合PCにおける措置 ・当区の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名管理機能を有する団体内統合宛名システムにおいては、システム間連携機能により、連携する庁内業務システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。 ・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。
その他の措置の内容	＜国保総合PCにおける措置＞ ・区の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 *：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証、ICカードによる認証及び生体認証(顔認証)を行っている。 ・システムを使用する職員を特定してユーザーIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証(顔認証)を行っている。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証(静脈認証)を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることとのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない

	具体的な管理方法 ・正規職員については、人事異動情報に基づいたアクセス権限の発効・失効を設定している。 ・非正規職員については、雇用開始前に担当事務における各システム使用の有無を確認し、有効期限(最大雇用期間終了日)を設定しアクセス権限を発効している。なお、有効期限前に雇用終了となった場合には、速やかにアクセス権限を失効させている。 ・アクセス権限の発効および失効は、管理者権限IDにより行うため、その他の者が自由に発効および失効を行うことができない。(管理者権限IDは、情報システム担当職員または業務システム管理部門のシステム担当職員しか扱えない。また、当該担当職員は所属長が任ずる者に限定される。以下、これらの者をシステム管理者と表記する) ・年度当初に人事情報を基にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効および失効を実施している。 ・年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者が速やかに権限の発効および失効を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・アクセス権限の発効および失効は、システム管理者の権限により行うため、その他の者が自由に発効および失効を行うことができない。 ・年度当初に人事情報を基にアクセス権限の一括更新を行い、人事異動や退職等による権限の発効および失効を実施している。 ・年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者が速やかに権限の発効および失効を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法 ・担当業務(係)別のアクセス権限表を作成し、不要な権限を付与しないよう管理している。また、必要に応じアクセス権限表を見直している。 ・アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。 ・職員異動に伴う権限の付け替えは年度当初に一括で行い、年度途中の異動については随時行っている。これらの作業はシステム管理者により、管理者権限IDを用いて行われる。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・ユーザIDごとにシステム管理者がアクセス権限を設定している。 ・システム管理者は必要に応じて随時、アクセス権限設定の見直しを行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] ＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法 ・ユーザー名、端末名、操作日時、操作画面、アクセス区分(照会、異動)、アクセス対象者を記録している。 ・アクセス記録は、ハードディスクまたはデータセンタ内のバックアップストレージに保管する。 ・アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス等)については、定期的に確認する。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の使用は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員に周知する。 ・事務外で使用した場合には、アクセス記録等で特定可能であることを周知して事務外の使用を抑止する。 ・上記の周知方法は、個人番号を扱い始めるタイミングまたは新規従業する職員に対しては初期教育時に、医療保険年金課長より説明する。 ・職員に対しては、年1回個人情報保護に関する研修及び情報セキュリティ自己チェックを実施している。 ・非正規職員に対しては、契約時に業務上知り得た情報の業務外使用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせている。 ・委託先に対しては、個人情報保護に係る特記事項を契約書に付している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみに限定している。 ・特定個人情報を記録した外部記録媒体は、施錠保管して持ち出しのルールを定め遵守している。 (鍵の管理は所属長が任じた特定の担当者が行う) ・職員に対しては、年1回個人情報保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写・複製の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては、個人情報保護に係る特記事項を契約書に付している。 ・バックアップファイルの作成・取得は、入退室管理している室内において権限を与えられた者のみの作業に限定されている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外に不要なファイルを複製しないよう、従業者に対し周知する。 ・上記の周知方法は「従業者」が職員の場合は個人番号を扱い始めるタイミングまたは新規従業する職員に対しては初期教育時に、医療保険年金課長より説明する。また「従業者」が委託先従業者の場合、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して委託業者による従業者への周知・徹底を義務付けている。 <国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

☐ 委託しない

再委託に関するリスク

・情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001) の国際規格の認証取得情報

2) 制限していない

・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージおよび外部媒体に5年間記録している。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンタで保管する。(以下、操作履歴、システムログの記録先は「ストレージ等」と表記する) ・委託先の従業員等が当区の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することになっている。 ・国保連合会の特定個人情報保護責任者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当区の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当区の文書管理規程に従って、一定期間保存する。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール の内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、業務上知り得た個人情報等の第三者への提供禁止（守秘義務）を定めている。 ・原則として、事前に新宿区の承諾を得た場合を除き再委託を禁止している。 ・作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。 ・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・また、個人情報の保護に関する法律により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 ・さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・契約書において当区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。
委託元と委託先間の提供に関するルール の内容及びルール遵守の確認方法	◆契約書において、業務上知り得た個人情報等の目的外利用・複製及び持出しの禁止を定めている。（契約終了後についても徹底するよう明記） ◆作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。 ◆当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けるとしている。 ◆当区から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。 ◆記録の保存期間については、当区の文書管理規程に従い、一定期間保存する。 ◆特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要なに応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 ◆さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	◆契約書において、契約終了後に返還又は消去するよう定めている。 ◆書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。 ◆特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ◆委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当区の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	◆業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲で公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。 ◆業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ本人から直接これを収集しなければならない。 ◆業務に関して知り得た個人情報は、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。 ◆業務で取り扱う個人情報については、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。 ◆収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。 ◆原則として、事前に新宿区の承諾を得た場合を除き再委託を禁止する。 ◆この契約の終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。 ◆事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅延なくその状況について書面をもって報告すること。 ◆必要に応じて個人情報の取り扱い状況の報告を行い、又は立入調査等の監査を受けること。 ◆従業者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ◆秘密保持義務 ◆事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ◆特定個人情報の目的外利用の禁止 ◆漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ◆委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ◆特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ◆従業者に対する監督・教育 ◆契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに、委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。具体的には、再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	十分に行っている ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 具体的には、再委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	十分である ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

< 国保連合会における措置 >

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を国保連合会の管理区域に設置し、設置する場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

< 取りまとめ機関における措置 >

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	☐ 記録を残している ☐ 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ（連携日時等）としてストレージ等に5年間記録している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に5年間記録している。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンタで保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ 定めている ☐ 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内連携による情報の移転（新宿区教育委員会への提供も含む）は、番号法第19条第9号に基づく条例で定められた事務・情報のみ認めている。 ・事前に移転先から利用申請を提出してもらい、その内容を審議の上承認している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は、速やかに新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講じている。 ・特定個人情報の提供・移転は、番号法等法令の規定によりその範囲を厳格に定め、その範囲についてのみ行う。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定してシステムログ（連携日時等）としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録は、システムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に記録しており、システム管理者が必要に応じて記録の確認を行う。	
その他の措置の内容	国民健康保険システムでは、不正な移転・提供が行われないよう、端末ID及びユーザーIDにより該当事務を判定し、画面展開も含め移転先・移転項目等のアクセス制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・庁内連携による情報の移転(新宿区教育委員会への提供も含む)は、ユーザIDも含め全てログを記録することで、不適切な方法で移転が行われることを防止している。なお、記録されたログは7年間保管している。 ・提供／移転前に、提供／移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認している。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、不適切な方法による提供・移転を防止している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 庁内連携による他業務システムとの連携は、団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による提供・移転を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・国民健康保険システムで情報の入力・削除及び訂正を行う際、複数人による確認を行うことで正確性を確保している。 ・庁内連携では、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、予め移転元から承認された相手及び該当情報しか移転できないように制御されている。 - 情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、複数人による二重チェックを実施する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 庁内連携による他業務システムとの連携は、団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、誤った相手への提供・移転を防止している。 また、情報の移転元業務システムと団体内統合宛名システムおよび移転先業務システムで同期を取る仕組みとなっており、システム上での順序性・正当性・正確性等を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・緊急時等に、特定個人情報ファイルをフラッシュメモリ等の外部媒体を用いて提供・移転する場合は、データの暗号化および媒体のパスワードロック等の措置を講じたうえで提供・移転を行う。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号法および条例の規定の範囲内において情報照会を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表および同法第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による不適切な方法による入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止する。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用し、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムと情報照会元業務システムの間で同期を取る仕組みとなっており、システム上での順序性・正当性・正確性等を担保している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・情報照会機能により中間サーバに情報照会を行う際には、団体内統合宛名システムにおいて照会結果の改変を行わないことで、中間サーバから入手した情報と同一であることを担保している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報 を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不正なアクセスによる情報漏えいを防止する。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用して市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバの運用における措置> ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・特定個人情報ファイルの情報連携の記録はシステムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に記録しており、必要に応じて記録の確認を行う。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバに格納したうえで照会許可照合リストを基に情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。 <中間サーバの運用における措置> ・中間サーバで取得した情報提供に係るシステムログを使用して不正な提供が行われていないか必要に応じて確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定する。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録(提供・移転先、日時等)をシステム上で管理しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・業務システムとの連携は、インターネット網とは分離した庁内業務専用ネットワークの通信に限定している。また、ファイアウォール等による通信制御により、権限を有しないものによる不適切な方法による情報提供を防止している。 ・中間サーバとの連携は、行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)の通信に限定している。 ・特定個人情報ファイルの情報連携の記録はシステムログ(情報連携先、連携日時等)としてストレージ等に記録しており、必要に応じてシステム管理者が記録の確認を行う。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報および照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用し、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・中間サーバで取得した情報提供に係るシステムログを使用して不適切な方法で提供が行われていないか必要に応じて確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・情報登録の際には、誤った情報の登録を行わないように、複数人による二重チェックを実施する。 ・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターンの制限等)や登録前の論理チェックを実施する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内連携テスト、情報提供ネットワークシステムとの連携テスト・総合運用テスト等の検証工程で、特定個人情報の正確性を十分に検証したうえで中間サーバに誤った情報を提供した場合のリカバリ手順等を明確にする。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・中間サーバに誤った情報を提供した場合のリカバリ手順等を明確にする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと市区町村についてはVPN等の技術を利用し、市区町村ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する市区町村であっても他市区町村が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<新宿区における措置> ・通常業務使用する端末自体には、特定個人情報を保管していない。 ・サーバー及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外は入室させない。 ・セキュリティ区域は通常時は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災・水害・ほこり・振動・温度・湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、万が一、火災・水害等の災害が発生した場合に備え異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・紙媒体・電子記録媒体については、事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンタに構築して設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンタ内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・原則月1回は各情報間の整合性をチェックし、必要に応じて最新情報への更新を行っているため、古い情報のまま保存され続けることはない。 ・各種異動(住民から直接入手するもの、外部からの提供・移転に関わらず)が生じた場合、各業務データは最新状態へと変更処理が行われる。変更前のデータは履歴データとして管理される。履歴データは一定期間保管されるものの、住民への通知物や外部への提供・移転に際しては、常に最新データを用いて行われることになる。(システム処理においては機械的に判断される。職員作業においても最新状態のものしか印刷できないなどの措置が取られている。) ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・文書管理基準表により保存期間を確認し、保存期間を経過した紙媒体の特定個人情報については、溶解・焼却・細断等により廃棄している。 ＜国民健康保険システムの手順＞ 保管期間を経過したのちに不要となった特定個人情報をシステム保有課職員の指示のもと、委託業者が一括して削除する仕組みとする。 データ間の整合性を損なうことなく削除する必要があるため、業務担当職員の指示のもと、削除作業は委託しているシステム業者が行うものとする。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスクはない。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[十分にを行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	【当区における措置】 ◆特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）第14条（評価書の修正）に基づき、少なくとも年1回評価書に記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。 ◆「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。
②監査		[十分にを行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	【当区における措置】 ◆内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。 ◆外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うものとしている。 ＜国保総合(国保集約)システム＞ ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告（それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする）。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分にを行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<新宿区における措置> ・職員に対して、情報セキュリティ研修を定期的実施して保有個人情報不正に取扱いした場合の罰則適用等について周知している。なお、違反行為を行った者に対しては、違反の程度や状況に応じて指導を行う。 ・委託業者に対して、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して従業者への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取扱いした場合の罰則適用等の周知を義務付けている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対して、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 <サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね一年ごと ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ・*「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話:03-5273-3880(直通)	
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付けます。 自己情報開示請求書等に必要事項を記入の上、提出していただきます。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出または掲示が必要です。 郵送による請求は、認めておりません。	
	特記事項	代理人による請求があった場合は、代理関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口にて提示してもらう。
③手数料等	[無料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)	
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	個人情報ファイル名	(1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル
	公表場所	新宿区役所本庁舎4階 健康部医療保険年金課
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話:03-5273-3880(直通)	
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」に定めるところにより、郵送・ファックス・窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行った。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報紙「広報しんじゅく」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、医療保険年金課・区政情報課及び特別出張所に備え付け、閲覧可能な状況においた。
②実施日・期間	令和6年10月10日から令和6年11月8日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	個人情報の保護、社会保障・税番号制度全般に関すること
⑤評価書への反映	名称の表記方法を統一する等、一部評価書に反映する意見があった。寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年9月30日から令和6年11月13日まで
②方法	個人情報保護、情報システム等に知見を有する外部の第三者に委託して第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、文言や内容の整理等について指摘があった。なお、指摘事項を修正し適切かつ妥当な内容と認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行っている。 1. (略) 2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 (1) 被保険者等から各種証の交付(再交付)申請を受理 (2) 国保標準システムを使用し資格情報等を確認 (3) 団体内統合宛名等システムを使用し所得情報を取得・確認 (4) 国保標準システムを使用し各種証の交付判定・作成(交付)・履歴管理 (5) 被保険者証・高齢受給者証の一斉更新	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行っている。 1. (略) 2. 被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))等の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 (1) 被保険者等から各種証の交付(再交付)申請を受理 (2) 国民健康保険システムを使用し資格情報等を確認 (3) 団体内統合宛名等システムを使用し所得情報を取得・確認 (4) 国民健康保険システムを使用し各種証等の交付判定・作成(交付)・履歴管理 (5) 被保険者証・高齢受給者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の一斉更新	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号法の別表第二を基に新宿区は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令を基に新宿区は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国保標準システム	国民健康保険システム	事前	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 全般	※ 国保標準システムは、保険料(税)賦課システム・資格管理システム・給付システム・保険料(税)収納システムから構成される。	※ 国民健康保険システムは、保険料(税)賦課システム・資格管理システム・給付システム・保険料(税)収納システム及び統合滞納管理機能を有する滞納整理システム(以下「統合滞納管理システム」という。)から構成される。	事前	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[O]その他(保険料(税)賦課システム、資格管理システム、給付システム、電話催告システム、団体内統合宛名等システム]	[O]その他(保険料(税)賦課システム、資格管理システム、給付システム、電話催告システム(令和6年12月まで)、団体内統合宛名等システム、統合滞納管理システム(令和7年1月から)]	事前	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1. 照会 :世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。 2. 異動処理 :加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。 3. 証発行管理 :保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 6. 滞納管理 :短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。 7. 保険証の一括更新 :滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。 9. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。	1. 照会 :世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証等の発行状況、他業務の情報を照会する。 2. 異動処理 :加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の発行まで行う。 3. 証等発行管理 :保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書(資格情報のお知らせ))のほか、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証等の発行を行う。また、発行した証等の交付回収履歴を一元管理を行う。 6. 滞納管理 :特別療養費の支給対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。 7. 保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の一括更新 :資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)を自動で分類し出力する。 9. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	電話催告システム	電話催告システム(令和6年12月まで)	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ①システムの名称	記載なし	統合滞納管理システム(令和7年1月から)	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ②システムの機能	(略) なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (i)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)追加 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	(略) なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限り、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (i)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限り、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (iii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	事後	オンライン資格確認の取りまとめ実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務の内容であり、同機関において特定個人情報保護評価指針上の重要な変更にはあたらないと整理されているため。
令和6年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ②システムの機能	記載なし	1. 保険料(税)収納システムとのデータ連携機能 ・業務システムと収納・滞納処分等に関するデータを連携する。 2. 国民健康保険料の滞納整理機能 ・滞納処分に関する情報を記録・管理する。 3. 帳票出力機能 ・納付書、催告書等出力する。	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13 ③他システムとの接続	記載なし	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(団体内統合宛名等システム、保険料(税)収納システム)	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理
令和6年12月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(2)国保資格ファイル ・被保険者資格・属性管理 ・被保険者資格異動管理 ・被保険者証の発行 ・課税情報の把握 ・高齢者負担割合の判定、高齢受給者証の発行 ・オンライン資格確認(※1)	(2)国保資格ファイル ・被保険者資格・属性管理 ・被保険者資格異動管理 ・被保険者証の発行(令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書(資格情報のお知らせ)の発行) ・課税情報の把握 ・高齢者負担割合の判定、高齢受給者証の発行(令和6年11月29日まで) ・オンライン資格確認(※1)	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第一の30の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 番号法第9条第1項別表の44の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。 ②オンライン資格確認の取りまとめ実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務の内容であり、同機関において特定個人情報保護評価指針上の重要な変更にはあたらないと整理されているため。
令和6年12月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42.43.44.45 <オンライン資格確認> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) ・2.3.6.13.16.19.27.38.42.48.56.65.69.83.87.111.115.125.131.137.141.145.158.161.164.165.166.173 (第2条の表における情報照会の根拠) ・69.70.71 <オンライン資格確認> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	(別添1)事務の内容 2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務	【表題】 2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務 【本文】 (1) 被保険者等から被保険者証・給付関連証の交付(再交付)申請を受ける。	【表題】 2. 被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務 【本文】 (1) 被保険者等から被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))・給付関連証の交付(再交付)申請を受ける。	事前	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	(別添1)事務の内容 2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務(令和7年1月以降)	【表題】 2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務 【本文】 (1) 被保険者等から被保険者証・給付関連証の交付(再交付)申請を受ける。 (4) 取得した情報を職員が国民健康保険システムに入力する。 各種証の交付を判定し、職員が国民健康保険システムで証を作成した後、被保険者等へ交付・通知する。 (5) 次の証について、一斉更新を処理する。 □ 被保険者証(隔年8月) 国民健康保険システムで交付データを作成し、委託業者が証を作成・送付 □ 短期証・資格証明書(毎年8月)、高齢受給者証(毎年7月) 国民健康保険システムで証を作成し、委託業者が封入封緘・送付 □ その他給付関連証(毎年7月) 国民健康保険システムで更新通知を作成し、送付 ※ 証の作成・交付は、上記(1)～(4)と同じ (6)～② 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ被保険者証等情報をデータ送信する。 ※国民健康保険システムから国保情報集約システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す (7) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ被保険者証等情報を登録する。	【表題】 2. 被保険者に対する資格確認書・資格情報通知書(資格情報のお知らせ)等の交付、保険給付関連証の認定・交付に関する事務(令和7年1月以降) 【本文】 (1) 被保険者等から資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)・給付関連証の交付(再交付)申請を受ける。 (4) 取得した情報を職員が国民健康保険システムに入力する。 各種証等の交付を判定し、職員が国民健康保険システムで証等を作成した後、被保険者等へ交付・通知する。 (5) 次の証等について、一斉更新を処理する。 □ 資格確認書・資格情報通知書(資格情報のお知らせ)(隔年7月予定) 国民健康保険システムで交付データを作成し、委託業者が資格確認書等を作成・送付(削除) □ その他給付関連証(毎年7月) 国民健康保険システムで更新通知を作成し、送付 ※証等の作成・交付は、上記(1)～(4)と同じ (6)～② 国保情報集約システムを使用し、国保連合会へ被保険者の資格等情報をデータ送信する。 ※国民健康保険システムから国保情報集約システムへは、電子記録媒体によりデータを受け渡す (7) 団体内統合宛名等システムを経由し、中間サーバーへ被保険者の資格等情報を登録する。	事前	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	(別添1)事務の内容	記載なし	・「B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係」の図にJ-LISを追加。 ・「C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係」の図にJ-LISを追加。 ・「4. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー」等の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)の内容のページを追加。	事前	オンライン資格確認の取りまとめ実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務の内容であり、同機関において特定個人情報保護評価指針上の重要な変更にはあたらないと整理されているため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているので、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号_別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているので、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	【○】提供を行っている(26)件 【○】移転を行っている(8)件	【○】提供を行っている(21)件 【○】移転を行っている(8)件	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	厚生労働大臣	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の1の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の173の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の2の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の3の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の3の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4	厚生労働大臣	都道府県知事又は市町村長	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の145の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	被保険者等の資格・給付情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の6の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ②提供先における用途	社会福祉協議会	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の158の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の56の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の65の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の83の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の87の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の115の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の125の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ②提供先における用途	厚生労働大臣	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ③提供する情報	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19	共済組合等	保健所を設置する市の長	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ③提供先する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20	都道府県知事等	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の22の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の38の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21	厚生労働大臣	独立行政法人日本学生支援機構	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の88の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の141の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22	都道府県知事	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ⑥提供方法	〔〇〕情報提供ネットワークシステム	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23	保健所を設置する市の長	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ⑥提供方法	〔〇〕情報提供ネットワークシステム	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24	独立行政法人日本学生支援機構	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の106の項	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ⑥提供方法	〔〇〕 情報提供ネットワークシステム	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25	都道府県知事	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ⑥提供方法	〔〇〕 情報提供ネットワークシステム	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26	都道府県知事	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ⑥提供方法	〔〇〕 情報提供ネットワークシステム	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表の24の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の61の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の100の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の23の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号 別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため	・保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))のほか、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)、減額認定証、特定疾病療養受療証等の各証等の発行を行うため	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する	・保険証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))のほか、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証等の発行に使用する	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養費標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得および住民税の課税状況を突合する	・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証(令和6年12月2日以降は資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養費標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得および住民税の課税状況を突合する	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与える決定	国保資格の得喪 被保険者証、短期証、資格証、高齢受給者証の交付	国保資格の得喪 被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報のお知らせ)、短期証(令和6年11月29日まで)、資格証(令和6年11月29日まで)、高齢受給者証(令和6年11月29日まで)の交付	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	被保険者に対する被保険者証の交付、給付関連査の認定・交付に関する事務	被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報のお知らせ)の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	被保険者に対する被保険者証の交付、給付関連査の認定・交付に関する事務	被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報のお知らせ)の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理及び個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会等を行う。	事後	オンライン資格確認の取りまとめ実施機関である公益社団法人国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金が行う事務の内容であり、同機関において特定個人情報保護評価指針上の重要な変更にはあたらないと整理されているため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(27)件 [○]移転を行っている(8)件	[○]提供を行っている(26)件 [○]移転を行っている(8)件	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	厚生労働大臣	都道府県知事等	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の1の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の161の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の2の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の3の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の3の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4	厚生労働大臣	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の4の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の164の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の5の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の6の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の26の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8	社会福祉協議会	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の165の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の56の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の65の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の83の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の87の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の115の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の125の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18	厚生労働大臣	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の166の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19	共済組合等	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の173の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の17の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の27の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の22の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の38の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22	厚生労働大臣	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の88の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23	都道府県知事	保健所を設置する市の長	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24	保健所を設置する市の長	独立行政法人日本学生支援機構	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の141の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の158の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の145の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	被保険者等の資格・給付情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27	都道府県知事又は市町村長	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の109の項	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ⑥提供方法	〔〇〕情報提供ネットワークシステム	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表の24の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の61の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の100の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の23の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号 別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	被保険者に対する被保険者証の交付、給付関連書の認定・交付に関する事務	被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	被保険者に対する被保険者証の交付、給付関連書の認定・交付に関する事務	被保険者に対する被保険者証(令和6年12月2日以降は、資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ))の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務	事後	法改正による事務の内容の変更であり、現状の取扱いリスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(32)件 [○]移転を行っている(8)件	[○]提供を行っている(30)件 [○]移転を行っている(8)件	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	厚生労働大臣	都道府県知事等	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の1の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の161の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険給付関係情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の2の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の3の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の3の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4	厚生労働大臣	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の4の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の164の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の5の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の6の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の26の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号_別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8	社会福祉協議会	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の165の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ③提供する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の56の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の65の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の83の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の87の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の115の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の125の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の17の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の27の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の222の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の38の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20	厚生労働大臣	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の88の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の166の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21	市区町村長	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の17の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の173の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22	都道府県知事	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の222の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23	厚生労働大臣	保健所を設置する市の長	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の88の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24	都道府県知事	独立行政法人日本学生支援機構	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の141の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25	保健所を設置する市の長	都道府県知事	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の158の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事又は市町村長	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の106の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の145の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の145の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情	被保険者等の資格・給付情報	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の13の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28	都道府県知事又は市町村長	市町村長	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の109の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の16の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ③提供する情報	被保険者等の資格・給付情報	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の9の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の19の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30	市町村長	厚生労働大臣	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の12の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の111の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31	都道府県知事	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の15の項	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑥提供方法	〔〇〕情報提供ネットワークシステム	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先32	厚生労働大臣	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の78の項	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先32 ②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先32 ③提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先32 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先32 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先32 ⑥提供方法	〔〇〕情報提供ネットワークシステム	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先32 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	(削除)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表の24の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の61の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の100の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の23の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号_別表第二または第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	本人から直接入手する個人情報は申請書・届出書などの書面形式で入手しているため、入手の事実・目的については明確である。関係先から入手する情報については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表または同法第9条第2項に基づく条例を基に入手を行う。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康部医療保険年金課	健康部医療保険年金課 総務部(仮称)滞納対策課	事前	令和7年度から滞納整理を一元的に担当する課を新たに設置し、新設する(仮称)滞納対策課において、国民健康保険に関する事務を行うため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 利用者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	令和7年度から滞納整理を一元的に担当する課を新たに設置し、新設する(仮称)滞納対策課において、国民健康保険に関する事務を行うため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O]その他(保険料(税)賦課システム)	[O]その他(保険料(税)賦課システム、統合滞納管理システム)	事前	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	[委託する] (3)件	[委託する] (4)件	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	記載なし	納付案内センターの運営業務	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託の内容	記載なし	国民健康保険システムを利用した次の業務 ・架電及びSMSによる納付案内業務 ・被保険者からの受電業務 ・調査結果の入力、郵送物の開封等の内部事務業務	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの一部	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	記載なし	国民健康保険料に滞納がある納税義務者及び特別徴収義務者	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	正規職員を徴収(滞納整理)事務に専念させ、国民健康保険料の未納者に対する納付案内等の事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属員が必要となる。	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[○]その他(システム直接操作)	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	記載なし	株式会社パックスグループ	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けた検討の中で新たに開始する委託事業であるが、国民健康保険に関する事務では、既に同様の委託(新宿区国民健康保険事務センター)の運営を委託しており、現状の取扱リスクに変更がないため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑦再委託の有無 ※	記載なし	再委託しない	—	—
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表の23の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ②移転先における用途	個人住民税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	個人住民税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表の24の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ②移転先における用途	軽自動車税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	軽自動車税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表の24の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ②移転先における用途	固定資産税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	固定資産税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表の24の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2.特定個人情報の入手 3.特定個人情報の使用 9.特定個人情報の提供・移転全般	国保標準システム	国民健康保険システム	事後	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二および第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表および同法第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による内容整理のため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (1)国保賦課ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	国保標準システム	国民健康保険システム	事前	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	国保標準システム	国民健康保険システム	事前	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	国保標準システム	国民健康保険システム	事前	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (4)国保収滞納ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	国保標準システム	国民健康保険システム	事前	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理によるため。
令和6年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和5年8月23日	令和6年8月19日	事前	基礎項目評価の実施日を更新する必要があるため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	事前	パブリック・コメントでの意見を受け、実態に即した修正が必要であったため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	事前	パブリック・コメントでの意見を受け、実態に即した修正が必要であったため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	事前	パブリック・コメントでの意見を受け、実態に即した修正が必要であったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	事前	パブリック・コメントでの意見を受け、実態に即した修正が必要であったため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	事前	パブリック・コメントでの意見を受け、実態に即した修正が必要であったため。
令和6年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)国保給付ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	情報公開請求等にて公開	事前	パブリック・コメントでの意見を受け、実態に即した修正が必要であったため。
令和6年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証(顔認証)を行っている。	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証、ICカードによる認証及び生体認証(顔認証)を行っている。	事前	パブリック・コメントでの意見を受け、新たなリスク対策となるICカードによる認証について追記する必要があったため。
令和6年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和5年10月5日から令和5年11月6日までの33日間	令和6年10月10日から令和6年11月8日までの30日間	事前	パブリック・コメント実施期間の終了による
令和6年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	—	個人情報の保護、社会保障・税番号制度全般について	事前	パブリック・コメント実施期間の終了による
令和6年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	—	名称の表記方法の統一する等、一部評価書に反映する意見があった。 寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。	事前	パブリック・コメント実施期間の終了による
令和6年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和5年10月20日から令和5年12月12日まで	令和6年9月30日から令和6年11月13日まで	事前	第三者点検の終了による
令和6年12月28日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価指針第10(2)に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、以下の点について指摘があった。 ◆「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」における「2. 基本情報」、「3. 特定個人情報の入手・使用」、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、入手方法等を実態にあわせて修正、委託先名を表記するよう指摘を受け、内容を修正し、適切かつ妥当な内容と認められた。 ◆誤字・脱字・補記の指摘に対し、内容を修正の上、適切かつ妥当な内容と認められた。	特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、文言や内容の整理等について指摘があった。 なお、指摘事項を修正し適切かつ妥当な内容と認められた。	事前	第三者点検の終了による

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	56	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であつたため。	パブリック・コメント
2	58	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であつたため。	パブリック・コメント
3	59	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 6 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であつたため。	パブリック・コメント
4	60	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 7 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であつたため。	パブリック・コメント
5	80	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であつたため。	パブリック・コメント
6	83	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 7 ⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	委託先名は調達関係情報として当区のW e b サイトに公開する。	実態に即した修正が必要であつたため。	パブリック・コメント

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
7	135	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	<u>＜国民健康保険システムにおける措置＞</u> <u>・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証、ICカードによる認証及び生体認証（顔認証）を行っている。</u>	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・端末起動時にユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証（顔認証）を行っている。	新たなリスク対策であるICカードによる認証について追記する必要があったため。	パブリック・コメント
8	1	表紙	<u>〔令和6年10月 様式4〕</u>	〔平成30年5月 様式4〕	全項目評価書の様式が改正（表紙の年月表記のみ）されたため、年月を更新した。	第三者点検
9	51	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 国保賦課ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<u>国民健康保険システム</u>	国保標準システム	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
10	75	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 国保資格ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<u>国民健康保険システム</u>	国保標準システム	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
11	98	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (3) 国保給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<u>国民健康保険システム</u>	国保標準システム	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
12	105	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 国保取滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	<u>株式会社ボックスグループ</u>	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。	委託先が決定したため、表記を修正した。	第三者点検
13	110	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (4) 国保取滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<u>国民健康保険システム</u>	国保標準システム	令和7年度からの滞納整理一元化に向けたシステムの整理による内容が反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
14	6	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<u>7. 保険証（令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の一括更新</u>	7. 保険証（（令和6年12月2日以降は、資格確認書・資格情報通知書（資格情報のお知らせ））の一括更新	不要な括弧（が記載されていたため、削除した。	第三者点検
15	47	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （1）国保賦課ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先20	<u>都道府県知事</u>	都道府県知事等	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
16	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1	<u>都道府県知事等</u>	厚生労働大臣	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
17	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ①法令上の根拠	<u>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の161の項</u>	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1の項	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
18	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ②提供先における用途	<u>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務</u>	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
19	61	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1 ③提供する情報	<u>医療保険給付関係情報</u>	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
20	71	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先1 ①法令上の根拠	<u>個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表の24の項）</u>	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
21	72	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先2 ②移転先における用途	<u>老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の61の項）</u>	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の41の項）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
22	72	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先3 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
23	72	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先3 ②移転先における用途	<u>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の100の項）</u>	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
24	73	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先4 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
25	73	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先4 ②移転先における用途	<u>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の23の項）</u>	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
26	74	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先6 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
27	74	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先7 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
28	74	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （2）国保資格ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先8 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
29	85	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4	<u>都道府県知事</u>	厚生労働大臣	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
30	85	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ①法令上の根拠	<u>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の164の項</u>	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の5の項	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
31	85	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ②提供先における用途	<u>「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務</u>	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
32	85	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ③提供する情報	<u>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報</u>	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
33	94	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先2 ②移転先における用途	<u>老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の61の項）</u>	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の4 1の項）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
34	95	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先3 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
35	95	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先3 ②移転先における用途	<u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の100の項）</u>	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
36	95	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先4 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の23に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
37	95	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先4 ②移転先における用途	<u>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の23の項）</u>	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
38	96	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先6 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
39	97	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先7 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
40	97	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （3）国保給付ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先8 ②移転先における用途	<u>番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
41	106	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （4）国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 1 ②移転先における用途	<u>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表の23の項）</u>	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
42	106	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （4）国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 2 ②移転先における用途	<u>個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表の24の項）</u>	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
43	106	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （4）国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 2 ②移転先における用途	<u>個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表の24の項）</u>	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
44	107	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （4）国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 3 ②移転先における用途	<u>軽自動車税の還付・充当業務（番号法第9条第1項 別表の24の項）</u>	軽自動車税の還付・充当業務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
45	107	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 4 ②移転先における用途	<u>固定資産税の還付・充当業務（番号法第9条第1項 別表の24の項）</u>	固定資産税の還付・充当業務（番号法第9条第1項 別表第一の1 6の項）	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
46	108	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 6 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の85に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
47	109	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 7 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の100に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
48	109	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 （４）国保収滞納ファイル 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先 8 ①法令上の根拠	<u>番号法第9条第1項別表の117に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定</u>	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定	（別添3）変更箇所の内容が素案に反映できていなかったため、修正した。	第三者点検
49	157	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	<u>令和6年8月19日</u>	令和5年8月23日	実施日を最新の日付に修正した。	自己点検
50	157	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	<u>令和6年10月10日から令和6年11月8日までの30日間</u>	令和5年10月5日から令和5年11月6日までの33日間	パブリック・コメント制度の実施日等を最新の日付等に修正した。	パブリック・コメント実施期間の終了による
51	157	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	<u>個人情報の保護、社会保障・税番号制度全般について</u>	—	パブリック・コメントの意見提出を受けたため。	パブリック・コメント実施期間の終了による

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
52	157	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	<u>名称の表記方法の統一する等、一部評価書に反映する意見があった。</u> <u>寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。</u>	—	パブリック・コメントの意見提出を受けたため。	パブリック・コメント実施期間の終了による
53	157	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	<u>令和6年9月30日から令和6年11月13日まで</u>	令和5年10月20日から令和5年12月12日まで	第三者点検が終了したため。	第三者点検の終了による
54	157	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	<u>特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、文言や内容の整理等について指摘があった。</u> <u>なお、指摘事項を修正し適切かつ妥当な内容と認められた。</u>	特定個人情報保護評価指針第10（2）に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、以下の点について指摘があった。 ◆「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」における「2. 基本情報」、「3. 特定個人情報の入手・使用」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、入手方法等を実態にあわせて修正、委託先名を表記するよう指摘を受け、内容を修正し、適切かつ妥当な内容と認められた。 ◆誤字・脱字・補記の指摘に対し、内容を修正の上、適切且つ妥当な内容と認められた。	第三者点検が終了したため。	第三者点検の終了による

統合滞納管理システムの記録項目

(1) 国保賦課関係

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.国保有効フラグ、49.決裁状態、50.文字列型予備項目 1、51.記載順位、52.続柄コード、53.資産割算定基礎額、54.住民税未申告該当コード、55.住民税非課税該当コード、56.稼得区分コード、57.所得把握区分コード、58.給与支払額、59.給与所得額、60.公的年金所得額、61.その他所得額、62.譲渡所得額、63.総所得金額、64.所得合計控除額、65.公的年金等所得控除額、66.公的年金等控除額、67.給与特別控除額、68.国保用所得割算定基礎額、69.国保用軽減判定用総所得金額、70.国保用基準総所得金額、71.ただし書き用給与支払額、72.ただし書き用給与所得額、73.ただし書き用総所得金額、74.減額判定用年金雑所得額、75.特別控除額、76.繰り越し損失額、77.記録項目名、78.営業所得額、79.農業所得額、80.その他事業所得額、81.不動産所得額、82.利子所得額、83.株式配当所得額、84.公募外貨配当所得額、85.公募他配当所得額、86.その他配当所得額、87.給与額、88.主たる給与支払額、89.従たる給与支払額、90.給与支払額内数専従者給与額、91.公的年金支払額、92.年金雑所得額、93.その他雑所得額、94.総合譲渡短期所得額、95.総合譲渡短期差引額、96.総合譲渡長期所得額、97.総合譲渡長期差引額、98.総合譲渡分特別控除額、99.一時所得額 等

(2) 国保資格関係

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU 連番、40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ユーザID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.文字列型予備項目 1、51.保険証番号内連番、52.取得事由国保異動事由、53.取得国保異動区分、54.取得異動年月日、55.取得届出年月日、56.取得時効年月日、57.喪失事由国保異動事由、58.喪失国保異動区分、59.喪失異動年月日、60.喪失届出年月日、61.喪失時効年月日、62.続柄コード、63.記載順位、64.次CPU連番、65.前CPU連番、66.国保世帯最新フラグ、67.国保個人最新フラグ、68.抹消フラグ、69.旧保険証番号、70.保険証番号結合処理年月日、71.保険証番号結合コンピュータ名、72.保険証番号結合ユーザ名、73.旧個人番号、74.個人番号結合処理年月日、75.個人番号結合コンピュータ名、76.個人番号結合ユーザ名、77.取得旧被扶養者区分、78.喪失旧被扶養者区分、79.給付開始年月日、80.国保異動事由、81.国保異動区分、82.世帯主開始年月日、83.世帯主開始届出年月日、84.世帯主終了年月日、85.世帯主終了届出年月日、86.世帯主世帯区分、87.世帯開始年月日、88.世帯終了年月日、89.証区分、90.最新フラグ、91.交付ユーザID、92.交付年月日、93.設定有効年月日、94.回収ユーザID、95.回収年月日、96.保険証最新フラグ、97.保険証形態区分、98.保険証種別区分、99.一般退職区分、100.学遠区分、101.発行年月日、102.交付氏名カナ、103.交付氏名漢字、104.保険証交付理由区分、105.保険証交付方法区分、106.保険証回収方法区分、107.高齢者証有無フラグ、108.高齢者最新フラグ、109.高齢者国保履歴番号、110.高齢者判定連番、111.高齢者負担区分、112.負担割合、113.高齢者発効期年月日、114.高齢者年齢到達年月日、115.減額認定申請最新フラグ、116.減額認定申請国保履歴番号 等

(3)国保収滞納関係

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

国民健康保険に関する事務（素案）パブリック・コメント実施結果（概要）

1 実施期間

令和 6 年 1 0 月 1 0 日から令和 6 年 1 1 月 8 日まで

2 意見提出者数及び提出方法

意見提出者 2 名・団体

ホームページ	0 名・0 団体
持参	1 名・0 団体
ファックス	1 名・0 団体
郵送	0 名・0 団体
合計	2 名・0 団体

3 意見数及び意見の評価書への反映等

意見数 7 3 件

マイナンバー制度に関すること	7 2 件
個人情報保護に関すること	1 件

意見の評価書への反映等

A 意見の趣旨を評価書に反映する	3 件
B 意見の趣旨は区の方角性と同じ	1 件
C 意見の趣旨に沿って事務を推進する	0 件
D 今後の取組の参考とする	0 件
E 意見として伺う	3 0 件
F 質問に回答する	3 9 件
合計	7 3 件

4 国民健康保険に関する事務（素案）パブリック・コメント意見要旨と区の考え方
別紙のとおり

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
1	・意見募集概要を読んでパブコメの目的を理解するのは、個人番号法、特定個人情報保護評価に関して理解していないと、かなり難しい。 ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）のTop頁（p1）に、特定個人情報保護評価の目的「個人のプライバシー等の権利利益の保護」が宣言されていた。 新宿区は、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 ・しかし、「・・・に関する事務 全項目評価書」は新宿区の内部評価に利用されたもので、区民には解りづらい。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。
2	・区の内部評価は個人情報委員会が行政機関等のみを対象に行っているようだが、委員会構成員と評価結果を素案に付録として付ける必要がある。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価の実施にあたっては「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」に基づき、パブリックコメントの意見及び第三者点検の結果を反映した評価書を新宿区個人情報保護管理運営会議において審議しています。 素案の公表時には新宿区個人情報保護管理運営会議における審議前であるため、審議結果を素案につけることはできません。 なお、新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容や委員構成及び同会議の承認を受けた評価書は、区公式ホームページにて公表しています。
3	・さらに、Vの①自己点検、②監査：内部監査、外部監査の結果、予定も付録として付けて欲しい。	E	ご意見として伺います。 自己点検については、具体的な実施時期を定めていません。また、点検結果を公表する考えはありません。 内部監査については、実施日時、結果ともに非公表です。外部監査については、実施した場合、原則として結果を公表する予定です。
4	・特定個人情報保護評価書に区民が関心を示し、理解を深め、「個人のプライバシー等の権利利益の保護」を目指し、パブコメに応募させたいのであれば、説明会用スライドのような資料が必要である。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。
5	・情報公開制度は区民には請求書の作成、区は公開の事務作業が必要になるが、新たな文書は作成されないの、わかりやすい資料を作成し、パブコメに誘導する工夫が必要である。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
6	・個人番号カードの普及、申請のキャンペーンが本庁舎１階で継続しているが、スーパー、量販店での販売促進のようで、個人のプライバシー等の権利利益の保護には役立っていない。	E	ご意見として伺います。 個人番号カードの普及に係る区の考え方は、「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
7	1.国民健康保険に関する事務 特定個人情報保護評価書（素案）の主な変更内容 ・1 滞納整理の一元化に伴う変更は個人番号の導入当初より予定されたこと。	E	ご意見として伺います。 新宿区において滞納整理業務の一元化は、個人番号の導入当初より検討されていたものではなく、令和４年度より検討を開始し、令和７年度に住民税と国民健康保険料の滞納整理を一元的に担当する課を設置する予定です。
8	・2 その他の変更内容は突然出された個人番号カードと健康保険証の一体化に伴うドタバタ対応。 ・20240925 東京新聞記事「保険証廃止」一体誰がどう決めたのか「記録はない」と判明・・・首相報告や閣僚間のやりとり 経緯は闇の中へ」 ・保険証廃止について誰がどう決めたのかを情報公開請求したり関係者に取材したところ、記録が残っていない。残っていたのはすでにウェブサイトで公表されている関係省庁連絡会議の議事概要。しかし議事概要の中には廃止時期などの言及がない。 ・デジタル担当大臣と厚生労働大臣の相手で協議をしていたことは両省庁とも認めているものの、記録はない。総理大臣に報告もしていますが、それも記録がないという結果になっています。 ・東京新聞が厚生労働省とデジタル庁に確認したところ、廃止時期は大臣間で決めており、職員が同席していた場合は、協議の内容は口頭ベースで報告をしている。 ・しかし、大臣間で重要な決定をしたのであれば、その協議は、公文書管理法のガイドライン及び各省庁の行政文書管理規則で記録の作成が義務付けられる、政策立案や事務・事業実施の方針に影響を及ぼす打ち合わせ等に該当する。記録が作成されないと法令に違反。 ・全自治体（新宿区も）、忍耐強く後始末！	E	ご意見として伺います。
9	2. 素案 ・後期高齢者医療保険に関する事務に使われる端末等は新宿区庁舎内にあると思われるが、それらは新宿区の評価対象ではない？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価は、事務ごとに評価する仕組みとなります。 そのため、後期高齢者医療保険に関する事務に使用する端末等については、後期高齢者医療保険に関する事務の特定個人情報保護評価の対象となります。
10	Ⅰ 基本情報 ・（別添１）事務の内容は現在とガバメントクラウド導入後の対応が解かる。ただ、図の解像度が悪く、文字が読み難い／読めない。	E	ご意見として伺います。 図中に文字の読みづらい箇所があり、申し訳ございません。 全項目評価書の内容についてご不明の点がございましたら、担当課よりご説明させていただきますので、お問い合わせください。

No.	ご意見の要旨	対応	区の方考え方
11	・ガバメントクラウドの導入前後で、 ・入力作業に要する人数は変わらない？ ・計算機システムの運用費（メンテ費、リース料）は変わらない／減少？	F	ご質問にお答えします。 ガバメントクラウドは、デジタル庁が共通的な機能・基盤を提供するクラウドサービスの利用環境です。ガバメントクラウドに移行しても、区の業務量には変更がないため、入力作業等に要する人数にも基本的に変更はありません。 ガバメントクラウドに移行することにより、区が独自にサーバを調達するための経費等は大きく削減されますが、一方でガバメントクラウドの利用料や通信料等の経費負担が新たに発生します。 導入前後でのシステム運用経費の増減は、制度改正に伴う運用変更などのガバメントクラウド導入以外の要因も含まれるほか、評価する期間、範囲、国庫補助の有無等により結果が異なるため、現時点で評価は難しいと考えています。
12	・地方税ポータルシステムeLTAXのことを地方税に関する事務 全項目評価書で初めて知った。国税電子申告・納税システムe-Taxの地方税版と理解する。 ・個人で住民税だけを申告するのにeLTAXを利用することができるか？ ・個人番号を取得していない場合、e-Taxの「ID・パスワード方式」のような方法で、eLTAXを利用することができるか？	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
13	II. 特定個人情報ファイルの概要 ・4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託で、委託先名の⑤確認方法が異なるのは何故？ ・情報公開請求等にて公開となっている（税 p14、15）。 ・情報公開請求等にて公開となっている（国保 p39）、委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開となっている（国保 p40）。	A	ご意見の趣旨を評価書に反映します。 国民健康保険に関する事務の委託事項のうち、プロポーザルにより委託事業者を決定している委託事項については区ホームページでプロポーザルの結果を公表しているため、評価書の委託先名の確認方法「委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する」とし、その他の場合には「情報公開請求等にて公開」と分けて記載しています。 素案のうち、II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名（2）国保資格ファイル及び（3）国保給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の一部委託事項について素案を修正しました。 「地方税に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いの委託先名の確認については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
14	・税 p15：再委託⑧、⑨が黒塗りになっているのは何故？	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務 全項目評価書」（素案）に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
15	・税 p16：委託事項 5④にシステム直接入力とあるが、被委託取扱者は税務課内で入力作業をするのか？	E	ご質問にお答えします。 納付案内業務等の委託にあたっては受託事業者用の事務室を設け、調査結果等の入力作業はその事務室で行います。

No.	ご意見の要旨	対応	区の方考え方
16	・区職員と被委託取扱者は混在／エリア分け？、セキュリティ対策と労働環境の差はないのか？	F	ご質問にお答えします。 新宿区納付案内センターの運営業務委託にあたっては受託事業者用の事務室を設け、区職員と受託事業者の職員は別の場所で事務を行います。 受託事業者用の事務室は資料の持ち出し禁止、鍵付きキャビネットへの資料保管や防犯カメラ設置等の措置を講じ、個人情報保護を徹底します。 また、受託事業者用事務室の照明や空調等の設備は、区職員の事務室と同様であり、労働環境に差はありません。
17	・区職員で全ての作業をしていた時と較べて、区職員＋被委託取扱者の人数は増減は？	F	ご質問にお答えします。 新宿区納付案内センターの運営業務委託については、従来の電話催告センターの委託内容を見直すことにより、区職員も加えた職員数の合計は若干の減となる見込みです。 「地方税に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
18	税 p18：特定個人情報の提供先に特別徴収義務者（給与支払者）があるが、小規模な事業者個人番号を提供することに不安を感じる。事業規模の大小によらず、同じセキュリティ対策を実施しているのか？	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
19	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ・標準的、通常のセキュリティ対策が行われている。したがって、統計的に特定個人情報も漏洩すると考えるのが常識。	E	ご意見として伺います。 「Ⅳ その他のリスク対策」に記載のとおり、特定個人情報保護評価書の記載内容は、毎年見直しを行って修正の有無を確認し、安全性の確保を図っています。
20	・国民健康保険と住民基本台帳に関する事務では生体認証（顔認証、静脈認証）を行っているが、私が見落としがあるかもしれないが、地方税に関する事務では生体認証を行っていない。（生体認証にアレルギーがある私は税務課で働きたい。）	A	ご意見の趣旨を評価書に反映します。 国民健康保険に関する事務において、ICカードによる認証について追記しました。 「住民基本台帳に関する事務」及び「地方税に関する事務」におけるユーザ認証の管理については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
21	・国民健康保険に関する事務では共通KEY（住民番号）が使われているが、地方税と住民基本台帳に関する事務では共通KEY（住民番号）は使われていない。	E	ご意見として伺います。 国民健康保険に関する事務では、必要に応じ住民番号を共通KEY（住民番号）として個人情報を特定し、個人住民税情報・住民基本台帳情報を取得しています。 「住民基本台帳に関する事務」及び「地方税に関する事務」における住民番号の使用状況については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
22	・新宿区が安全対策に関与できるシステムについてだけが評価対象になっているのは理解できるが、新宿区のシステムに接続している回線、システムに関してもお任せではなく、同程度、評価に関心をもつ必要がある。接続している回線、国・自治体のシステムの評価書入手し、査読する必要がある。	E	ご意見として伺います。 関係するシステム等の評価書は公開されており、必要に応じて参照したうえで特定個人情報保護評価を実施しています。
23	・新宿区の特定個人情報を扱うシステムと特定個人情報以外を扱うシステムとは分離し、独立しているのか？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報を取扱うシステムと取扱わないシステムは、事務の単位でアクセス制御を行うことにより、分離・独立させています。
24	・新宿区職員に新宿区のシステム全体を理解できる技術職が何人いるのか？	F	ご質問にお答えします。 技術職はいませんが、情報システム部門の職員を中心に、新宿区のシステム全体を理解できる専門的な知識を有している新宿区職員は多数います。人数等は調査していないため不明です。
25	・新宿区のシステムの発注と運用の仕様書作成、全項目評価の実施と評価書作成、IVの①自己点検と②内部監査は新宿区職員だけで行っているのか？	F	ご質問にお答えします。 システムの導入に係る仕様書や全項目評価書の作成、「新宿区セキュリティ規則」に基づく自己点検や「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に基づく内部監査は、全て区職員により行っています。
26	・全項目（内部）評価を実施する新宿区長がTOPの組織の構成員名とその役職、経歴・専門資格は？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価の実施にあたっては「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」に基づき、パブリックコメントの意見及び第三者点検の結果を反映した評価書を新宿区個人情報保護管理運営会議において審議しています。 なお、新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容や委員構成及び同会議の承認を受けた評価書は、区公式ホームページにて公表しています。
27	・全項目評価は個人情報保護委員会が承認するとなっている。 ・個人情報保護委員会は区外部の委員会では個人情報（特定個人情報を含む。）の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする。 国、自治体から独立性の高い機関かもしれないが、個人情報の利活用と保護の利益相反を１つの組織の中で、「個人情報の有用性に配慮」しながら承認するので、その承認は個人情報の利活用に傾いて、その承認が行われていると思われる。 ・個人情報保護委員会は日本全体の特定個人情報保護評価に関する事務だけではなく、それ以外の個人情報に関する基本方針の策定・推進、取扱いに関する監視・監督、保護団体に関する事務、相談・苦情あっせん等に関する事務、国際協力、広報・啓発、その他を行っている。 ・個人情報保護委員会は評価を行う際の内容や手続きを定めた指針を作成し、その指針に沿って、行政機関等が作成した特定個人情報保護評価書の承認を行っている。 ・個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価書の承認は書類審査だけと思われるが、その費用はいくらか？	F	ご質問にお答えします。 個人情報保護委員会の審査・承認が必要となるのは行政機関等の場合であり、地方公共団体等については同委員会から承認を受けるものではないため、それに要する費用も生じません。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
28	IV その他のリスク対策 ①自己点検 ②監査：内部監査、外部監査 V 開示請求、問合せ ・見出しも「自己情報開示、問合せ」とした方がよい。	E	ご意見として伺います。
29	・その時、必要になる本人確認の書類として、個人番号カード非保有者の資格確認書類は資格確認書でよいのか？	F	ご質問にお答えします。 本人確認書類のうち１点として、資格確認書でも問題ありません。 なお、令和6年12月2日時点で有効な被保険者証を保有されている場合、令和7年12月1日まではその被保険者証も本人確認書類として使用することができます（有効期限内の被保険者証に限ります）。
30	・特定個人情報ファイルも匿名化処理をすれば、ビッグデータとして開示、公開の対象となるのか？	F	ご質問にお答えします。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「個人情報保護に関する法律」に基づき、特定個人情報ファイルから個人番号と個人情報の双方が削除されない限りは、不特定多数への公開・開示はされません。
31	VI 評価実施手続 ・1. 基礎項目評価、全項目評価が素案なのか？	F	ご質問にお答えします。 「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」により、全項目評価書については素案を公示し、広く住民等の意見を求めることとしています。基礎項目評価書については、同要綱により素案の公示は必要としていません。
32	・2. 必要に応じて、何もない場合でも定期的なパブリックコメント？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価書については、毎年記載内容の見直しを行い、修正の有無を確認しています。この修正箇所が、個人情報保護委員会が指針で定める「重要な変更」に該当する場合には、原則として特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられており、パブリックコメントの実施、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検を実施し、個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書を提出する必要があります。
33	・3. 第三者点検を委託した組織の構成委員（資格、経歴等）、その点検結果をまとめた文書の公表・公開を求める。	E	ご意見として伺います。 第三者点検の委託先及び点検結果の文書公開を希望される場合は、お手数ですが公文書公開請求の手続きをお願いいたします。
34	・4. 個人情報保護委員会の勧告の公表・承認予定を示すことを求める。	E	ご意見として伺います。 個人情報保護委員会が行った勧告等については、同委員会が公表しています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方												
35	3. 用語解説 ・ 素案では触れられていない、新宿区システムの外側の解説が欲しい。 ・ 個人番号制度、特定個人情報保護の全般 ・ デジタル政府・自治体の鳥瞰図（?）、マイナポータル、個人番号カード、各種カード（保険証、運転免許証、図書館利用者カードなど）と一体化された個人番号カード、電子証明書など。利用時の個人情報の流れ図があるとより良い。	E	ご意見として伺います。 用語解説はパブリックコメントの実施にあたり、特定個人情報保護評価書の内容をよりご理解いただけるよう、評価書で使用している用語について解説したものです。 各制度の詳細な内容等については、お手数ですが各事務を担当する課等にお問い合わせください。												
36	・ 市町村と市区町村は同じものと思われるが、混在している。 <table><thead><tr><th></th><th>市町村</th><th>市区町村</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 地方税</td><td>87</td><td>9</td></tr><tr><td>・ 国民健康保険</td><td>16</td><td>136</td></tr><tr><td>・ 住民基本台帳</td><td>132</td><td>7</td></tr></tbody></table>		市町村	市区町村	・ 地方税	87	9	・ 国民健康保険	16	136	・ 住民基本台帳	132	7	A	ご意見の趣旨を評価書に反映します。 国民健康保険に関する事務では、システムの仕様上定義されているもの、法令上の表記に倣っているものについては「市町村」としています。 なお、一部表記が「市町村」となっていたものがあったため、素案を修正し「市区町村」としました。 「住民基本台帳に関する事務」及び「地方税に関する事務」における表記については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
	市町村	市区町村													
・ 地方税	87	9													
・ 国民健康保険	16	136													
・ 住民基本台帳	132	7													
37	地方税の用語解説 ・ 4 ガバメントクラウド ・ 地方自治体は現在の課内システムを使い続けることはできない／ガバメントクラウドに切り替えるしか選択肢はない？	F	ご質問にお答えします。 ガバメントクラウドへの移行は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく地方公共団体の努力義務ですが、この法律の施行により、システムベンダーのシステム供給体制に大きな変更が生じることが予想され、現行システムを安定的に使い続けることができなくなると考えています。												
38	・ 5 ガバメントクラウド運用管理補助者 ・ 管理補助者は管理者を補助する。管理者は地方公共団体（=新宿区）と思われる。 ・ 想定外のことが起きた場合を含めて、最終事故責任は新宿区にあるのか？	F	ご質問にお答えします。 利用環境であるガバメントクラウドの管理者は、地方公共団体ではなくデジタル庁です。事故等が発生した場合の責任は起因者となりますが、一般的に、住民に影響が生じた場合の対応等は地方公共団体が行い、これにより生じた損害等については求償するなど適切に対処していくものと考えます。												
39	・ 10 個人番号 ・ 個人番号と対比した、シリアル番号の解説が欲しい。	F	ご質問にお答えします。 シリアル番号とは、個人番号カードに格納されている電子証明書に割り当てられる固有の番号のことです。												
40	・ 11 コンビニ交付クラウド ・ コンビニとキオスクとは違うのか？	E	ご意見として伺います。 「住民基本台帳に関する事務」及び「地方税に関する事務」に係るご質問については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。												

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
41	・ 12 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット） ・ 住基ネットの上で新しい特定個人情報などを利用したデータが流れている／住基ネットとは別に新しいネットワークが作られている？ ・ （別添１）事務の内容の説明図に住基ネットに接続する区システム（項番 13 ?）を図示してほしい。 ・ 住民基本台帳ネットワークシステムと既存住民基本台帳システムとの違い？	F	ご質問にお答えします。 住民基本台帳ネットワークシステムに記録される項目は、本人確認情報（個人番号の他に法律で定められている氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びこれらの変更情報）に限られます。 住民基本台帳ネットワークシステムは、「市町村」「都道府県ネットワーク」「全国ネットワーク」が各専用サーバを通じて繋がっており、これを総称したものととなります。 「国民健康保険に関する事務」において、住民基本台帳ネットワークシステムに接続するシステムはありません。 「地方税に関する事務」及び「住民基本台帳に関する事務」において住民基本台帳ネットワークシステムに接続するシステムについては、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。 住民基本台帳ネットワークシステムとは、住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークシステムのことです。 既存住民基本台帳システムとは住民基本台帳をデータベース化したシステムのことです。 主な機能としては、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成する住民基本台帳の作成や転入届等に基づく住民票の記載等があります。また、団体内統合宛名等システムや住民基本台帳ネットワークシステム等との情報連携を行います。
42	・ 14 住民票コード ・ 個人番号を住民票コードとは別に作ったのは何故か？ ・ 住民票コードを変換して個人番号を作ったとすれば、無駄作業ではないか？	F	ご質問にお答えします。 住民票コードは行政機関のみが利用できる、平成14年8月より設定された、個人ごとに無作為に作成された11桁の番号です。この番号は、住民基本台帳法で規定された行政事務の申請や届け出のみに使用することができ、具体的にはパスポートの申請や年金を受給している人の現況届等が挙げられます。 個人番号は行政機関だけでなく、社会保障・税・災害対策の分野に限り、民間企業での活用もできます。 例えば、民間企業の社員証、証券口座開設、住宅ローンの契約等の際に、個人番号を利用することで、确实・簡単な本人確認が可能になります。
43	・ 18 総合行政ネットワーク（LGWAN） ・ 「そのセキュリティ能力は非常に高いとされています。」ということは、盗聴されるリスクがあると理解する。	E	ご意見として伺います。 総合行政ネットワークのセキュリティ能力は非常に高く、安全に運用できると考えています。
44	・ 19 操作ログ／アクセスログ ・ 記録（履歴）の保存期間？	F	ご質問にお答えします。 記録の保存は、対象となる情報によって1年から7年の適切な期間を定めて運用しています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の方
45	・ 20 団体内統合宛名等システム ・ このシステムは新宿区本庁舎内にある？ ・ 「団体内」を付ける／新宿区内としないのは何故？	F	ご質問にお答えします。 団体内統合宛名等システムは、物理的には本庁舎外に構築しています。 「団体内統合宛名」は、社会保障・税番号制度において示されている固有名詞です。
46	・ 21 団体内統合宛名番号 ・ 団体内統合宛名番号は国保p131：共通KEY（住民番号）と同じ／別？	F	ご質問にお答えします。 団体内統合宛名番号は、新宿区内で個人を一意に特定できる番号で、団体内統合宛名等システムで作成・管理されている番号であり、国保システムにおける共通KEY（住民番号）とは異なります。
47	・ 22 地方公共団体情報システム機構 ・ 機構職員の身分は公務員？	F	ご質問にお答えします。 地方公共団体情報システム機構は、国と地方公共団体が共同で管理する法人であり、職員の身分は公務員ではありません。
48	・ 27 庁内連携システム ・ （別添１）事務の内容の説明図に住基ネットに接続する区システム（項番 13 ?）を図示してほしい。 ・ 項番 15、20との位置関係？	F	ご質問にお答えします。 「国民健康保険に関する事務」において、住民基本台帳ネットワークシステムに接続するシステムはありません。 地方公共団体が国及び他機関と情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うために、各自治体内に整備しているのが団体内統合宛名等システムです。
49	・ 29 特定個人情報 ・ 特定個人情報から個人番号を削除、黒塗りをすれば個人情報として提供・移転が可能？	F	ご質問にお答えします。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、特定個人情報は、個人番号をその内容に含む個人情報と定義されていることから、特定個人情報の内容から個人番号を削除した場合、特定個人情報ではなくなり、通常の個人情報として取り扱われることとなります。そのため、個人情報の保護に関する法律に基づく提供等も可能になります。
50	・ 35 符号 ・ 「個人の識別子」をわざわざ付けるのは何故／個人番号があるから不要なのでは？	F	ご質問にお答えします。 個人の識別子は、セキュリティやプライバシー保護の観点からシステム設計されたものです。
51	・ 36 プライバシーマーク ・ 公共事業入札のように、レベルがある？ ・ 国内規格／国際規格 ISO ? （国民健康保険の用語解説の項番50により詳しい説明）	F	ご質問にお答えします。 プライバシーマーク制度は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、日本産業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に準拠した「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づいて、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関して使用を認める制度です。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
52	・ 39 ASP ・ GAFAM／ネット接続プロバイダー／その代理店／下請け／ソフトウェア開発会社・個人でもASP？	F	ご質問にお答えします。 ASPはアプリケーションを提供するものをさす用語であり、属性は無関係です。
53	・ 40 ISMAP ・ 項番36と関連がある／ない？ ・ レベルがある？ ・ 現在、登録済みの企業数？ ・ 新宿区の契約企業は全てISMAPの評価を受け、登録されている？ 国民健康保険の用語解説の項番56にISMAPのフル名称が書かれている。	F	ご質問にお答えします。 ISMAPは、プライバシーマークとは直接的な関係はありません。解説にある通り、クラウドサービスの評価・登録するものであり、企業を評価・登録するものではありません。新宿区が利用するクラウドサービスは、すべて評価・登録されています。
54	・ 41 NISC政府機関統一基準群 ・ 新宿区のシステムはこの基準をクリア？	F	ご質問にお答えします。 新宿区の情報システム等はこの基準を満たすように設計・運用しています。
55	・ 42 OS ・ 新宿区の計算機のOSは一般的なWindows／国産？	F	ご質問にお答えします。 オープンソースも含め、用途に応じて様々なオペレーションシステムを採用しています。
56	・ 43 SSL ・ 暗号化のレベル？	F	ご質問にお答えします。 現在の通信規格は、TLS1.2及び1.3を使用しています。
57	・ 44 VPN ・ 仮想的（ソフトによる）専用回線はどの程度安全？ ・ 項番18：LGWANはハードによる専用回線と理解するので、より安全 ・ VPNとLGWANの使い分け状況？	F	ご質問にお答えします。 通信相手、取り扱う情報の重要度、運用経費を総合的に判断して、適切な通信回線を選択し運用しています。 LGWANは接続団体を限定した閉域ネットワークであり、VPNは仮想専用回線を構築する技術であるため、比較できません。
58	国民健康保険の用語解説 ・ 2 医療保険者等向け中間サーバ ・ 「５制度」とは何ですか？	F	ご質問にお答えします。 「５制度」とは、「国民健康保険に関する事務 全項目評価書（素案）用語解説」にある「オンライン資格確認」制度を指します。

No.	ご意見の要旨	対応	区の方考え方
59	・ 7 記号番号 ・ 国民健康保険は世帯単位、後期高齢者医療保険は個人単位、課税は世帯単位、所得があれば個人単位、給付は生計を一にする家族単位？ ・ 法の前の平等原則からいづれ全て個人単位になる？	F	ご質問にお答えします。 国民健康保険については、「国民健康保険法」第9条第1項において世帯主がその世帯に属する被保険者の資格の取得・喪失に関する事項等を届け出ること、同法第76条において世帯主から保険料を徴収することを規定しており、世帯単位での管理が必要となることから、1世帯に対して1つの記号番号を附番します。なお、令和3年10月から開始されたオンライン資格確認を運用するため、世帯単位で附番されている記号番号を個人単位化することが必要となり、2桁の枝番が追加されています。 一方で、後期高齢者医療保険については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第54条において被保険者が被保険者の資格・喪失に関する事項を届け出ることと規定されており、後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格を管理するための番号として被保険者番号を附番します。 国民健康保険料については、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定し、世帯主にその保険料の納入義務が発生します。 また、国民健康保険の給付については、各被保険者が医療機関等で保険給付を受けることとなりますが、出産育児一時金等の一部の保険給付の支給については被保険者が属する世帯の世帯主に支給することになるため、保険給付によって被保険者単位、世帯単位と変わります。 「地方税に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
60	・ 8 擬制世帯主 ・ 世帯単位を維持するから「擬制世帯主」のパッチが必要になる？	F	ご質問にお答えします。 国民健康保険は、加入者の属する世帯の世帯主に保険料の納入義務を課し、保険給付を支給する等の仕組みとされているため、世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入されている場合、その世帯主を「擬制世帯主」と呼称し、国保加入世帯主と分けて管理できるようにしています。
61	・ 11 国保総合システム ・ (別添1) 事務の内容の図中に明示してください。 ・ 国保総合PCと同じ／別？ (国保総合PCを(別添1) 事務の内容の図中に明示してください。	F	ご質問にお答えします。 国保総合PCは国保総合システムを使用するために東京都国民健康保険団体連合会から借り受けているPCであり、国保総合システムとは別になります。 また、国保総合システムは、東京都国民健康保険団体連合会（国保連合会）が所管するシステムであり、区は業務委託契約により、同システムを使用しているものとなります。(別添1) 事務の内容の中で、国保総合システムを使用する場合は明示しており、また、明示していない場合でも国保連合会部分に該当するものであるため、改めて図中に明示する考えはありません。

No.	ご意見の要旨	対応	区の方
62	・ 17 資格確認書 ・ 現在の国民健康保険証、あるいは新健康保険証の名称も可能。個人番号カードを普及するために国民健康保険証を廃止したために考え出された名称？	F	ご質問にお答えします。 資格確認書は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第48号）の一部施行による国民健康保険法の改正に伴い、令和６年12月２日以降、被保険者証が廃止され、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード。以下同じ。）によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することとされる中で、マイナ保険証を保有していない被保険者に交付する書類です。 また、その名称は、同日から施行される「国民健康保険法施行規則」第6条第1項で規定されています。
63	・ 18 資格情報通知書 ・ マイナ保険証の取得に関わらず、同じ証、書を出せば、簡単なのに、デジタル化により事務量が増えている？	F	ご質問にお答えします。 これまではマイナ保険証の有無に関わらず一律に被保険者証を交付していましたが、令和６年12月2日以降、マイナ保険証を保有している場合には資格情報通知書（資格情報のお知らせ）、マイナ保険証を保有していない場合には資格確認書を交付する仕組みとなるため、交付するという観点では事務の増加はないと考えています。
64	・ 39 統合滞納管理システム ・ （別添１）事務の内容の図中に明示してください。	E	ご意見として伺います。 国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは、「保険料（税）賦課システム」「資格管理システム」「給付システム」「保険料（税）収納システム」「統合滞納管理システム」から構成されており、統合滞納管理システムは国民健康保険に関する事務のうち滞納管理を行うサブシステムであるため、素案では総称して国民健康保険システムと定義しています。そのため、統合滞納管理システムを別に明示する考えはありません。
65	・ 45 被保険者証 ・ 「国民健康保険に加入している者に交付される保険証。」：正しい定義。 ・ 資格確認書、資格情報通知書ではなく、保険証が正しい名称。	E	ご意見として伺います。 被保険者証は、被保険者であることを示す証明書であるとともに、保険給付を受ける際の受診券でもあります。「国民健康保険法」第9条第2項及び「国民健康保険法施行規則」第6条第1項の規定に基づき、世帯主がその交付を求め、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものです。この被保険者証は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第48号）の一部施行による国民健康保険法の改正に伴い、令和6年12月2日以降、交付されなくなります。 資格確認書については、その用途は被保険者証と同様ですが、No.62でご説明しているとおり、「国民健康保険法施行規則」に新たに規定されたものであり、被保険者証とは異なるものです。 また、資格情報通知書については、マイナ保険証を保有する被保険者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるように、「国民健康保険法施行規則」第7条の3第1項の規定に基づき交付するものであり、この通知書だけでは医療機関等で保険給付を受けることができないため、被保険者証や資格確認書とも異なるものとなります。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
66	4. ここからは私のパブリック・コメントの中心 (1) 前提：個人のプライバシー等の権利利益を保護するために考えなければならないこと ・新宿区の宣言「個人のプライバシー等の権利利益の保護」に書かれているように、行政が利用している情報を個人番号を利用して管理することは国民、区民のプライバシー等の権利利益に影響を与えると言ふようなレベルではない。本人は忘れてしまっているような情報を含めて、誕生から死亡までの行政が取得した所得（フロー）・資産（ストック）、健康・病歴、仕事、家族、住宅、学校歴・成績、社会的ステータス、評判、発言などの情報の蓄積を意味する。行政が持っている全情報は個人情報により特定の個人に紐付けられている／紐付けることが可能である。 ・GAFAMなどもサービス利用者の情報を蓄積しているが、以前は匿名での利用が多かったが、現在では利用者登録が必須になっている。利用者登録を実名以外ですることは可能だが、利用者の端末情報、位置情報、作成文書の特性などから、利用者を特定することがほとんど可能になっているものと思われる。 ・携帯の取得には行政が発行した顔写真付き証明の提示が現在では必要になっている。これにより、携帯の位置情報から利用者の行動履歴が解かる。携帯で伝えられる音声は最近の音声認識により文字データに変換が可能になっているので、利用者の種々の情報の取得が可能である。まだ、現在の計算機の処理能力では全通話を監視することは不可能だが、特定の端末／個人を監視することは法律、技術としては可能になっている。全ての通話記録を保存して、防犯カメラのように必要な時には過去に遡って、視聴し解析することはいずれ可能になる。 ・GAFAMが持っている個人情報と行政が持っている情報とが統合された場合、プライバシー保護をしない限り、プライバシーは消滅すると予想される。 ・個人番号カード機能のスマホ搭載はアンドロイド端末では既に可能、iPhoneへの搭載は2023年5月に岸田総理（当時）と米Apple社CEOのティム・クック氏とのテレビ会談が行なわれ、2025年春にリリース予定であることから、行政と民間の情報が統合されつつある。 ・特定個人情報に関しては特別法令により規制されているが、特定個人情報に当たらない個人情報は個人情報保護法で規制されているだけである。 ・介護や医療のサービスを利用する時だけでなく、ネット上のWebsiteのサービスを利用する時にもプライバシーポリシーに同意を求められることが多い。この中に、個人情報を一定条件の下に利用するが、「第三者に情報提供する場合がある」と明記されている場合があり、Websiteの裁量に委ねることになる。 ・情報公開法、条例により行政文書の開示が可能になっているが、但し書きで、非公開となる場合が列举されている。行政は但し書きを根拠に非公開とすることも多い。さらに、情報公開法に合法的に対処するために、行政は行政文書を作らない／口頭で済ます（上の東京新聞記事：保険証の廃止時期の決定など）、文書をなるべく早く削除するなどの対応もしばしば取られている。すなわち、情報公開法を情報非公開法として行政は運用している。	E	ご意見として伺います。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
	・特定個人情報は特別法令により規制されているのでプライバシーは守られるが、合法的に特定個人情報の利用範囲が拡大されている。したがって、特定個人情報の特別法令は規制ではなく、利用拡大のための法令として使われている。 ・したがって、特定個人情報の利用の規制がなくなった場合、行政が持っている個人情報で可能になるリスクを予想して、行政のデジタル化の行く末を私は考えている。そして、絶望している。 ・同様な手法は原子力発電所の安全対策でも取られている。原子力発電所の放射性物質（燃料）はペレットとして固められ、被覆管で覆われ、圧力容器に収容され、さらに格納容器に収められ、建屋に設置されているので、放射性物質の外部への漏れはないとされている。その結果、原子力発電所の事故が発生しても放射性物質が全量外部へ漏れることはない（これは安全神話と私は考えている）ので避難範囲はかなり狭い範囲に限定される。その結果、原子力規制委員会は住民の避難計画を安全対策の評価の対象にしていないのではないかと私は考えている。 ・放射性物質が全量外部へ漏れることを最大の被害と想定し、原子力発電所の建設を進める必要があると機械系のエンジニアだった私は考えている。 ・行政と民間の情報統合はハイリスク。行政の情報より民間の情報の方が多く、行政の情報は民間の情報の一部に過ぎない。デジタル後進国の日本はデジタル化を急ぐために規制するより利活用を優先して、国、行政が持っているビッグデータと特定個人情報の利活用に熱心である。 ・デジタル化を推進する上での国の役割は、利便性を経験させ、プライバシーアレルギーを解消し、法的整備をし、情報流通のインフラを整備することである。 ・ポイント付与により個人番号カードを普及させ、マイナポータルを利用させ、健康保険証の廃止により個人番号カード（マイナ保険証）の利用に代表される各種カード（運転免許証、図書館利用者カードなど）と一体化された個人番号カードの利用を半ば強制している。 ・政府が進めているのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化である。 ・一見、よさそうな目標のようだが、近い将来、国民は A I 技術にサポートされながら、ガバメントクラウドに直接データ入力し、政府はそれに基づき、サービスを提供する。自治体の役割は減少し、もしかすると、自治体は不要になり消滅しているかもしれない。国民はサービスを利用していると思っても、政府に誘導されたサービスを選択しているだけかもしれない。 ・少数の人でガバメントクラウドの運営、管理が可能で、大多数はサービスを利用する側になる。その結果、ガバメントクラウドを運営、管理する少数の人は独裁者になり、運営、管理する少数の人とサービスを利用する大多数との格差が拡大する。 ・各個人の情報は充実していて、政策の嗜好も推定可能になっているので、選挙の必要性もなくなり、議会は消滅しているかもしれない。 ・人々は議論しなくなっているかもしれない。		

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
67	(2) 結論 ① 1つの個人番号で全ての個人情報と紐付けることは避けるべき。 ・1つのマスターキー、パスワードを使い回すのと同じで、1つの個人番号で個人情報を紐付けることは簡単で、効率が良いかもしれないが、漏洩、悪用されるリスクが高くなる。1つのマスターキー、パスワードを使い回すことはコンピューターリテラシーで禁止されていることを日本の行政機関で行っている。法令と運用でリスクを回避できると信じるのは日本の行政機関の特殊性か、日本の神話である。この特殊性、神話を維持するために多額の予算が使われ、多分、作業従事者は神経をすり減らし、人格までも破壊しているかもしれない。 ・行政のファイル、システムごとに検索することにより個人情報を抽出する方法は計算機負荷が大きく、効率が悪いが安全である。	E	ご意見として伺います。 マイナンバー制度では従来どおり個人情報を各行政機関等が分散して保有しています。他の機関の個人情報が必要となった場合には、法で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」の仕組みとなっています。
68	②現在の個人番号カードの取得は任意とすることを維持する。個人番号の取得に対して、行政は中立的であるべきである。	E	ご意見として伺います。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人番号カードの取得は任意とされています。
69	・現在の個人番号カード交付申請書の注意書き： 【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、□を黒く塗りつぶしてください。 □ 署名用電子証明書（15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。） □ 利用者証明用電子証明書 【ご注意】電子証明書は、健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax 等の電子申請、マイナポータルへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。 ・□を黒く塗りつぶすのではなく、発行を受ける／受けないの選択肢にする。	E	ご意見として伺います。 個人番号カードの交付申請に係る区の考え方は、「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
70	・e-Taxの電子申請は個人番号カードの電子証明書の発行を受けなくても、ネット上のe-Taxのページに紹介されている7種類の方法で利用者番号を取得すれば、電子申請が可能であることを紹介すべき。	E	ご意見として伺います。 e-Taxの利用に必要な利用者番号の取得方法等に係る区の考え方は、「地方税に関する事務 全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。

No.	ご意見の要旨	対応	区の方考え方
71	③電子証明書に使われているシリアル番号が個人番号よりも重要である。 a.署名用の電子証明書 ・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用 ・電子申請（e-Tax等） ・民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録など b.利用者証明用の電子証明書 ・インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用 ・行政のサイト（マイナポータル等）へのログイン ・民間のサイト（オンラインバンキング等）へのログイン ・コンビニ交付サービス利用 など ・この２つの電子証明書にシリアル番号が使われている。 ・「利用者証明用電子証明書」の有効期限は５年で、「利用者証明用電子証明書」が更新されるとシリアル番号も更新されるが、新「シリアル番号」から旧「シリアル番号」を取得する仕組みがあるため、追跡が可能。 ・シリアル番号を使って、オンラインショップやネットバンクが、個人を長期に渡りモニタリングが可能 ・シリアル番号を使って、プラットフォーム事業者が、一人の利用者の情報を、多数の民間事業者との間で集約、発信が可能。 ・シリアル番号は個人番号と同様に個人を誕生から死亡まで追跡が可能 ・民間に利用が解放されていて、民間業者間で名寄せが可能 なので、利用者は個人番号よりシリアル番号（利用者証明用の電子証明書）の利用には注意が必要。 ④以上をまとめれば、シリアル番号の利用に注意することは難しいので、 ・個人番号カードを作らない。 ・個人番号カードに「利用者証明用電子証明書」を付けない。（シリアル番号は発行されない。） のが安全なので、推奨される。 ・ただし、２つのいずれかの対策を選択した場合、行政外部でのサービスが利用できなくなる不利益は受忍するとして、行政内部での処理に関して不利益を受けることがないことを要求する。個人番号はほとんど全ての人に発行され、それにより行政内部の処理を合理化するためのものであり、不利益を受けるとすれば、特定個人情報保護の運用に問題があるからである。	E	ご意見として伺います。 利用者証明用電子証明書は希望者のマイナンバーカードのICチップに搭載され、オンラインで利用者本人の認証を公的に行うことができるものであり、行政機関だけでなく民間事業者の各種サービスにもご利用いただけます。利用者証明用電子証明書により利用者本人の認証の事務を行う従業者等に対しては、法令により目的外利用の禁止及び秘密保持が義務付けられています。 マイナンバーカードの取得は任意であり、取得の有無によって不利益を受けることはありません。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
72	⑤今後の課題として残されたことが、特定個人情報保護評価はプライバシー影響評価とは別の日本独自の制度と捉える必要があるかどうかである。	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（PrivacyImpactAssessment:PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。
73	個人情報を守るためのチェックをしっかりと行ってほしい。滞納整理にあたり、各々の生活状況をよく調査し、各課担当間の連絡を密にしてほしい。 また、そのための職員体制も充実してほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 特定個人情報を利用する事務の実施にあたっては、担当部署において少なくとも年１回、特定個人情報保護評価書の記載事項の見直しを行うこととしています。 その他にも情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するために内部監査を毎年行うとともに、外部監査も適宜行うこととするなど、特定個人情報を保護するための様々な措置を講じています。 また、国民健康保険料の滞納者に対しては、督促状や催告書の送付、財産調査、差押え処分といった手順で滞納整理を行っており、支払いが困難な滞納者に対しては、それぞれの事情を考慮しながら実情に合わせた納付相談を行い、滞納の早期解消に取り組んでいます。今後、（仮称）滞納対策課を設置することで、組織間の連携を強化し、さらなる区民の負担軽減と業務の効率化を図っていきます。